

保安管理業務報告

(平成14年度第2四半期)

(業務報告)

2003年2月

核燃料サイクル開発機構

東海事業所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は、下記にお問い合わせください。

〒 319-1184 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

核燃料サイクル開発機構

技術展開部 技術協力課

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to :

Technical Cooperation Section,

Technology Management Division,

Japan Nuclear Cycle Development Institute

4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184,

Japan

© 核燃料サイクル開発機構 (Japan Nuclear Cycle Development Institute)
2003

保安管理業務報告

(平成14年度第2四半期)

(業務報告)

石橋 隆 *

要 旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成14年度第2四半期（平成14年7月～平成14年9月）の業務実績をとりまとめたものである。

* : 保安管理部

Safety Administration Division business report

- The second quarter of 2002 -

(Document on Present State of Affairs)

Takashi Ishibashi *

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a labor safety health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in July to September in 2002.

* Safety Administration Division Tokai works

目 次

1 . はじめに.....	1
2 . 安全衛生管理業務	
2 . 1 安全施策・安全行事等	2
2 . 2 安全情報の共有等	7
2 . 3 各種協議会組織への支援活動等	8
2 . 4 化学物質管理業務等	10
2 . 5 教育訓練データベースの整備	11
2 . 6 その他	12
3 . 危機管理業務	
3 . 1 危機管理業務概況	16
3 . 2 緊急時対応体制の整備	17
3 . 3 危機管理教育及び訓練	18
3 . 4 原子力事業者防災業務計画	19
3 . 5 警備及び入構管理	20
3 . 6 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務	21
3 . 7 その他	22
4 . 品質保証関連業務	
4 . 1 品質保証活動業務概況	23
4 . 2 機構安全・品質監査	24
4 . 3 事故・トラブル等の水平展開	25
4 . 4 安全性総点検処置状況	26
4 . 5 NS ネット良好事例の水平展開	27
5 . 各種委員会活動	
5 . 1 安全衛生・化学物質委員会	28
5 . 2 東海事業所安全専門委員会	30
5 . 3 品質保証委員会	31
5 . 4 安全主任者会議	32
5 . 5 衛生管理者会議	33
5 . 6 核取主任者等会議	34
5 . 7 ダイオキシン類対策委員会	35
5 . 8 保安管理部品質保証推進委員会	36
5 . 9 技術審議会	37
6 . 規程類の整備	
6 . 1 使用施設保安規定	38
6 . 2 放射線障害予防規定	40
6 . 3 事業所規則類	41

7 . 許認可申請	
7 . 1 原子炉等規制法	43
7 . 2 放射線障害防止法	46
7 . 3 労働安全衛生法	47
7 . 4 消防法	48
7 . 5 高圧ガス保安法	49
7 . 6 原子力災害対策特別措置法	50
7 . 7 環境法令	51
8 . 保安検査、立入調査等	
8 . 1 保安検査官対応	52
8 . 2 使用施設保安検査	72
8 . 3 労働安全衛生法関連設備の検査	73
8 . 4 消防法、高圧ガス関連	74
9 . 外部機関との協力	
9 . 1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）	75
9 . 2 ニュークリアセイフティネットワーク（NSネット）	77
9 . 3 その他	78
10 . 教育訓練・資格取得	
10 . 1 試験・講習会	79
10 . 2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び 保安管理部保安立会要領教育	82
11 . 事故・トラブル等	
11 . 1 法令報告及び軽微事象	83
11 . 2 軽微事象未満のトラブル等	84
11 . 3 負傷報告	87
12 . その他	88
13 . おわりに	89
付 録	91

1. はじめに

第2四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、全国安全週間（7月1～7日）行事及び全国労働衛生週間準備期間（9月）等の各種安全行事に係る企画・実施に対応するとともに、使用施設に係る通報連絡基準の整備等を進めた。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、IAEAによる補完的アクセス、月例訓練等の定常業務のほか、消防大学校に対する原子力防災研修（9月）の企画・実施に対応した。

品質保証室においては、使用施設・RI施設に係る許認可、事故・トラブル及び良好事例の水平展開、品質保証活動に係る諸業務等の定常業務のほか、機構安全・品質監査（7月・8月）に対応するとともに、東海事業所の業務中間報告（9月）に合わせて部門長診断に対応した。

また、東京電力の自主点検データ不正問題（8月29日公表）に関連して、経済産業省等からの指示に基づく調査対応の事務局として対応した。

なお、東海事業所における平成14年9月30日現在の無災害日数は、261日（起算日：平成14年1月13日）となった。



← 安全大会所長訓辞
（7/1）

自主点検作業の適切
性確保に係る総点検
環境センター
（9/19）



2. 安全衛生管理業務

2.1 安全施策・安全行事等

第2四半期は、全国安全週間（7月1～7日）、全国労働衛生週間・準備期間（9月1日～10月7日）があり、安全対策課としてはこれらの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

また、前期に引き続き通報連絡基準の検討・整備を進めるとともに、東電不正問題に対する所内調査等に事務局として対応した。

(1) 全国安全週間（7月1～7日）

全国安全週間行事については、前期の準備期間に係る行事に継続して各種行事の実施等に対応した。安全大会については、昨年度と同様に各部・センター単位で開催することとし、また、昨年度から行うこととした事業所安全表彰（安全功労賞所長表彰、安全功績賞、安全奨励賞）についても、昨年同様として安全大会の中で実施した。

安全週間期間中に開催した行事を表 2-1-1 に、安全表彰の実績を表 2-1-2 に、安全週間行事に係る写真集を図 2-1 示す。なお、準備期間も含めた全体の行事等の取り組み状況については、第1四半期報告を参照されたい。

表 2-1-1 全国安全週間行事一覧

項目	実施日	実施内容
1. 安全大会 各センター、建工部及び支援部門の5箇所で開催	7月1日(建工部は7月2日)	理事長メッセージ 所長訓示 安全表彰（安全功労賞、安全功績賞、安全奨励賞） 安全標語優秀賞表彰
2. 安全講演会	7月5日	「予知予防としての安全確認『一声一動作』について」 (水戸労働基準監督署長)
3. 事故・トラブル時の通報連絡基準に関する周知教育	7月10日	管理職、TL、現場責任者クラスに実施

表 2-1-2 安全表彰一覧

安全功労賞（事業所長表彰）

所属部署		受賞者	受賞件名	備考
再処理センター 施設管理部	新生テクノス (株)	H . T	長年にわたる機械設備保 全を通じた再処理工場の 安全・安定運転への貢献	理事長表 彰 感謝状
建設工務 管理部	常陽産業(株)	H . H	一般雑排水処理施設の安 全運転管理	感謝状
環境センター 先進部	原子力技術(株)	K . Y	長年にわたる給排気設備 等の運転・管理	感謝状

安全功績賞（センター長・部長表彰）

所属部署		受賞者	受賞件名	備考
保安管理部	危機管理整備 室	K . K	長年にわたる警備業務の 確実な実施	感謝状
放射線 安全部	放射線管理第 一課	N . N	Pu センターにおける確実 な放射線管理による安全 確保への貢献	
	日本放射線イン ジニアリング(株)	H . S	長年にわたる放射線管理 用機器の適切な保全の実 施及び保全技術の改良	感謝状
建設工務 管理部	検査開発(株)	K . K	建設に関する業者の安全 管理全般の管理	感謝状
環境センター	環境保全部施 設保全課	施設管 理チー ム	J棟給排気設備の更新に おける工事安全への貢献	
	処分部 (株)インテグラ	T . I	地層処分関係施設の設 計・施工及び運転における 安全管理業務の遂行	感謝状
	先進部先進再 処理技術開発 Gr	団体受 賞	CPF 改造工事における無災 害への貢献	
	先進部 施設運転 Gr	団体受 賞		
	放射線部 放射線第一課	団体受 賞		

所属部署		受賞者	受賞件名	備考
再処理センター	環境保全部 環境管理課	受入焼却チーム	コンクリート固化処理装置等大型装置の解体撤去に関わる工事等管理	
	三幸(株)	団体受賞	クリプトン回収技術開発施設の運転・保守管理への貢献	感謝状
Pu 燃料センター	環境保全部 技術開発室	団体受賞	廃棄物焼却炉の解体撤去作業	
	千代田メンテナンス(株)	団体受賞		感謝状

安全奨励賞（センター長・部長表彰）

所属部署		受賞者	受賞件名	備考
保安管理部	常陽産業(株)	Y . W	原子炉等規制法に基づく許認可申請等業務に係る円滑かつ着実な遂行	感謝状

図 2-1 安全週間行事写真集



安全大会（理事長メッセージ）



安全大会（所長訓示）



安全大会（安全表彰）



安全大会（センター長訓話）



安全大会（スローガン指差唱和）



通報連絡基準周知教育



安全講演会

(2) 全国労働衛生週間（準備期間）

平成 14 年度全国労働衛生週間（10 月 1 日～7 日）及び同準備期間（9 月 1 日～30 日）に合わせ、各種行事を企画し準備を進めた。

平成 14 年度の労働衛生週間は、「自分でチェック！私の健康 みんなでチェック！働く環境」をスローガンに展開されることに伴い東海事業所では準備月間を含めた本期間における各種行事の企画立案を行い、安全衛生・化学物質委員会の承認を得て実施又は準備を進めた。

各種行事の一覧を表 2-1-3 に示す。

表 2-1-3 衛生行事一覧

実施事項	期 間	備 考
1. 啓蒙活動	9 月 1 日 ～10 月 7 日	衛生ポスター、安全ニュース発行、衛生小冊子「生活習慣病を防ごう『今日から始める有言実行プログラム』」の配布
2. 労働衛生講演会	9 月 27 日	「働く女性の健康管理」170 名参加 茨城産業保健推進センター講師
	10 月 2 日	「産業保健をとりまく状況と課題」 茨城産業保健推進センター長
3. 衛生管理者及び課安全衛生推進員の勉強会	9 月 30 日	有機溶剤による災害を防ぐには ふせげ酸欠事故 職場の腰痛予防対策 VDT 作業の健康チェック
4. 職場横断パトロール	9 月 18 日	専任衛生管理者、衛生管理者、課安全衛生推進委員等
5. 優良事業所見学	11 月	(株)日立サイエンスシステムズ



「働く女性の健康管理」講演会（9 月 27 日）

2.2 安全情報の共有等

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。第2四半期における安全ニュースの発行実績を表2-2-1に示す。

なお、安全ニュースについては、東海事業所イントラネットの保安管理部ホームページに掲載しており、誰もがいつでも見られるようにしている。

表 2-2-1 安全ニュースの発行

	発行日	件 名
117	7月1日	CPF 実験室における純水の漏洩について
118	7月2日	東海事業所安全大会開催！！
119	7月3日	再処理センターにおけるアルカリ溶液による薬傷について
120	7月9日	安全管理別棟における給気ダクトからの水の滴下について
121	7月10日	Pu センターにおける左目尻の負傷について
122	7月17日	再処理センター屋外蒸気配管からの蒸気漏れについて
123	7月31日	Pu センターにおける洗濯排水の設備外への漏洩について
124	8月1日	平成14年度 電気使用安全月間の開始にあたって
125	8月12日	湿式回収精製設備の解体作業におけるエアラインスーツへのエアの供給中断について
126	8月26日	再処理センター分析所における作業員の靴底汚染について
127	8月30日	平成14年度全国労働衛生週間（準備期間）行事について
128	9月2日	再処理センターLWSF 建設現場における壁掛電話機の溶融について
129	9月2日	東京電力における自主点検作業記録等の不正問題に関する指示について
130	9月5日	ヒヤリハットを用いたKYの実施
131	9月24日	Pu センター第二開発室における軽微な靴底汚染について

2.3 各種協議会組織への支援活動等

(1) 放射線安全衛生強化推進協議会

定例活動

平成 13 年 3 月 1 日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会(放安協)の今期の活動内容を表 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開 催 日	議 題	審議結果等
8 月 8 日 (定例会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認 < 報告 > ・ 放射線安全衛生強化推進協議会新会員紹介 ・ 平成 13 年度第 4 四半期安全衛生管理状況報告 ・ センター協議会の活動状況について ・ 平成 14 年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について ・ 平成 14 年度原子力施設'-安全月間行事報告 ・ 平成 14 年度危険物安全週間行事報告 ・ 平成 14 年度電気使用安全月間行事について < その他 > ・ 水戸労働基準監督署による労働基準法及び安全衛生法上の課題等に関する指定集団指導について 	

会 長 : 所長代理

オブザーバー : 所長

副会長 : 環境保全センター長, 再処理センター長, Pu センター長, 放射線安全部長, 常陽産業(株), 日揮(株)

委 員 : 原子力技術(株), 検査開発(株), エイ・ティ・エス(株), 木村化工機(株), 千代田メンテナンス(株), 石川島播磨重工(株)

事務局 : 安全対策課

(2) 安全推進協議会

平成 10 年 12 月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会（安推協）にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。

今期における安推協の活動内容を表 2-3-4 に示す。

表 2-3-4 安全推進協議会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7月12日 (幹事会) 7月26日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認（審議） ・ 7月期行事の保安巡視について（審議） ・ サイクル機構作成日めくりカレンダーの購入について（審議） ・ サイクル機構からの情報紹介（報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認 ・ 承認
8月9日 (幹事会) 8月23日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認（審議） ・ 7月期行事の保安巡視について（報告） ・ 8月期行事の電気保安月間の講演会について（審議） ・ サイクル機構からの情報紹介（報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認 ・ 承認
9月13日 (幹事会) 9月27日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認（審議） ・ 平成 14 年度水戸地区産業安全衛生大会の報告 ・ 9月行事（立哨）の実施（審議） ・ 東海事業所消防計画の改定と改定に基づく検討依頼 ・ サイクル機構からの情報紹介（報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認 ・ 9月4日 ・ 9月27日

会 長 ：常陽産業(株)

副会長 ：(株)関電工，検査開発(株)

幹 事 ：日揮(株)，(株)神戸製鋼所，東興機械工業(株)，(株)ペスコ，エイ・ティ・エス(株)，木村化工機(株)，原子力技術(株)（幹事長），

会計監査：東陽電設（有），原子カシステム(株)

オブザーバー：安全対策課

2.4 化学物質管理業務等

化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）に基づく今期の業務は、平成 13 年度の取りまとめ及び法令報告が前期に完了したことから、今期は、平成 14 年度第 1 四半期における化学物質の排出量等の取りまとめを実施した。

また、作業者に対する化学物質のリスクアセスメント手法の検討を開始し、文献調査等を実施した。

2.5 教育訓練データベースの整備

平成 13 年 10 月から本格運用を開始した教育訓練データベースについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から運用を開始した。

今四半期は、複数科目一括入力方式や星取表等の取込みを含めた改良に関し、発注仕様について大洗及び人形峠とともに検討・調整を行い、仕様書を作成した。なお、発注については、調整の結果、本社において一括して行うこととなった。

2.6 その他

(1) 通報連絡に関する意識改革研修

平成 14 年 6 月に問題となった通報連絡の遅れ（Pu センター「グローブ交換時の軽微な汚染」）に関し、所長指示に基づき所幹部を中心としたライン管理職者を対象として「通報連絡に関する意識改革研修」を 7 月 5 日（金）の夜から翌 6 日の午前にかけてホテル「サンピア日立」において実施した。

本研修の概要を表 2-6-1 に示す。

表 2-6-1 意識改革研修概要

期 日	予定時刻	研修内容	講師等
7 月 5 日 (土)	19:00 ~ 19:15	所長訓示	
	19:15 ~ 20:45	再処理センターにおけるトラブルの事例研究	再処理センター長
	21:00 ~ 22:00	意識と考え方	保安管理部長
7 月 6 日 (日)	09:00 ~ 09:15	通報連絡基準について	安全対策課長
	09:15 ~ 10:45	Pu センターにおけるトラブルの事例研究	Pu センター長
	10:45 ~ 12:15	環境センターにおけるトラブルの事例研究	環境センター長
	13:00 ~ 14:00	意識改革の方向性（まとめ）	保安管理部長
(参加者：計 21 名) 東海事業所： 所長、所長代理、副所長、研究主席 支援部門： 開発調整室長、リスコミ班副班長、保安管理部長、安全対策課長、放射線安全部長、運営管理部長、地域交流課長、労務課長、建設工務管理部長 三センター： 環境センター長、再処理センター長・副センター長、Pu センター長・副センター長、Pu 技術部長、Pu 加工課長 他： (株) ペスコ 技術開発センター副所長			

事務局： 労務課、安全対策課

(2) 通報連絡基準の整備

前期は再処理施設に係る通報連絡基準を整備し 5 月から運用を開始したが、使用施設の通報連絡基準については、6 月 28 日の運営会議において設置することとなった「通報連絡基準検討会」による検討を進め、8 月 9 日に検討結果を運営会議に報告するとともに、同日から暫定運用を開始した。また、これに伴い所内及び関係部署への周知を図るため、9 月 6 日（所全体）9 月 13 日（Pu センター）及び 9 月 20 日（環境センター）に説明会を開催した。

表 2-6-2 に通報連絡基準検討会の委員及び検討経緯を示す。なお、運用を開始した通報連絡基準については、再処理の通報連絡基準とともに付録に添付するので参照されたい。

表 2-6-2 通報連絡基準検討会

項 目	職 位
委員長	保安管理部 次長
副委員長	Pu センター技術部 次長
委 員 (9 名)	Pu センター技術部 管理課長 Pu センター技術部 保安推進 Gr GL 環境センター環境保全部 管理課 課長代理 保安管理部 危機管理整備室 室長代理 開発調整室 室長代理 運営管理部 地域交流課長 再処理センター 処理部 転換技術課長 放射線安全部 放射線管理第一課 課長代理 本社 安全推進本部 危機管理推進室長
事務局 (4 名)	環境センター 品質保証 Gr Pu センター 技術部 管理課 Pu センター 環境保全部 技術開発室 保安管理部 安全対策課
(検討経緯)	7 月 16 日 第 1 回会合 7 月 23 日 第 2 回会合 7 月 29 日 第 3 回会合 8 月 01 日 第 4 回会合 8 月 06 日 第 5 回会合 8 月 07 日 管理担当課長会議に検討結果を報告 8 月 09 日 運営会議に検討結果を報告、暫定運用開始承認

(3) 東電不正問題への対応

8月29日、経産省原子力安全・保安院は、東京電力(株)の原子力発電所において自主点検記録に虚偽記載等の不正があったことを公表した。これに伴い、8月30日付けで原子力安全・保安院長及び茨城県知事から、9月2日付けで文科省原子力安全監から総点検の実施に係る指示文書等が出され、サイクル機構としても全社的な対応を図ることとなった。

東海事業所では、所長代理を委員長とする「特別調査委員会」を設置し、22名の委員（ISO9000 内部監査員資格を有する管理職）を選任して、3センター、放射線安全部及び建設工務管理部の施設・設備に係る自主点検記録の総点検を実施することとした。

総点検の実施にあたっては、保安管理部が総点検の実施及び報告書のとりまとめ事務局を担当することとなり、次長の下に品質保証室及び安全対策課が対応することとした。

経産省管轄である再処理施設については、総点検に係る実施計画（実施体制、調査方法、点検方法等）を作成し、期限である9月20日に経産省に提出するとともに、自主点検記録の調査を開始した。

また、文科省関連では使用施設保安規定の適用施設について、保安規定に基づく点検記録等の総点検を行い、期限である9月30日に不正は見出されなかった旨の報告書を提出した。

茨城県からの指示に対しては、10月4日の期限までに中間報告書を提出することで総点検作業を進めることとした。

これら東電不正問題に係る関連資料を付録として添付する。



総点検実施状況
(9/18 放射線安全部)



総点検実施状況
(9/19 建設工務管理部)

(4) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、14年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいくこととした。このため、今期から本格的に取り組みを開始し、衛生管理者会議（事務局：安全対策課）において取り組みにあたっての推進骨子を作成、所の安全衛生・化学物質委員会（8月27日）の承認を得るとともに、職場の実態調査を行うための調査表の検討・作成を行い9月末に各職場に配布した。今期においてとりまとめた「快適職場づくりの推進骨子」及び「快適職場調査票」を付録として添付する。

3. 危機管理業務

3.1 危機管理業務概況

今期は、前期に申請（6月4日）した再処理保安規定及び使用施設保安規定の認可（7月11日）に伴い、事業所連絡責任者を地域交流課長から危機管理整備室長へ変更するための事業所事故対策規則類の改訂作業を前期に引き続き実施するとともに、保安規定の施行日（7月16日）に合わせて改定、施行した。また、1996年版 IAEA 輸送規則を取り入れた国内規則の改正に伴う事業所内輸送に係る保安規定等の見直し作業、経済産業省への迅速な通報等を目的にした東海事業所規則地震発生時の対応の改訂作業、消防計画の見直し整備等を進め、緊急時対応体制の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続整備、自治体・自衛隊等に対する研修会の開催に対応した。

このほか、米国テロ以来実施してきた警備体制の強化を継続するとともに、保障措置・核物質防護関連業務では、IAEA の追加議定書に基づく補完的アクセスとしての査察が行われ、これに対応した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応を、表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 異常事象等の対応実績

発生日時	異常事象及び対応等の概要	備考
7月17日(水) 5:11頃	再処理施設屋外配管からの蒸気漏れ	事業所対策会議設置 情報連絡第1報
7月31日(水) 10:38頃	プルトニウム燃料センターにおける洗濯排水の設備外への漏えい	2222 電話通報 事業所対策会議設置 情報連絡第3報
8月6日(火) 8:50頃	グローブボックス負圧の変動	事業所対策会議設置
8月23日(金) 14:15頃	再処理分析所における作業員の靴底汚染について	事業所対策会議設置 外部へは電話連絡のみ

3.2 緊急時対応体制の整備

(1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練（11日）定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AVシステム、データベースシステム）の信頼性向上、運用効率化、迅速化に伴う以下のシステム整備を実施した。

緊急時支援システムの整備（AVシステム関連）

イ、再処理電源集中管理システムの整備開始

ロ、火災警報表示システムの信頼性向上（改造）開始

ハ、TV会議の見直し（LAN-TV会議の導入検討）

ニ、核燃料物質輸送におけるモバイル映像試験の検討及び試験を実施

ホ、茨城県防災ヘリ映像受信の試験を実施

ヘ、毎月自家用発電機の起動訓練を開始（各対応班毎）

ト、毎月現場指揮所（9箇所）の月例点検を実施

緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ、QAシステムの改造契約に伴うキックオフ

(2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。

7月12日（金） 防災訓練（CPF施設で臨界事故に対する訓練）

8月6日（火） 月例訓練（プルセンターで輸送事故に対する訓練）

9月12日（木） 月例訓練（運営管理部で業者団地の火災に対する訓練）

3.3 危機管理教育及び訓練

(1) 事業所防災訓練

平成 14 年度の第 1 回防災訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づく訓練として環境センター C P F 施設における臨界事故を想定して 7 月 12 日（金）（台風のため一日順延）13:30～15:30 に実施した。

(2) 茨城県立入り調査通報訓練

Pu センターで 6 月 4 日に発生したトラブル時の通報連絡遅れに伴う茨城県立入り調査通報訓練（抜打ちによる）が、8 月 9 日（金）18:06～19:38 にプル第 2 開発施設の床汚染事故を想定して実施された。

(3) 茨城県原子力防災訓練

今年度の茨城県原子力防災訓練は、大洗工学センター「常陽」が発災事業所となり 9 月 30 日（月）8:30～13:00 に実施された。

東海事業所は、支援対策会議を立上げ事故情報の収集及びオフサイトセンター等への人員派遣（6 名）を行った。

(4) 自治体関係者等に対する原子力防災教育の実施

茨城県及び近隣市町村の消防関係者及び自衛隊関係者等を対象として、東海事業所における各原子力施設の特徴、防災体制、放射線に関する基礎知識等をカリキュラムとした原子力防災研修を企画し実施した。

詳細については、9 項「外部機関との協力」に記載した。

3.4 原子力事業者防災業務計画

茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編の修正案(平成13年6月の原子力防災指針の改訂や原子力防災訓練後の関係機関からの意見等を踏まえ、原子力災害対策の内容を一層充実し、原子力施設における事故時の迅速かつ適確な対策を図ることを目的として修正された))の改正に伴う東海事業所原子力事業者防災業務計画の修正作業については、前期から行ってきたが6月14日に茨城県及び東海村の了解を得たことに伴い、所内手続きを行い7月10日に監督官庁(文部科学大臣及び経済産業大臣)へ提出した。

なお、今回の修正は原子力防災指針の改訂に伴う用語の修正(「緊急時医療」「緊急被ばく医療」)及び文章表現の適正化等、所要の見直しである。

また、原子力事業者防災業務計画に基づく届出を実施した。詳細は、7項「許可申請」に記載した。

3.5 警備及び入構管理

(1) 警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

今期においては7月及び9月に「常陽」燃料輸送があり、それに対応した。

平成13年9月に米国で発生した同時多発テロ事件を受けて、引き続き警備強化を実施した。

また、事業所南東地区（射爆場跡地）のフェンスの二重化及び監視装置の設置工事を継続した。

- ・敷地境界フェンス工事（4月22日～11月末納期）
- ・敷地境界監視装置設置工事（5月27日～12月末納期）

(2) 入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（IDカード）及び車輛入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輛台数を表3-5-1に、出入許可証及び車輛入構許可証の発行実績を表3-5-2示す。

表3-5-1 入構者及び入構車輛実績

種類	門	7月	8月	9月	14年度累計	月平均
入構者数 (人)	正門警備所	7,759	6,086	5,718	41,116	6,853
	田向門警備所	10,063	8,040	8,158	47,311	7,885
	計	17,822	14,126	13,876	88,427	14,738
車輛台数 (台)	正門警備所	6,379	5,252	5,566	34,481	5,747
	田向門警備所	7,930	6,246	6,661	38,822	6,470
	計	14,309	11,498	12,227	73,303	12,217

表3-5-2 出入許可証及び車輛入構許可証発行実績

種類	7月	8月	9月	14年度累計
出入許可証	372	199	107	1,622
車輛入構許可証	170	85	69	1,041

3.6 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務

(1) 核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 6 月期～8 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

(2) 保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、表 3-6-1 に示す補完的アクセスが実施され、各部・センターの関係者と協力して対応するとともに、実施メモをとりまとめ本社に報告した。

表 3-6-1 補完的アクセス対応状況

実施日	対象施設	実施結果	備 考
7 月 15 日	G, H, J, L 棟、部品試験室	問題なし	2 時間前通告
9 月 20 日	乾式 ^o 貯入、再処理資材庫	問題なし	24 時間前通告

3.7 その他

(1) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長1名、副班長3名、班員20名の計24名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施したほか、月例訓練に参加協力した。

今期の消防班の活動実績を表3-7-1に示す。

表 3-7-1 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備 考
7月5日	操法・規律訓練	参加8名
7月19日	操法・規律訓練	参加10名
8月2日	操法・規律訓練	参加8名
8月6日	輸送事故訓練	月例訓練参加
8月23日	操法・規律訓練	参加7名
9月6日	操法・規律訓練	参加7名
9月12日	業者団地火災対応訓練	月例訓練参加
9月20日	操法・規律訓練	参加14名

(2) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムの運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表3-7-2に示す。

表 3-7-2 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累 計	備 考
7月	158人	2223人	H13年3月運用からの累計
8月	31人	2254人	
9月	24人	2278人	

4. 品質保証関連業務

4.1 品質保証活動業務概況

(1) 部門長診断会

平成 14 年度業務推進・品質改善目標リストに係る進捗状況について、各部・センターからの中間報告(部門長診断会)が9月24日に行われた。(2日目は10月8日予定)

本診断会は、各部・センター長(再処理センター、保安管理部、国際認証 Gr、プルセンター)が業務推進・品質改善目標リストによりその進捗状況について報告し、所長より診断を受けた。

(2) 施設品質保証計画書の改訂

品質保証委員会の下の分科会において施設、受注製品等及び OHSMS/EMS の基本規則に係る品質保証計画書とする方向で検討を進めている。第 5 回分科会が7月22日に開催され品質保証計画書の共通編と施設編の記載内容の検討を行った。また、7月末としていた検討期間が予定より延びることから、品質保証委員会(8月9日開催)にその理由を報告し承認された。

(3) 業務品質保証に関する階層別教育

本社主催の業務品質保証に関する階層別教育が上級管理職クラス〔7月29日(月)実施〕及び専門職クラス〔7月30日(火)〕を対象に開催されこれに協力した。なお、東海事業所の当該教育への受講者は、24名であった。

(4) 検討会/指導会

今期は、指導会の開催はなかった。

検討会は、プルセンターにおいて第1回(8月6日)今後の活動計画について、第2回(8月20日)は廃棄物保管容器による低減効果、第3回(9月3日)は廃棄物コストの低減について第4回(9月10日)は廃棄物関連コストの評価について検討され事務局はオブザーバーとして適宜出席し進捗状況について確認した。

4.2 機構安全・品質監査

サイクル機構における「品質監査」と「安全監査」の合理化及び監査機能の向上を図るため、両監査を統合することが平成 13 年度に決定され、今年度は、本体制のもと機構安全・品質監査が 7 月から 8 月にかけて実施された。

平成 14 年度の東海事業所の被監査部門は、再処理センター（8 月 27、28 日）及び、プルセンター・建工部・保安管理部危機管理室（7 月 17 日～19 日）であった。監査項目は下記に示す。

総括的確認事項

不適合管理及び再発防止対策

設計管理

設備、装置、冶工具、機器の管理

製作及び据付の管理

検査及び試験の管理

運転管理

事故等への準備及び対応

危機管理

であり、監査結果は、東海事業所として良好事例 2 件、保安管理部は良好事例 2 件、意見 2 件、建工部は良好事例 3 件、意見 2 件、プルセンターは良好事例 1 件、意見 2 件、要望事項 4 件、再処理センターは良好事例 1 件、意見 2 件、要望事項 2 件、指摘事項 1 件であった。

是正事項（指摘事項、要望事項）については、是正計画の策定、措置の実施等を行い、品質保証室が事業所としてとりまとめて年度末までに本社へ報告する予定である。

4.3 事故・トラブル等の水平展開

サイクル機構内外の事故・トラブル事例及び良好事例のうち、サイクル機構内での再発防止対策の観点から機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行った。

また、「東海事業所水平展開実施要領」(事業所規則)踏まえて、実務作業を実施するための部内要領を作成中である。なお、今期実施した水平展開を表4-3-1に示す。

表 4-3-1 水平展開実施状況

番号	件名	水平展開事項
H14-1	CPF の純水漏れに係る水平展開	マニュアルのチェックシート等の改善 教育による改善
H14-2	放射性物質等の使用等に係る設備(材質・塩化ビニル)のヒビ割れ等に関する水平展開	塩化ビニル製グローブボックス等を目視検査で亀裂、変色等の調査及び措置計画に関する調査 原因調査、詳細な履歴等に関する調査
02-03	大洗工学センター照射燃料試験施設における排気フィルターケーシングからの結露水の微小漏えいに関する水平展開	フィルターケーシングの設置状況調査 鉄製のフィルターケーシングの交換、点検、要領の整備、教育の実施
02-04	IAEA ワークショップで紹介された事故調査・分析手法に関する水平展開	各部・センターに紹介
	原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検について	茨城県からの指示に基づく、他事業所のトラブルによる水平展開の自主点検作業記録の調査依頼

4.4 安全性総点検処置状況

昨年度の処置状況について、安全性総点検プログラムを基にとりまとめを行い、13年度安全性総点検の実施状況（完了報告）を平成14年5月9日の運営会議に報告したが、計画完了案件に対して計画の精査を求められたことから、コメントを踏まえ、再度7月9日の運営会議に提出した。しかし、計画完了案件に対し安全上の問題点及び計画の妥当性(予算措置を含む)等について再度、コメントされ、各部・センターと現在調整中である。

4.5 NS ネット良好事例の水平展開

NS ネット良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において実施されている相互評価において抽出され、広く会員に紹介されているものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。

今期実施した水平展開を表 4-5-1 に示す。

表 4-5-1 NS ネット相互評価結果報告に基づく水平展開実施一覧

被相互評価事業所		総 件数	参 考 事 例	紹 介 事 例	水 平 展 開 事 例	実 施 日
第 22 回	レーザー濃縮技術組合 東海濃縮実験所	9	0	2	0	2002.8.30
第 23 回	三菱重工業株式会社 神戸造船所	17	0	10	0	2002.8.30

5. 各種委員会活動

5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第3火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

今期の安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表5-1-1に示す。

表5-1-1 安全衛生化学委員会の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果等
7月23日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 防火対策委員会規則及び防火管理規則の廃止について	一部修正のうえ承認
	<報告事項> 1. 東海事業所消防計画の改定について 2. 平成14年度東海事業所労働安全衛生マネジメントプログラムの設定について 3. 平成14年度危険物安全週間行事の実施結果について 4. 平成14年度電気使用安全月間運動について 5. ダイオキシン類対策委員会報告 6. 電気保安委員会報告 7. 東海事業所安全専門委員会報告 8. 安全主任者会議活動報告 9. 衛生管理者会議報告 10. 再処理センターにおける作業員の右手の負傷について【負傷報告】 11. 再処理センターにおけるアルカリ溶液による薬傷について【軽微負傷報告】 12. プルセンターにおける左目尻の負傷について【軽微負傷報告】	
	<その他> 1. 安全衛生・化学物質委員会委員による職場巡視結果報告	

開催日	議 題	審議結果等
8月27日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. .ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理基準 2. 全国衛生週間(準備期間)の実施計画について	承認 承認
	<報告事項> 1. 快適職場づくりの推進骨子について 2. 平成14年度全国安全週間・準備期間の取組みについて 3. 東海事業所における個人被ばく管理状況(平成14年第1四半期) 4. 電気保安委員会報告(8月期) 5. 東海事業所安全専門委員会報告(7月期) 6. 安全主任者会議活動報告(8月期) 7. 衛生管理者会議報告(8月期) 8. 東海事業所交通安全委員会報告(8月期)	
	<その他> 1. 安全衛生・化学物質委員会への東海事業所交通安全委員会報告の必要性について	
9月17日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	一部修正の うえ了承
	<審議事項> 1. 平成14年度高圧ガス保安活動促進週間行事について	承認
	<報告事項> 1. 電気保安委員会報告(9月期) 2. 東海事業所安全専門委員会報告(8月期) 3. 安全主任者会議活動報告(9月期) 4. 衛生管理者会議報告(9月期)	

委員長(議長): 所長代理

委員 : 事業所が指名する者11名、事業所労働組合が推薦する者11名

事務局 : 安全対策課

5.2 東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり、毎月最終水曜日を定例とし、また、必要に応じて臨時委員会を開催している。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1 東海事業所安全専門委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
7 月 31 日 (水) (7 月定例)	1. J 棟における核燃料物質使用変更許可申請、核燃料物質使用施設保安規定及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了
8 月 28 日 (水) (8 月定例)	1. 再処理施設保安規定の改定について(低放射性濃縮廃液貯蔵施設の追加及び所要の見直し) 2. 再処理施設保安規定の変更	審議終了 審議終了
9 月 25 日 (水) (9 月定例)	1. 地層処分放射化学研究施設の放射性同位元素等使用変更許可申請 2. 核燃料物質使用施設放射線管理基準の改定(応用試験棟エアスニファの増設)	審議終了 審議終了

委員長 : 核燃料取扱主任者

委員 : RI 主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター研究主幹、環境センター技術主幹、再処理センター技術部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員

外部委員 : 4 名

オブザーバー : 東海事業所所長代理

事務局 : 品質保証室

5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。今期における品質保証委員会の活動内容を表 5-3-1 に示す。なお、平成 14 年度より本委員会は、東海事業所イントラにて議事録を掲載することにしており、最新版の議事内容が見られるようになっている。

表 5-3-1 品質保証委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
8 月 9 日	(審議事項) 1. 再処理施設におけるホイスト故障について 2. プルトニウム燃料施設品質保証計画書の改正について 3. OHSMS/EMS を中心とした体制に係る検討ワーキンググループの設置について (報告事項) 1. 施設品質保証計画書の改定に係る品質保証委員会分科会における検討状況について 2. 内部監査の合理化実施について	審議終了 審議終了 承認

委員長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

副委員長：所長代理

委員：副所長、副所長（環境センター長）、副所長（再処理センター長）、放射線安全部長、運営管理部長、建設工務管理部長、保安管理部長、開発調整室長、国際認証取得推進 Gr 長

5.4 安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 安全主任者会議の活動内容

開 催 日	議 題	審議結果等
7月2日 (定例)	(1)負傷報告(審議) 再処理センターにおける右手親指等の骨折 負傷 (2)共通安全作業要領の制定 A-6「作業責任者認定制度の運用要領」 (3)安全活動に関する情報交換 (4)安全主任者からの各施設状況報告	審議終了 審議終了
7月12日 (臨時)	(1)軽微負傷報告 再処理センターにおける右足の薬傷 プルトニウム燃料センターにおける転倒すり むき負傷 (2)安主会議パトロール結果	審議終了 審議終了
8月2日 (定例)	(1)共通安全作業基準の改定 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理基 準」 (2)共通安全作業要領の改定 「D-9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理要 領」 (3)安全活動に関する情報交換 (4)安全主任者からの各施設状況報告	審議終了 審議終了
9月9日 (定例)	(1)共通安全作業要領の制定 「エアライン作業の管理要領」 「非金属性フレキシブルチューブ類の管理要 領」 (2)安全活動に関する情報交換 (3)安全主任者からの各施設状況報告	審議終了 審議終了

議 長 : 専任衛生管理者

委 員 : 各部・センター安全主任者7名

事務局 : 安全対策課

5.5 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 衛生管理者会議の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
7月4日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認 < 審議 > ・ 共通安全作業要領 B-2「酸素欠乏危険場所の作業環境要領」の改定について < 検討 > ・ 「快適職場をめざした快適職場づくり」について < 報告 > ・ 作業環境測定・衛生巡視実施状況の確認 ・ 衛生管理者会議による巡視点検結果について 	承認
8月9日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認 < 審議 > ・ D-12「ダイオキシン類への曝露防止管理要領」の改定について ・ 平成 14 年度全国労働衛生週間行事について < 報告 > ・ 作業環境測定・衛生巡視実施状況の確認 ・ 衛生管理者会議による巡視点検結果について < その他 > ・ 平成 14 年度全国産業安全衛生大会について 	承認 承認 継続審議
9月9日 (定例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議事録確認 < 報告 > ・ 平成 14 年度全国労働衛生週間行事について ・ 平成 14 年度定期健康診断の報告(上期) ・ 作業環境測定・衛生巡視実施状況の確認 ・ 衛生管理者会議による巡視点検結果について < その他 > ・ 熱中症対策 ・ みんな出歩こう 1 日 1 万歩 ・ 2002 茨城産業保険ガイドブック 	承認 承認 承認

議 長 : 専任衛生管理者

委 員 : 産業医、各部・センター衛生管理者 6 名

事務局 : 安全対策課

5.6 核取主任者等会議

核取主任者等会議は、安全対策課が事務局を担当し、案件がある場合のみを対象とし、所長を含めた関係者のスケジュールを調整した上で開催している。今期における核取主任者等会議は、案件がなかったため、開催されなかった。

5.7 ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年4月25日基発第401号厚生労働基準局長)に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図るために設置された。

今期におけるダイオキシン類対策委員会の活動内容を、表5-7-1に示す。

表5-7-1 ダイオキシン類対策委員会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
7月8日	審議事項 1. ダイオキシン類へのばく露防止管理要領 (推進計画)について その他 1. 一般雑芥焼却棟の解体撤去工事について	審議終了

委員長 : 所長代理

委員 : 産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、保安管理部・放射線安全部衛生管理者、運営管理部衛生管理者、環境保全・研究開発センター衛生管理者、再処理センター衛生管理者、プルトニウム燃料センター衛生管理者、環境保全・研究開発センター環境保全部長、再処理センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境保全部次長

事務局 : 安全対策課

5.8 保安管理部品質保証推進委員会

第1回の部品品質保証推進委員会を7月26日に開催した。審議は、部内のOHSMS/EMS委員会と品質保証推進委員会の統合に伴い、OHSMS/EMSに関する事項の追記や諮問の手続きなど改定した部品品質保証推進委員会規則について行った。

5.9 技術審議会

技術審議会は、保安管理部及び放射線安全部が所掌する施設の改造・使用変更及び規則・要領類の制改定等について、安全面等技術的観点からの審議検討を行う組織である。

今期は、開催されなかった。

6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は、使用施設保安規定、放射線障害予防規定、事業所規則、放射線保安規則及び共通安全作業基準などの一部改正を行った。

6.1 使用施設保安規定

使用施設保安規定については、前期に行った変更申請が今期に認可となり、施行のための諸手続きを実施するとともに、高レベル放射性物質研究施設(CPF)の改造工事完了に伴う運転開始及びその他必要な改正作業を進め、変更申請を行った。表 6-1-1 に変更認可申請の実績を示す。

表 6-1-1 使用施設保安規定

(1/2)

規程類名称	改正内容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保安規定	(1)非常事態の第一報に係る業務を危機管理整備室に集約するため、事業所連絡責任者の業務を運営管理部地域交流課長から保安管理部危機管理整備室長に移管することに伴い、関連する条文及び図を変更する。 (2)プルトニウム燃料第二開発室の仕上げ室(F-101)に設置してあるグローブボックス D-23 内に保管箱を、グローブボックス D-29 内に粉末混合試験装置を新設することに伴い、関連する表を変更する。 (3)プルトニウム燃料第三開発室分析物性室(FQ-201)に貯蔵施設として試料一時保管箱を新設することに伴い、関連する表を変更する。	(申請) 平成 14 年 6 月 4 日 14 サイクル機構(安)010 (認可) 平成 14 年 7 月 11 日 14 機文科科第 10 号 (施行) 平成 14 年 7 月 16 日 14 規程第 27 号

(2/2)

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
核燃料物質 使用施設保 安規定	<p>(1)高レベル放射性物質研究施設において、プルトニウムの電解精製試験を行うため、機器補修室を実験室Cに名称変更すること及び線用空気モニタを増設することに伴い、関連する図及び表を変更する。</p> <p>(2)高レベル放射性物質研究施設において、GA-8グローブボックスの新設に伴い、使用するPuと235Uの取扱制限量を追加し、関連する表を変更する。</p> <p>(3)高レベル放射性物質研究施設において、GA-8グローブボックスの新設に伴い、電解精製試験用グローブボックスでの金属火災の防止対策として酸素濃度警報装置を追加し、関連する条文及び表を変更する。</p> <p>(4)プルトニウム燃料第二開発室において、仕上室(F-101)のグローブボックスD-29における軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の製造技術に関する評価試験について、U-Ti合金を粉砕媒体として使用することに伴い、関連する表を変更する。</p> <p>(5)プルトニウム燃料第二開発室において、仕上室(A-101)のグローブボックスD-26における軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の製造技術に関する評価試験で取り扱う核燃料物質が、核的制限値の設定条件である核燃料物質濃度を超えるものを処理するための制限量的変更及び制限量的条件の変更に伴い、関連する表を変更する。</p> <p>(6)その他、所要の見直しを行う。</p>	<p>(申請)</p> <p>平成14年9月26日 14サイクル機構(安)018</p>

6.2 放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、再処理施設のクリプトン施設においてR Iの使用を廃止することに伴い、変更届を行った。

表 6-2-1 に実績を示す。

表 6-2-1 放射線障害予防規定

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線障害 予防規定	(1)クリプトン回収技術開発施設における放射性同位元素等の使用等の廃止に伴い、関連する条文を変更する。 (2)その他、所要の見直しを行う。	(施行) 平成 14 年 7 月 31 日 14 東海事業所規則第 3 号 (届出) 平成 14 年 8 月 8 日 14 サイクル機構(東海)523

6.3 事業所規則類

(1) 事業所規則

事業所規則の整備については、表 6-3-1 に示す 3 件のほか、事業所通報責任者の変更に伴う事故対策規則等、関連する規則類の見直し及び改訂作業を進めた。

表 6-3-1 事業所規則等の整備状況

(1/2)

規程類名称	整備内容	制改定日・番号
東海事業所事故対策規則	(1) 非常事態の第一報に係る業務を危機管理整備室に集約するため、事業所連絡責任者の業務を運営管理部地域交流課長から保安管理部危機管理整備室長に移管することに伴い、関連する条文及び図を変更する。 (2) その他、所要の見直しを行う。	施行： 平成 14 年 7 月 16 日 14 東海事業所規則 第 14 号
東海事業所輸送事故対策規則	(1) 非常事態の第一報に係る業務を危機管理整備室に集約するため、事業所連絡責任者の業務を運営管理部地域交流課長から保安管理部危機管理整備室長に移管することに伴い、関連する条文及び図を変更する。 (2) その他、所要の見直しを行う。	施行： 平成 14 年 7 月 16 日 14 東海事業所規則 第 15 号
放射線保安規則	非常事態の第一報に係る業務を危機管理整備室に集約するため、事業所連絡責任者の業務を運営管理部地域交流課長から保安管理部危機管理整備室長に移管することに伴い、関連する条文及び図を変更する。	施行： 平成 14 年 7 月 16 日
東海事業所消防計画	東海事業所防火管理規則と消防計画に分かれていた事業所の防火に関する規則を統一した。	施工： 平成 14 年 8 月 2 日 14 東海事業所規則 第 21 号

(2/2)

規程類名称	整備内容	制改定日・番号
共通安全作業要領 D-12「ダイオキシン類への曝露防止管理要領」	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類の曝露防止対策について」に基づき、制定する。	制定・施行： 平成14年8月19日
共通安全作業要領 D-9「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理要領」	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」の制定による当該基準の見直し改定 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物への名称の変更 ・ 届出様式の変更 ・ 表示類の変更	改定： 平成14年8月19日
共通安全作業基準 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理基準」	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法」の制定による当該基準の見直し改定 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物への名称の変更 ・ 届出様式の変更	改定： 平成14年8月28日
共通安全作業要領 D-14「エアライン作業の管理要領」	エアラインスーツやエアラインマスクなどの空気供給保護具を使用したエアライン作業において、各構成機器及びエアライン作業管理等について、安全に作業を行うために制定	改定： 平成14年9月17日

7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

7.1 原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は、前期に申請（平成 14 年 6 月 6 日付け 14 サイクル機構（東海）275）した使用変更許可申請が平成 14 年 9 月 18 日付け 14 諸文科科第 1106 号で許可されたのみであった。その許可内容を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

(1/3)

対象施設	使用変更内容
(1) プルトニウム燃料第二開発室	<p>使用の方法「(4) 軽水炉用プルトニウム・ウラン混合酸化物燃料の製造技術に関する評価試験」に仕上室 (A-101) のグローブボックス D-26 で行うペレット研削を追加するとともに、仕上室 (F-101) のグローブボックス D-29 で行う混合・調整作業における U - Ti 合金の使用を追加する。</p> <p>仕上室 (A-101) のグローブボックス D-26 の最大取扱量 (核的制限値) を $\text{PuO}_2 - \text{UO}_2$ 混合酸化物系減速系の $0.68 \text{ kg Pu}^* / 0.44 \text{ kg Pu}^*$ (原型炉燃料 / 実証炉燃料及び軽水炉燃料 (1)) から PuO_2 系減速系の 0.22 kg Pu^* に変更する。</p> <p>仕上室 (F-101) のグローブボックス D-29 において、U - Ti 合金を粉砕媒体として使用する。</p>
(2) ウラン廃棄物処理施設	<p>旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の一時保管及び G 棟、J 棟、L 棟、M 棟への運搬を廃止する。</p>
(3) G 棟	<p>材料試験用機器のうち、試料研磨機 1 式及び X 線回折試験装置 1 式を撤去する。</p> <p>旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の一時貯水を廃止する。</p>

対象施設	使用変更内容
(4) J棟	<p>主要設備機器の共通設備うち、直流電源装置 2 式及び A C 無停電電源盤 1 式を撤去する。</p> <p>旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の一時保管施設からの受入を廃止する。</p>
(5) L棟	<p>「分子法ウラン濃縮試験装置によるウラン濃縮試験」を廃止する。</p> <p>「分析作業」に係る使用の方法から、「放射線管理用各種試料の調整，処理，測定等を行う。」を削除し、「附帯作業として，ウラン供給・回収装置を用いてUF₆のガス移送等を行う。」を追加する。</p> <p>「ウラン化合物の物性試験」を廃止する。</p> <p>「放射線管理のための計器較正」を廃止する。</p> <p>「分離試験室」を「試験室(1)」に、「レーザ機械室」を「管理室(1)」に、「レーザ制御室」を「管理室(3)」に、「第2分離試験室」を「試験室(2)」に、「レーザ電源室」を「管理室(2)」に、「ガス操作室」を「資材保管室(2)」に、「試験室」を「試験室(3)」に名称を変更する。</p> <p>分子法レーザ試験装置及びフッ化ウラン供給・回収試験装置を撤去する。</p> <p>「ノズル試験装置」を「ウラン供給・回収装置」に名称変更するとともに、「ガス混合槽」を「ガス供給槽」に名称変更し、ノズル装置、UF₆捕集装置、希薄UF₆用コールドトラップ及びレーザ装置を撤去する。</p> <p>ウラン化合物物性測定試験装置を撤去する。</p> <p>気体廃棄設備について、非管理区域の更衣室、休憩室等に接続されている給排気系統を切り離す。</p> <p>液体廃棄設備について、非管理区域の荷扱室床面の排水口を閉止する。</p> <p>液体廃棄設備について、旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の一時保管及びJ棟への運搬を廃止する。</p>
(6) M棟	<p>旧廃棄物屋外貯蔵ピットで発生した廃水の一時貯水を廃止する。</p>

対象施設	使用変更内容
(7) 応用試験棟	<p>新たに燃料製造技術開発を行う。 放射性廃液の処理処分技術開発を取り止める。 溶媒再生回収試験を取り止める。 燃料製造技術開発として粒子製造試験及び振動充填試験を追加する。 放射性廃液の処理処分技術開発に係る試験を取り止める。 3階の実習室2に間仕切りを設け縮小するとともに、新たに試験室4を設ける。 1階工学試験室にウラン溶液蒸発濃縮設備を新設する。 1階工学試験室にフード2台を新設し、フード内に振動充填試験装置を新設する。 3階試験室4にフード2台を新設し、フード内に粒子製造試験装置を新設する。 気体廃棄施設の排風機の仕様を変更する。</p>
(8) プルトニウム燃料第三開発室	<p>焼結室(FP-105)に設置してある連続予備焼結・連続焼結設備(オフガス処理装置を除く)及びこれらを蔵するグローブボックス FPG-18b~hを撤去、新設する。 仕上検査室(2)(FP-111)に設置してある外観検査設備及びこれを包蔵するグローブボックス FPG-32cを撤去する。 原料保管庫(CP-104)に酸化ウラン粉末を保管できるようにする。 一時保管庫(FW-007)に酸化ウラン粉末を保管できるようにする。</p>
(9) 洗濯場	<p>洗濯設備のうち、ドライクリーニング装置1式及びプレス1基を撤去する。</p>

7.2 放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は4件であり、その実績を表7-2-1に示す。

表7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記 事
クリプトン技術開発施設	(許可使用に関する軽微な変更に係る変更) ・放射性同位元素等の使用等の廃止	(変更届) 平成14年7月2日 14サイクル機構(東海)373
再処理施設分析所	(許可使用に係る変更許可申請書) 法改正に伴う変更 年間最大使用数量の変更 使用場所の追加 その他所要の見直し	(申請) 平成14年7月11日 14サイクル機構(東海)416 (許可) 14年7月25日 14水原第429号
高レベル放射性物質研究施設	(許可使用に係る変更許可申請書) 貯蔵箱の追加 保管廃棄設備の追加(B棟分を追加) その他所要の見直し	(申請) 平成14年7月18日 14サイクル機構(東海)436 (許可) 14年8月1日 14水原第430号
クリプトン技術開発施設	(放射線施設の廃止に伴う措置の報告書) ・クリプトン技術開発施設の使用等の廃止に伴う措置報告	(廃止) 平成14年7月31日 (報告) 平成14年8月8日 14サイクル機構(東海)522

7.3 労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は7件であり、その実績を表7-3-1に示す。

表7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
第一種圧力容器 廃止報告書	加熱器(検査証 No.2018、2021)を使用しなくなったため廃止する。	検査技術第一 開発室	平成14年 7月17日
第一種圧力容器 休止報告書	熱交換器(検査証 No.3144)を平成9年9月1日から休止してきたが、今後も使用する予定がないため休止期間を延長する。(休止期間:平成14年9月1日~平成15年8月31日)	アスファルト 固化処理施設	平成14年 8月7日
機械等設置届	異物混入の検査を行うために エックス線装置を設置する。	プルトニウム 廃棄物処理開 発施設	平成14年 8月7日
クレーン設置報 告書	テルハ(つり上げ荷重1.01t) を1台設置する。	再処理施設分 離精製工場	平成14年 8月7日
	テルハ(つり上げ荷重2.808t) を1台設置する。	低放射性濃縮 廃液貯蔵施設	平成14年 9月11日
	ホイスト式天井クレーン(つ り上げ荷重1.002t:19台、 2.805t:1台)を設置する。	第2ウラン系 廃棄物貯蔵施 設	平成14年 9月11日
機械等設置届	硝酸を取り扱う設備を設置す る。	応用試験棟	平成14年 9月11日

7.4 消防法

今期における消防法に係る許認可は、危険物施設関係 4 件及び消防設備関係 8 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法に係る許認可実績

	件名	該当施設	内容	日付
消防設備関係	防火管理者（選任・解任届出書）	玉造部材検査所	人事異動に伴う変更申請	8月1日
		東海事業所	所内規則整理に伴う変更	8月2日
	消防計画（変更）届出書	玉造部材検査所	人事異動に伴う変更申請	8月1日
	消防用設備等設置届出書	太田寮 西棟	自動火災報知設備	7月5日
		太田寮 共同棟、南棟、東棟、西棟	屋内消火栓	9月26日
		技術管理第2棟	自動火災報知設備	8月27日
	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書（東海村火災予防条例に基づく届出）	Pu センター	「常陽」照射炉心用集合体 BM 型の搬出	7月17日
		Pu センター	「常陽」照射炉心用集合体 BM 型の搬出	9月2日
危険物施設関係	少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	B棟	非常用発電機の燃料として使用してきたが、発電機を撤去し使用しなくなったため廃止する。	7月12日
	危険物取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	再処理センター分離精製工場・除染場（危険物一般取扱所）	分離精製工場パネルハウス内に警報設備を新規設置する。	7月19日
				8月6日
	少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	再処理センター一般廃棄物処理建屋	一般焼却炉のバーナーへ燃料を供給するために使用してきたが、一般焼却炉を使用しなくなったため廃止する。	8月6日

7.5 高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は1件であり、その実績を表7-5-1に示す。

表7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
高圧ガス保安技術管理者等届書	平成13年11月16日付けで、保安係員を変更する。	クリプトン回収技術開発設備（Kr・Xeガス設備、液体窒素供給設備、水素供給設備）	平成14年8月29日
	平成14年1月1日付けで、保安係員を変更する。	クリプトン回収技術開発施設（Kr・Xeガス設備、液体窒素供給設備、水素供給設備）	
	平成14年4月1日付けで、保安係員を変更する。	G棟用液化窒素製造施設	

7.6 原子力災害対策特別措置法

今期における原災法に係る許認可は5件であり、その実績を表7-6-1に示す。

表7-6-1 原災法に係る許認可実績

件名	内容	該当施設	日付
原子力事業者防災業務計画修正届出	原子力事業者防災業務計画の修正に伴う届出	東海事業所	平成14年7月10日
緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料の提出について	改訂に伴う提出 原子力事業者防災業務計画（平成14年7月修正）	東海事業所	平成14年7月10日
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書の提出について	人事異動に伴う提出	東海事業所	平成14年7月19日
緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料の提出について	改訂に伴う提出 核燃料物質使用施設保安規定（平成14年7月変更）及び再処理施設保安規定（平成14年7月変更）	東海事業所	平成14年8月6日
緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料の提出について	改訂に伴う提出 再処理施設設置承認申請書（平成14年3月変更承認）	東海事業所	平成14年8月26日

7.7 環境法令

今期は環境関係法令に係る許認可はなかった。

8. 保安検査、立入調査等

8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として以下の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

(1) 文部科学省保安検査官関連

施設巡視（週 4 回）

核燃料物質使用施設である環境センター及び Pu センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は、現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計 48 回（環境センター：24 回、Pu センター：24 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境センターが S2 作業：3 件と A1 作業：7 件、Pu センターが S2 作業：3 件であり、合計 13 件であった。

定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

(a) 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c) 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、S2 作業：39 件及び A1 作業：27 件であり、合計 66 件であった。

再処理施設関連ヒヤリング（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとのヒヤリングが再処理施設内で定常的に実施された。この定常的なヒヤリングは、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施した実施日等の記録を表 8-1-4 に示す。

定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

- (a) 再処理運転記録及び日誌（毎日）
毎朝、再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。
- (b) 再処理放管記録（毎日）
再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、対応班が立ち会いのもと放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出した。
- (c) 許認可週報（毎週）
毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の状況について提出し、説明した。
- (d) 再処理週報（毎週）
再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。
- (e) 自主点検・教育訓練計画（毎月）
再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関する場合は文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 125 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

文部科学省及び経済産業省の保安検査官と所内の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を経済産業省保安検査官とは原則として毎月 2 回定期的に、文部科学省保安検査官とは不定期にそれぞれ開催している。今期は経済産業省保安検査官とは 7 月 9 日、7 月 23 日、8 月 27 日、9 月 24 日に計 4 回開催し、各

施設の運転、稼働等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核取との情報交換を行った。

東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境センター、Pu センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を取り込み保安検査官がパソコンでその状況を把握できるように、各センターの入力状況の確認を実施した。

保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に 9 月 10 日から 9 月 13 日に、経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に 9 月 2 日か 9 月 20 日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1 原子力保安検査官体制

平成 14 年 7 月 1 日現在

所 管 省 庁	役 職 等	人 数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所 長	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 (運転管理専門官)	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所 長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	5 名

表 8-1-2 保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H14.7.1 現在
(1/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	対応班へ提出 対応班 保安検査官(毎日)	放安)放二課	-	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へFAX 対応班 保安検査官(毎日)	再)管理課	-	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出 対応班 保安検査官(月曜日)	保安)品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出 対応班 保安検査官(月曜日)	再)品証室	-	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を16:00までに入力(毎日)	再)管理課	Pu)管理課 環t)品質保証 Gr	毎日の実績、LANで保安検査官確認	文科省及び 経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班が提出(金曜日)	保安)安対課管理チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び 経産省
7	保全伝票(写し)	発生の都度、対応班へ提出 対応班 保安検査官	再)保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書(写し)	発生の都度、対応班へ提出 対応班 保安検査官	再)処理一課	-	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と等式1の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ(保安検査官が件名指定)	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出 対応班確認 保安検査官	-	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ(保安検査官が指定)	建工)工務課等			所掌保安検査官

(2/2)

No.	項 目	対 応 方 法	担 当 部 署		備 考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡 対応班メモ作成 保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出 保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課	環t)品質保証 Gr Pu) 保安推進 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課	Pu) 管理課 環t)品質保証 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び 経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出 保安検査官（金曜日）	総務課			経産省

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視/運転管理実績(1)
(平成14年7月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
7月2日 (火)	10:00	環境センター	M棟,ウラン系廃棄物貯蔵施設,第2~6廃棄物倉庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
7月4日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	P W T F	
7月9日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟,第2廃棄物倉庫,焼却施設,ウラン系廃棄物倉庫,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
7月11日 (木)	10:00	環境センター	J棟,東海事業所第2ウラン貯蔵庫,廃水処理室,廃油保管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
7月16日 (火)	10:00	環境センター	A棟, B棟, 廃棄物一時保管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
7月18日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(C P F)	
	13:30	Puセンター	P W T F	
7月23日 (火)	10:00	環境センター	M棟,ウラン系廃棄物貯蔵施設,洗濯場,第2~6廃棄物倉庫	
	13:30	Puセンター	P W S F, 第二 P W S F	
7月25日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	ウラン貯蔵庫、輸送容器保管庫	
7月30日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟,焼却施設,中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視/運転管理実績(2)
(平成14年8月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
8月1日 (木)	10:00	環境センター	J棟, 東海事業所第2ウラン貯蔵庫, 廃水処理室, 廃油保管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
8月6日 (火)	10:00	環境センター	A棟, B棟, 廃棄物一時保管庫	
	13:30	Puセンター	輸送事故対応訓練視察	
8月8日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	PWTF	
8月20日 (火)	10:00	環境センター	M棟, ウラン系廃棄物貯蔵施設, 洗濯場, 第2~6廃 棄物倉庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
8月22日 (木)	10:00	環境センター	応用試験棟, 第1廃棄物倉庫, 焼却施設, ウラン系 廃棄物倉庫, 中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
8月27日 (火)	10:00	環境センター	J棟, 廃水処理室,	
	13:30	Puセンター	PWSF・第二PWSF	
8月29日 (木)	10:00	環境センター	A棟, B棟, 廃棄物一時保管庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視/運転管理実績(3)
(平成14年9月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
9月3日 (火)	10:00	環境センター	ウラン系廃棄物貯蔵施設、洗濯場	
	13:30	Puセンター	P W T F	
9月5日 (木)	10:00	環境センター	応用試験棟、第1廃棄物倉庫、焼却施設、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	臨界・計量管理・施設運転管理	
9月10日 (火)	10:00	環境センター	C P F 自主検査	
	13:30	Puセンター	ユーティリティ施設(建工部 工務課所掌施設)	
9月12日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(C P F)	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室	
9月17日 (火)	10:00	環境センター	J棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、廃水処理室、廃油保管庫	
	13:30	Puセンター	Pu第2開発室	
9月19日 (木)	10:00	環境センター	A棟, B棟, 廃棄物一時保管庫	
	13:30	Puセンター	Pu第1開発室	
9月24日 (火)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	ウラン貯蔵庫	
9月26日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(C P F)	
	13:30	Puセンター	Pu第3開発室	

表 8-1-4 再処理ヒヤリングリスト
(平成 14 年 7～9 月)

(1/2)

月/日	課室名	特記事項	備考
7/1	化学処理第二課	軽微な負傷について ・ 足元を防護具で保護することを検討 ・ 連絡は早急に(C事象未満であっても) ・ 軽微な負傷報告を提出のこと	
7/1	分離精製工場	特に指摘事項はなし	
7/2	化学処理第一課	操作・保守記録へ記載する溶解槽の圧力等の指示値は、表記方法を統一し、桁数(又は有効数値)を統一して記載のこと	
7/3	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
7/4	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
7/5	転換技術課	特殊放射線作業(A1)として実施する粉末回収作業の被爆結果を作業終了後に報告するように	
7/10	処理第一課	特に指摘事項はなし	
7/11	処理第二課	試薬調整室のエポキシ樹脂配管に取り付けている液垂れ用のビニル袋は不適他の処置方法を検討のこと	
7/15	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
7/16	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
7/17	分析第一課	特に指摘事項はなし	
7/19	分析第二課	Pu 転換施設の線量測定記録の測定点が判りづらいので工夫のこと	
7/22	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
7/29	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
7/30	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
7/31	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
8/2	転換技術課	特に指摘事項はなし	
8/5	環境管理課	・ 焼却炉火格子の開閉動作不調による動作確認の旨を、操作記録の備考欄に記載していたが、確認時間も入れたほうが良い ・ 高線量廃棄物保管場所には線量率の表示を行うこと	
8/6	処理第一課	特に指摘事項はなし	
8/7	処理第二課	特に指摘事項はなし	

(2/2)

月/日	課室名	特記事項	備考
8/9	処理第二課	特に指摘事項はなし	
8/12	保全第一課	保安教育の記録中に当該教育訓練がどの事項に該当するのか明確にすること	
8/19	分析第一課	8/17のPuダストモニター吹鳴(誤報)に関する操作・保守記録の記載内容を見直すこと	
8/20	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
8/21	分析第二課	特に指摘事項はなし	
8/26	前処理課	次回保安検査時に機器月例点検結果等の自主検査記録類がある場合は提示してもらいたい	
8/28	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
8/30	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
9/11	分析第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長等は、塩化ビニル(水平展開事項)の点検結果について現場を見て確認すること ・ 対策でサポートを行う場合、耐震、荷重等の評価を行うこと ・ 説明資料にはポンチ絵、写真等を添付すること 	
9/25	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
9/26	化学処理第三課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のLW+の点灯原因は理解できた。本日のHAS側との配管の接続確認の結果を知らせよ ・ 接続している個所があること事前確認できなかったことの原因の調査が終了したら知らせよ 	
9/26	転換技術課	教育・訓練について、教育記録のファイルに実施状況に関する星取表も綴じ込み、各自の実施状況が分かるようにすること	
9/27	環境管理課	特に指摘事項はなし	
9/30	処理第一課	操作・保守記録中の班員の記載において、ユニット運転、特作作業、工事保安立会い等の従事者がそれぞれ分かるように検討すること	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日～9月30日)

(1/8)

JNC TN8440 2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
1	グローブボックス内温度指示値の異常	H14.7.8(月) AM9:15頃発見	Puセンター 第三開発室	Pu)製造部製造一課	7.8(月)AM9:15頃 朝の点検の際、Pu第三開発室CP-105(原料調整室-2)のグローブボックス(FPG-10B)の中の温度センサーの表示が42.5と通常よりも高い値を示しているのを発見した。グローブボックス内部に異常はみられないので温度センサーの故障と考え点検を行った。その結果、温度センサーのコネクター部が緩んでいた。接続しなおしたところ正常な値(26.4)になった。先月に実施したクリーンアウト作業時に接続部に触れ緩んだものと推定される。	7/9(火)	
2	給気ダクト(天井)からの水の滴下	H14.7.8(月) 14:45頃 発見	放射線安全部 F棟	放安)放管一課	7.8(月)14:45頃 放射線安全部 F棟内の管理区域(1F)廊下に、天井にある給気ダクトから水が滴下し数力所水が溜まっているのを発見した。ウエスでふきとりバケツに回収した。回収した水の放射能分析および拭き取ったあとの床のスミヤ測定結果、放射能は検出下限未満で異常はなかった。原因は給気ダクトの上流側にあるエアハンドリングユニット(非管理区域内)に溜まっていた水がプロアの運転により一部ダクトに吸い込まれそれが凝集して滴下したと考えられる。	7/9(火)	
3	海洋放出の一時停止	H14.7.10 (水)頃 停止	再処理センター 放出廃液油分除去施設(C施設)	再処理センター	7.10(水)18:16より処理済み廃液の海洋放出のための操作を開始した。放出開始後の18:40頃から排水モニタのpH指示値が低下傾向を示し、20:00には6.0と放出基準(5.8 8.6)の下限値に近付いた。このため、20:12に海洋放出操作を停止した。放出前の分析結果ではpHは6.9で放出基準を満足していた。原因調査を行う。	7/11 (木)	
4	屋外蒸気配管からの蒸気漏えい	H14.7.17 (水)AM5:11 頃 発生	再処理センター 焼却施設(1F施設)屋外東側の蒸気ピット	再)施設部保全一課	7.17(水)AM5:11頃 再処理センター 焼却施設(1F施設)屋外東側の蒸気ピット内にある蒸気配管の伸縮継ぎ手(200A)の破損により蒸気(圧力約14Kg/)が漏えいした。このため、漏えい部の前後の弁を閉じた。これにより、第3低放射性廃液蒸発処理施設(Z施設)における廃液蒸発処理工程を一時停止した。Z施設は別系統から蒸気を供給することにより、同日、AM6:30頃、運転を再開した。破損原因を調査する。なお、蒸気はユーテリテイ系統であり放射性物質は含まれていない。	7/17 (水)	
5	火災警報の検知	H14.7.19 (金)16:00 頃 検知	再処理センター 廃棄物処理場(AAF)	再)保全部処理一課	7.19(金)16:00頃 再処理 廃棄物処理場(AAF)のA-090室にある廃溶媒タンク(318V11)の槽類換気の火災警報(TP+11)をコントロールルーム(G-101)にて検知した。直ちに調査した結果、火災等の異常は見つからず誤報と判断。原因は温度計検出リレーの誤作動。当該リレーを交換する。	7/19 (金)	
6	気送管(伝票移送用)の損傷	H14.7.23 (火)AM11:30 頃 発生	再処理センター 屋外工事現場	再)施設部保全二課	7.23(火)AM11:30頃、再処理施設 ユーテリテイ施設建屋新築工事において、クレーン操作中にクレーンブームの先端が伝票移送用気送管(使用停止中)に接触し当該配管を損傷した。その後、念のため気送管の表面のダイレクトサーバイとスミヤによる汚染チェックを行ったが異常はなかった。	7/23 (火)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日～9月30日)

(2/8)

JNC TN8440 2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
7	再処理 焼却施設の運転停止	H14.7.28 (日) PM12:00:頃 停止	再処理センター 焼却施設 (IF)	再) 保全部環境課	7.27 (土) 21:30頃、焼却施設 (IF) において焼却炉内の焼却灰を焼却灰受槽 (V3 3) に灰落としを行った際、水平火格子が正常に作動しなかった。炉内監視モニターで見た結果、一次燃焼室内の耐火レンガが水平火格子と干渉しているものと推定した。このため、7.28 (日) PM12:00:頃焼却バーナを停止させ、焼却炉の運転を停止した。	7.29 (月)	
8	Pu転換施設における作業員の軽微な汚染	H14.7.29 (月) 15:05頃 発生	再処理センター Pu 転換技術開発施設	再) 処理部転換課	7.29 (月) 15:05頃、Pu転換技術開発施設の主工程室 (A-126) にてPu粉末回収作業のためのグローブボックス作業終了後の汚染検査で2名に汚染が検出された。そのうち1名は右腕カバーオール上に約2,000cpmであった。汚染部を固定しカバーオールを切り取り皮膚の汚染検査したところ右腕上腕部に約300cpmの汚染を発見した。水で洗浄し15:23に除染が終了した。他の1名はカバーオールに約1000cpmの汚染があったが皮膚汚染はなかった。2名とも鼻スミヤの結果、異常はなかった。汚染の原因はグローブに傷を確認したことから、この傷を介して汚染が発生したと考える。	7.29 (月)	
9	洗濯排水の設備外への漏えい	H14.7.31 (水) AM10:38頃 発見	Puセンター 公害規制物質処理設備	Pu) 保全部処理技術課	7.31 (水) AM10:38 頃、Pu燃料センター 公害規制物質処理設備においてタンクの逆止弁から処理済みの洗濯排水が堰内に数リットル漏れ、その一部が堰の水抜きを通り雨水溝に出ていることを確認した。漏れた排水はPu 第3開発室の洗濯廃水である。雨水溝にもれた水はその場の土砂にしみ込んでいた。漏れた排水の放射性物質濃度は、検出限界未満であった。エア抜きバルブからの水漏れの原因は調査中である。	7.31 (水)	
10	セルの漏えい検知装置の発報	H14.8.3 (土) 15:47 頃 発報	再処理センター ガラス固化技術開発施設 (TVF)	再) 保全部処理三課	8.3 (土) 15:47 頃、ガラス固化技術開発施設 (TVF) の低放射性廃液第1蒸発セル (R006) のセルの漏えい検知装置が発報した。当該セルには低放射性廃液第1蒸発缶、濃縮液槽、冷却器、凝縮器が設置されている。調査したところ、セル内機器の液位に変動がないこと、冷水、冷却水は配管中を流れていたが配管はステンレス製で継ぎ部がないこと及びドリフトレイに溜まった液の放射性物質濃度の分析結果が検出限界未満であったことから結露水による漏えい検知装置が発報と判断。	8/5 (月)	
11	CPFにおける火報の吹鳴	H14.8.6 (火) 20:30頃 吹鳴	環境センター CPF	環) 先進部施設運転Gr	8.6 (火) 20:30頃、CPF (高レベル放射性物質研究施設) において操作室 (A) の火災警報が吹鳴した。直ちに調査したところ、20:37頃、室内の空調用蒸気を検知したもので、火災ではないと判明した。原因は蒸気供給が開始されたにもかかわらず空調用蒸気スプレーバルブを全開にしてあったため過剰に操作室 (A) 内に流れた蒸気を検知したためである。	8/7 (水)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日 ~ 9月30日)

(3/8)

JNC-TN8440-2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
12	エアラインスーツへの一時的なエアの供給不良	H14.8.9(金) AM9:45頃 発生	Puセンター 第2開発室	Pu) 保全部技術開発室	8.9(金) AM9:45頃、Pu第2開発室のA-104室(湿式回収室)でエアラインスーツを装着してグローブボックスの解体資材の取り扱い作業中、エアラインのエアが一時的(約2分間)に中断した。直ちに作業を中断して脱装しようとしたが、別な作業者がエアホースのねじれを見つけ元に戻したところエアの供給が回復した。原因はエアホースにねじれが生じ、ホースが折れ曲がったためと考えられる。	8/9(金)	
13	Puダストモニターの吹鳴	H14.8.17 (土) AM04:02頃 吹鳴	再処理センター 分析所	放安) 放管二課	8.17(土) AM04:02頃、再処理 分析所 1階の低放射性分析室(G-115)に設置してあるPuダストモニタ(No.4)の警報が吹鳴した。直ちに調査したところ、警報吹鳴の原因は測定ユニット部の不良による誤計数であり、放射線異常ではなかったことが確認された。測定ユニット部の交換を実施し同日AM11:03に正常復帰した。	8/19 (月)	
14	L棟排気トレンチ内の廃水ピット用水中ポンプの故障	H14.8.20 (火) AM9:54頃 発生	環境センター L棟	環) 保全部技術開発Gr	8.20(火) AM9:54頃、L棟第1排気系の排気トレンチ内の床廃水用の廃水ピットNo.1が満水位のため、ピット内の廃水を屋外中間廃水ピットへ送水しようとして水中ポンプを起動したところ、過電流のためトリップした。排水しようとした水は機器分析室の空調機の除湿水で保安上の問題はない。対策として仮設の水中ポンプで送水した後、当該ポンプの点検修理を行う。	8/20 (火)	
15	CPFにおける線エリアモニターの吹鳴	H14.8.21 (水) AM05:03頃 吹鳴	環境センター CPF	放安) 放管一課	8.21(水) AM05:03頃、CPF(高レベル放射性物質研究施設)のクレーンホール2Fに設置されている3台の線エリアモニタ(No.12,13,14)のうち1台(No.12)の指示値が一時的に上昇し警報を吹鳴した。1分後には通常のレベルに復帰した。他のエリアモニタ2台とも平常値であった。これらの状況とクレーンホールでの核燃料等の取り扱い作業は行われていなかったことから何らかのノイズによる一時的な指示値の上昇と判断。原因を調査する。	8/21 (水)	
16	分析所における作業員の靴底汚染	H14.8.23 (金) 14:15~14:17頃 確認	再処理センター 分析所	再) 施設部分析一課	8.23(金) 14:15~14:17頃 にかけて再処理 分析所の中放射性分析室(G107,G108)から退出する際、作業員11名のうち3名に靴底汚染(それぞれ、400cpm,200cpm,100cpm)を確認した。その後身体サーベイ、鼻スミヤを実施したが異常はなかった。ダストモニタ、エリアモニタにも異常はなかった。汚染源を調査した結果、G108のグローブボックスNo.1底面に亀裂が確認され、亀裂部(長さ約15cm)表面に : 約300 Bq (4.7Bq/cm ²)、グローブボックス前面側の床面に : 約0.089 Bq/cm ² の汚染が確認された。靴底汚染の原因はグローブボックスNo.1(塩化ビニル製)底面の亀裂からしみ出した放射性物質が床面に落ち、靴底に付着したものである。グローブボックスNo.1(塩化ビニル製)の亀裂発生の原因は化学薬品(キシレン)の使用による経年変化によるものと考えられる。	8/23 (金) 8/26 (月)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日 ~ 9月30日)

(4/8)

JNC TN8440 2002-020

No.	件名	発生 / 発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
17	移送ポンプ軸封部からの微少漏洩	H14.8.24 (土) AM03:04頃 表示灯点滅	再処理センター 廃棄物処理場 (AAF)	再) 保全部処理一課	8.24 (土) AM03:04頃、廃棄物処理場 (AAF) の移送ポンプ室漏洩検知装置 (308FW+31) が作動し、表示灯が点滅した。点検したところ、移送ポンプ室 (R072) 内のポンプ (317P10) の反モータ側軸封部から微少の漏洩 (1秒間に1滴程度) を確認した。原因は軸封部 (メカニカルシール) の不良である。新しいポンプに交換する。なお、漏洩した液は配管洗浄に使用した工業用水であり、ポンプ室漏洩検知装置を経て中間貯槽に入る。	8/26 (月)	
18	CPFの低レベル廃液用サンプリングボックス及びフードの塩化ビニル製フランジ表面のヒビ	H14.8.27 (火) 13:30頃 発見	環境センター CPF	環) 先進部機器開発Gr	8.27 (火) 13:30頃、CPFの地階にある塩化ビニル製の低レベル廃液用サンプリングボックス及びフードを点検していたところ、塩化ビニル製フランジ表面の円周方向にヒビが発生しているのを発見した。ダイレクトサーベイおよびスミヤによる汚染チェックをしたがフランジ外への汚染がないことを確認した。ヒビ発生の原因は経年変化によるものと考えられる。塩ビ溶接またはコーキング材によりヒビの補修を行う。サンプルボックスは使用停止とする。	8/28 (水)	
19	負圧警報の誤吹鳴	H14.8.28 (水) AM09:26頃 吹鳴	Puセンター 第3開発室	Pu) 技術部分析課	8.28 (水) AM09:26頃、Pu第3開発室 分析物性室 (FQ-201) の計量分析設備用グローブボックス (FQG-60-q) の負圧警報が吹鳴した。負圧警報吹鳴時、当該グローブボックスでの作業はしていなかったこと、その時、負圧計は-30mmH2Oを保っていたことと周辺グローブボックスの負圧に異常はなかったこと等から誤警報と判断。誤警報の原因を調査する。なお、当該室のダストモニタおよび排気モニタの指示値は通常値を示していた。	8/28 (水)	
20	負圧警報等の誤吹鳴	H14.8.28 (水) 14:41頃 吹鳴	Puセンター 第3開発室	Pu) 技術部分析課	8.28 (水) 午前中にPu第3開発室 分析物性室 (FQ-201) 内のグローブボックスの負圧警報が誤吹鳴したため、警報盤の点検をしていたところ、14:41頃 同室内のグローブボックス (FQG-60-K) の負圧警報が吹鳴すると共に一時的にグローブボックスの温度監視が行えなくなった。原因はグローブボックス (FQG-60-K) の警報端子盤に点検のため触れた際、端子が脱落したことによる。当該端子を正常に締め付けを行い、正常の監視状態に復旧した。今後、同類の端子について増し締めを実施する。	8/28 (水)	
21	吊り上げ台車の横行不能	H14.8.29 (木) 14:30頃 発生	Puセンター 第3開発室	Pu) 技術部核物質管理室	8.29 (木) 14:30頃、Pu第3開発室のCS-103室 (Pu開梱室) にて転換施設から受け入れた MOX粉末入りのキャニスター (貯蔵容器) を乗せた吊り上げ台車を横行させようとしたが動かなかった。原因は台車の駆動系の故障であり、部品を交換し復旧した。なお、当該キャニスターは輸送容器に収納したので安全上の問題はない。	8/29 (木)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日～9月30日)

(5/8)

JNC TN8440 2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
22	グローブボックス排気配管のヒビ	H14.8.29 (木) 15:27頃 発見	Puセンター 第1開発室	環) 処分放射化学研究Gr	8.29 (木) 15:27頃、Pu 第1開発室のR-230室のグローブボックス (G.Box No.74) の排気フィルターの後側に続く排気ダクトにを接続する配管とフランジの溶接部 (塩ビ製) に「ヒビ」を発見した。スマヤの結果、汚染はなかった。「ヒビ」をシール材でシールして、その後交換する予定だる。	8/29 (木)	
23	フード排気配管フランジ部のヒビ	H14.8.30 (金) 13:20頃 発見	環境センター CPF	環) 先進部先進再処理Gr	8.30 (金) 13:20頃、 CPFの2階の実験室Aに設置してある試薬調整用フード (HA-2B) の排気配管フランジ部 (塩ビ製) に長さ約25cmのヒビを発見した。原因は経年劣化によるものと考えられる。補修 (塩ビ溶接又はコーキング材による補修) が終了するまで使用を停止する。なお、本フードでは放射性物質は使用していないが確認のためフランジ部のスマヤによるチェックした結果、汚染はなかった。	8/30 (金)	
24	フード系ダクトの亀裂	H14.8.30 (金) 発見	Puセンター 第3開発室	Pu) 技術部施設保全課	8.30 (金)、塩ビ製配管の点検中、Pu第3開発室1階に設置してある緊急除染室のフード (CUH-03) の高性能フィルター側の角型塩ビ製ダクトの溶接部に長さ約25cmの亀裂を確認した。亀裂部のスマヤ検査結果、異常はなかった。亀裂部分は同日中に溶接により補修を終了した。	8/30 (金)	
25	塩ビ製キャンバス継ぎ手の溶接不良	H14.8.30 (金) 15:00発見	環境センター G棟	環) 保全部施設保全課	8.30 (金) 15:00 頃、G棟 排風機の塩ビ製キャンバス継ぎ手 (排気ユニット下流) の溶接線に一部 接着不良箇所を発見した。不良箇所の長さは約5mmであった。ダイレクトサーベイの結果、汚染はなかった。原因は溶接 (接着) 不良によるもの。	9/2 (月)	
26	LWSF建設現場における壁掛電話機の溶融	H14.8.31 (土) 14:05頃 発生	再処理センター敷地内 LWSF建設現場	建工) 建設Gr	8.31 (土) 14:05頃、再処理敷地内のLWSF (低放射性濃縮廃液貯蔵施設) 建設現場にて鋼板溶接を実施中に階下のユーティリティ室の壁掛電話機が溶融した。作業員が溶融物を足で踏みつけ溶融をとめ、念のため電話機に水をかけた。溶融の原因は溶接中に発生した溶融金属が配管スリーブと鋼板との隙間から落下してはねて電話機上部に落下したのと考えられる。非管理区域であるため放射線上的問題はない。	9/2 (月)	
27	PWTF焼却設備排風機の再起動不調	H14.9.4 (水) AM7:40頃 発生	Puセンター PWTF	Pu) 保全部処理技術課	9.4 (水) AM7:40頃、プルトニウム廃棄物処理開発施設 (PWTF) において、特高変電所の定期検査に伴う数秒間の停電のち、第2難燃物焼却設備用のプロセス系排風機が再起動せず、予備機も立ち上がらなかった。焼却設備は運転停止中であり、当該室内のスマヤの結果、汚染は検出されなかった。なお、グローブボックスの排風系により焼却炉内の負圧は維持されている。	9/4 (水)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日～9月30日)

(6/8)

JNC-TN8440-2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
28	セシウム照射装置のシャッター故障	H14.9.4(水) 14:30頃 判明	計測機器校正施設照射室A	放安)線計課	9.4(水) 14:30頃、計測機器校正施設の照射室Aにおいて放射線計測機器の点検のため、セシウム照射装置(Cs-137密封線源4個 合計約2TBq)で照射作業を開始しようとしたところ、シャッターの開閉動作ができず 線を照射することができないことが判明した。サーベイメータにより容器表面の線量率に異常がないことを確認した。シャッターの駆動部分の修理を行う予定。	9/4(水)	
29	CPFにおける放射性同位元素の記録及び管理の不備	H14.9.5(木) 発見	環境センター CPF	環)先進部先進再 処理Gr	CPFにおいて、月例の放射性同位元素(RI)保有量調査を実施中に保管記録が作成されていないRIがあることを確認した。調査の結果、同RIはアルファ放射能分析に用いる標準線源(4個、合計放射能2.2kBq)であり、平成2年に取得されたものであった。また、同様に平成元年に取得した標準線源(4個、0.74kBq)が所定の貯蔵箱に保管されていないことが分かった。標準線源はステンレス製皿に電着されたもので、CPFの管理区域のRI貯蔵室又はRI使用室に保管されているので安全上の問題はない。	9/6(金)	
30	グローブボックス間搬送台車制御系の電源断	H14.9.17 (火) AM10:43頃 発生	Puセンター 第2開発室	Pu)技術部核物質 管理室	9.17(火) AM10:43頃、Pu 第2開発室 管理制御室(C-200:非管理区域)にあるグローブボックス間搬送台車(TC-2)の制御系(パソコン、主制御盤および安定電源供給装置)の電源が落ちた。その後、ブレーカを落として再投入し正常に電源は供給され、搬送台車が正常に動くことを確認した。原因は安定電源供給装置の故障と推定。定電源供給装置を交換する予定。	9/17 (火)	
31	管理区域出口での靴底汚染の検出	H14.9.20 (金) AM11:43頃 発見	Puセンター 第2開発室	Pu)製造部製造一 課	9.20(金) AM11:43頃、Pu 第2開発室の管理区域出口で作業員1名が管理区域出のハンドフットクロスモニター(H.F.C.M)で4~5カウント/10秒が右足靴底より検出された。核種を調査したところPuであった。管理区域内での作業は他の5名と共に粉末調整室(F-103)で管理器材の整理作業を実施していた。本人および他の5名の身体汚染および鼻スミヤは全員、異常は無かった。床スミヤを実施する。	9/20 (金)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日～9月30日)

(7/8)

JNC-TN8440-2002-020

No.	件名	発生/発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
32	中間貯槽の液面注意の点灯	H14.9.24 (火) 19:00頃 点灯	再処理 分離精製工場	再処理化学処理 3課	H14.9.24(火) 19:00頃、再処理 分離精製工場 低放射性廃液中間貯蔵セル (R028) 内にある中間貯槽 (275V31) の液面注意 (LW+30) が点灯した。この中間貯槽 (275V31) の増液 (20L/h程度) は継続している。275V31に流入した液は低放射性廃液中間貯蔵セル (R028) のドリフトレイに送液し低放射性廃液中間貯槽 (275V30) へ送液する。増液した液の分析を行った結果、T-、T- は検出下限値未満であり、T- のみ僅かに検出されたが天然核種 (ラドンロン) であった。また、酸、アルカリは共に検出されなかった。施設は運転を停止しており、低放射性廃液トレンチ (R036) に設置の配管の内、液移送を行っているものは、凝縮水受槽 (282V60) からの蒸気凝縮水のみである。原因は、当該トレンチに浸透した地下水が中間貯槽 (275V31) に流入しているものと考えられる。低放射性廃液トレンチ (R036) に入り、内部の状況を確認する。	9/25 (水)	
33	管理区域廊下天井から床への水の漏出	H14.9.25 (水) AM11:45頃 発生	Pu燃料センター 第2開発室	Pu環境保全部技術 開発室	9.25(水) AM11:45頃、Pu 第2開発室のシャワー室に電気温水器用電源ケーブルを敷設するため、電動コアドリルにより第2開発室2階廊下(非管理区域)の床の貫通(直径60mm)作業を行っていた。その際、床(コンクリート)の中に埋設されていた電線管の一部を削ってしまったため(幅1cm,長さ3cm程度)、コアドリル冷却のため注入していた水が、電線管内を伝わって階下の管理区域1階の廊下(F-101、F-102室前)の天井に設置されている蛍光灯の周辺部分から廊下に約100cc滴下した。滴下した水をふき取り、また作業中の掘削口(未貫通)は目張閉止し、管理区域と非管理区域とを分離した。当該電線管内に敷設去れていた分電盤のNFBを遮断した。滴下した水をふき取った後の床スミヤ測定結果に異常は無かった。滴下した水の放射性物質濃度の測定結果は検出限界未満であった。	9/25 (水)	
34	PWTF第2難燃物焼却設備高性能フィルター差圧上昇による運転停止	H14.9.25 (水) 20:49頃 発生	Pu燃料センター PWTF	Pu環境保全部処理 技術課	9.25(水) 20:49頃、プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)の第2難燃物焼却設備2次セラミックフィルタ(2次C/Fと略)の差圧が上昇したため2次C/Fの逆洗を行ったところ、差圧はほぼ通常値に復帰した。その後、2次C/F後段に設置してある高性能フィルタ(HEPAフィルタ)の差圧が上昇したことから第2難燃物焼却設備の運転を停止した。同様の事象はコールド試験(H12年10月)で経験している。原因は2次C/F逆洗後、差圧バランス(2次C/Fと高性能フィルタとの間)がくずれ、セラミックフィルタの一部が浮き上がったものと推定される。同様の事象はコールド試験(H12年10月)で経験している。対策として2次C/Fおよび高性能フィルタの温度が下がった後、2次C/Fの点検および高性能フィルタの交換を実施する。	9/26 (木)	

表8-1-5 異常事象メモ (H14年7月1日 ~ 9月30日)

(8/8)

JNC TN8440 2002-020

No.	件名	発生 / 発見日時	発生場所	所掌部署	概要等	ヒヤ等月日	備考
35	カバーオール左ひじ及びゴム手袋指先の軽微なPu汚染	H14.9.26 (木) 13:50頃 発生	Pu燃料センター 第3開発室	Puセンター製造加工部製造1課	9.26 (木) 13:50頃、Pu 第3開発室の粉末保管庫 (FP-102) の造粒・整粒設備にて臨界シャッターの調整のためのグローブボックス作業終了後の汚染検査で、カバーオール左ひじ部及びゴム手袋指先部にPu汚染を検出した。調整作業は反面マスクを着用していた。また、同室作業員3名は身体サーベイの結果、異常はなかった。指先部の汚染、カバーオール部の汚染はそれぞれ16.4Bq、2.5Bqであった。床スミヤの結果、床への汚染はなかった。空気汚染および当該グローブボックスの負圧とも異常なかった。汚染の原因を調査する。	9/26 (木)	

8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、第 2 四半期においては 9 月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1 使用施設保安検査

検査年月日	検査内容	検査官
平成 14 年 9 月 10 日 ～9 月 13 日	〔重点事項〕 「運転管理」及び「核燃料物質の運搬」に関する事項 〔結果〕 指摘事項なし	5 名

8.3 労働安全衛生法関連設備の検査

今期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 8 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種压力容器 5 台、ボイラー 3 台の性能検査を受検した。

これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

	受 検 日	設 置 場 所	検査証 番号	備 考
ク レー ン	7月11日	再処理施設 分析所	4547	
	7月19日	再処理施設 高放射性固体廃棄物貯蔵庫	4518	
			4817	
	7月24日	再処理施設 分離精製工場	5396	
	8月5日	プルトニウム廃棄物貯蔵施設	4953	
	8月22日	プルトニウム燃料第三開発室	5198	
5199				
9月25日	再処理施設 分離精製工場	4534		
第 一 種 圧 力 容 器	7月5日	中央運転管理室	4331	
	7月26日	中央運転管理室	4332	
	8月27日	再処理施設 分析所	2386	
	8月30日	中央運転管理室	4333	
	9月13日	プルトニウム燃料第三開発室	3399	
ボ イ ラー	7月5日	中央運転管理室	3607	
	7月26日	中央運転管理室	3608	
	8月30日	中央運転管理室	3609	

8.4 消防法、高圧ガス関連の検査

東海村消防本部による再処理施設分離精製工場・除染場危険物一般取扱所における分離精製工場パネルハウス内の警報設備新規設置に係る完成検査が平成 14 年 8 月 8 日に実施され、平成 14 年 8 月 9 日付けで完成検査済証が交付された。

茨城県工業技術課による一般高圧ガス製造施設の保安検査が平成 14 年 7 月 24 日に実施された。保安検査の対象施設は、6 施設で、指摘事項はなく平成 14 年 7 月 29 日付けで保安検査証が交付された。対象施設の一覧を表 8-4-1 に示す。

表 8-4-1 一般高圧ガス製造施設の保安検査対象施設

期日等	対象施設	担当課室
(検査日) 7月24日 (検査証交付) 7月29日	再処理主工場用 液化炭酸ガス製造施設	再処理センター 処理部前処理課
	高レベル放射性物質研究施設用 炭酸ガス製造施設	環境センター 先進部施設運転 Gr
	クリプトン回収技術開発施設 (Kr、Xe ガス設備)	再処理センター 処理部化学処理一課
	クリプトン回収技術開発施設 (水素供給設備)	
	廃溶媒処理技術開発施設用 液化炭酸ガス製造施設	再処理センター 環境保全部処理二課
	プルトニウム燃料第三開発室用 液化炭酸ガス製造施設	建設工務管理部 工務課

9. 外部機関との協力

9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期の活動は、幹事会への出席、協力活動本部通報訓練への対応、公開講座の紹介・参加者とりまとめ及び東海ノア通信第9号の配布(7月)等を行った。

また、7月の人事異動に伴い、協力活動本部員のメンバーの見直しを行った。

表 9-1-1 東海ノア協定活動実績

(1/2)

実施日	活動項目	概要等
7月5日	公開講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・JNC東海主催「安全講演会」 ・加盟事業所参加者：12名
7月5日	公開講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・原電東海主催「原子燃料サイクルの安全性」 ・JNC東海参加者：5名
7月5日	公開講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・原電東海主催「東海発電所の廃止措置」 ・JNC東海参加者：3名
7月26日	第17回活動推進幹事会	<p>幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり</p> <p>通報招集訓練の実施結果について</p> <p>支援研修センターWG開催結果について</p> <p>第2回自主保安に係る点検協力活動の実施について</p> <p>14年度総合訓練及びWGの設置について</p>
7月29日	防災訓練等視察	<ul style="list-style-type: none"> ・原研東海主催「非常事態総合訓練」 ・JNC東海参加者：3名
9月2日	通報連絡訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県主導による東北大学金属材料研究所の通報連絡訓練 ・東海ノアへの協力要請を受けて所幹部及び協力活動本部員に構内放送で通報連絡
9月4日	緊急被ばく医療説明会	<p>原子力安全委員会「緊急被ばく医療のあり方について」</p> <p>原子力事業所所在道府県の取組みの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNC東海参加者：4名

(2/2)

実施日	活動項目	概要等
9月19日	通報連絡訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県主導によるニュークリアデベロップメントの通報連絡訓練 ・東海ノアへの協力要請を受けて所幹部へ通報連絡
9月25日	第18回活動推進幹事会	<p>幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり</p> <p>14年度上期活動状況</p> <p>茨城県原子力防災訓練の対応について</p> <p>第3回自主保安に係る点検協力活動の実施について</p>
9月28日 9月29日	原子力防災フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ・東海村主催 ・JNC東海参加者：2名

9.2 ニュークリアセーフティネットワーク（NSネット）

NSネットは、JCO事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成11年12月に発足した。

サイクル機構は、NSネットの加盟法人になっており、NSネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期は、管理者セミナー（8月）への参加及び講師派遣、NSネットセミナー（9月）への参加者とりまとめ等を行うとともに、NSネット主催の「安全文化の風土に関する意識調査」を東海事業所を対象として実施することが所の外部対応会議（9月6日）において決定され、NSネット事務局との調整を開始した。

また、11月に予定されているメーカーの相互評価へのレビュー者参加に係る要請を受け、保安管理部から1名参加させることとなった。

今期の実績を表9-2-1に示す。

表9-2-1 NSネット対応実績

開催日等	内容等	備考
8月22,23日	第5回管理者セミナー ・講演「鉄道安全への人間科学的アプローチ」 ・相互評価の良好事例紹介 ・鉄道総合技術研究所見学	・JNC東海から3名参加 ・良好事例として再処理センターから「HAZOP等による現場感覚を重視した火災・爆発の未然防止活動」を紹介
8月28日	相互評価レビュー者研修	・保安管理部安全対策課員
9月26日	NSネットセミナー ・講演「混迷する時代の危機管理」 ・パネルディスカッション 「危機管理とコミュニケーション～原子力政策の新次元」	JNC東海から7名参加

9.3 その他

今期は、外部機関からの要請に基づき 3 件の講義等について保安管理部及び放射線安全部から講師を派遣し対応した。対応実績を表 9-3-1 に示す。

表 9-3-1 講義実績一覧

場 所	月 日	内 容	対 象 (参加者)	備 考 (所外視察先)
東 海 事 業 所	7 月 15 日 ・ 16 日	エントリー、緊急時対策 所の視察	陸 上 自 衛 隊 霞ヶ浦駐屯 地 2 日間 計 79 名	支援・研修セン ター
	7 月 29 日	エントリー、緊急時対策 所の視察	茨 城 県 消 防 学 校 初 任 科 生 117 名	支援・研修セン ター
	9 月 11 日	視察（アスファルト固化 処理施設、防災管理棟） 実習（サーベーター 取扱、防護衣着脱装）	消防大学校 「第3回放射 性物質災害 講習会」参加 者 41 名	支援・研修セン ター
原子力支 援・研修セ ンター	7 月 31 日	防災訓練計画立案研修の 中の核燃料サイクル施設 の防災訓練の実施例	地 方 自 治 体 職 員 18 名	

10. 教育訓練・資格取得

10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

(1/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
天井式クレーン教習	茨城クレーン学校	7月1日～6日	1名	
玉掛技能講習	茨城労働基準協会 連合会	7月4、5日(学科) 7月7日(実技)	3名	
クレーン運転士技能講習	茨城クレーン学校	7月8～13日	1名	
有機溶剤作業主任者技能講習	茨城労働基準協会 連合会	7月8、9日	2名	
ボイラー整備士受験準備講習会	日本ボイラ協会茨城支部	7月10日	1名	
電気取扱業務(低電圧)に係る特別教育	水戸労働基準協会	7月13、14日	8名	
一日危険予知訓練講習会(水戸方式)	水戸労働基準協会	7月15日	2名	
危険物保安講習(勝田)	茨城県危険物安全協会連合会	7月16日	28名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習	茨城県労働基準協会連合会	7月16～19日	2名	
非破壊検査技術講習会	日本非破壊検査協会	7月16～19日	1名	
危険物保安協会(水戸)	茨城県危険物安全協会連合会	7月18日	5名	
公害防止管理者国家試験重点講義	茨城県公害防止協会	7月23～25日	1名	
溶接技能者評価試験	日本溶接協会茨城県支部	7月23日	1名	

(2/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
天井クレーン運転士受験準備講習会	日本クレーン協会 茨城支部	7月27、28日	1名	
甲種防火管理者資格取得講習会	大宮地方広域組合 消防本部	7月25、26日	1名	
高圧ガス保安係員講習	茨城県高圧ガス保安協会	25、26日	1名	
消防設備士講習	茨城県消防設備協会	25、26日(講習) 8月25日(試験)	1名	
天井クレーン運転士受験準備講習会	日本クレーン協会 茨城支部	7月27、28日	3名	
第三種電気主任技術者受験対策特別セミナー	電気技術協会	7月28日～平成 15年7月5日の 期間に16日	2名	
甲種防火管理者資格取得講習会	水戸消防本部	7月30、31日	1名	
エネルギー管理士試験	省エネルギーセンター	8月3日	3名	
産業用ロボットの教示等の業務及び検査等の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	8月6、7日	1名	
公害防止管理者受験対策講習会	産業環境管理協会	8月7～9日	1名	
エックス線作業主任者試験	関東安全衛生技術センター	8月8日	6名	
クレーン運転士学科試験	関東安全衛生技術センター	8月8日	1名	
特定化学物質等作業主任主任者技能講習	茨城労働基準協会 連合会	8月20、21日	1名	
第二種電気主任技術者試験	電気技術者試験センター	8月24日	1名	
消防設備士試験	消防試験研究センター茨城県支部	8月25日	1名	
第三種電気主任技術者試験	電気技術者試験センター	8月25日	4名	
二級ボイラー技士試験	関東安全衛生技術センター	8月27日	1名	

(3/3)

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は受講者数	備考
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	日本ボイラ協会茨城支部	8月28、29日	1名	
溶接技術者評価試験	日本溶接協会茨城県支部	9月3日	2名	
危険物取扱者試験準備講習会	茨城県危険物安全協会連合会	9月4、5日	2名	
足場組立て等作業主任者技能講習	建設業労働災害防止協会茨城県支部	9月5、6日	1名	
アーク溶接等の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	9月7、8日	2名	
小型移動式クレーン運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	9月9、10、12日	1名	
局部腐食の事例とその対策セミナー	技術情報センター	9月10日	1名	
危険物取扱者試験準備講習会	茨城県危険物安全協会連合会	9月12、13日	1名	
電気取扱業務(低電圧)に係る特別教育	日立労働基準協会	平9月13、14日	1名	
有機溶剤作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	9月17、18日	4名	
電気取扱業務(高圧、特別高圧)に係る特別教育	水戸労働基準協会	9月19、20日	4名	
玉掛技能講習	水戸労働基準協会	9月26、27日 (学科) 9月29日(実技)	1名	
公害防止管理者試験	産業環境管理協会	9月29日	8名	
第三種電気主任技術者受験対策講習会	公害防止協会エネルギー事業部	9月29日～平成15年8月2日の期間に11日	1名	

10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育及び保安管理部保安立会要領教育

(1) 現場責任者等教育

今期の作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則として月1回の頻度で実施した。また、認定の有効期限（3年）切れに伴う教育（再教育）も今期から原則月1回の頻度で実施した。

表 10-2-1 にその実績を示す。

表 10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	講師	受講者数	合格者 (合格率)	備考
7月15日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	61名	60名 (98%)	
7月16日	図書研修合同棟 3階講義室	フルンター 技術主幹	66名	66名 (100%)	再教育
7月16日	図書研修合同棟 3階講義室	再処理センター 技術主幹	53名	50名 (94%)	
7月18日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	39名	39名 (100%)	再教育
8月20日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	51名	49名 (96%)	
8月21日	図書研修合同棟 3階講義室	事業所 技術主幹	32名	31名 (97%)	
8月21日	図書研修合同棟 3階講義室	建工部 技術主幹	74名	74名 (100%)	再教育
8月22日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	41名	41名 (100%)	再教育
9月17日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	94名	86名 (91%)	
9月17日	図書研修合同棟 3階講義室	安全対策課 技術主幹	70名	70名 (100%)	再教育
9月18日	安全管理棟 2階会議室	安全対策課 技術主幹	26名	26名 (100%)	

(2) 保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立会要領教育は実施しなかった。

11. 事故・トラブル

11.1 法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

11.2 軽微事象未満のトラブル

今期における軽微事象未満のトラブルは、6月にPu燃料センターで発生した「グローブ交換時の軽微な汚染」の通報遅れを教訓として、事の大小を問わず通報連絡することとしたため、再処理施設12件（B情報:2件、C情報:7件）、使用施設23件と大幅に増加した。また、使用施設においても8月9日から通報連絡基準（使用施設編）の運用を開始し、運用開始後における情報区分毎の件数は、A情報1件、C情報17件であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表11-2-1に示す。トラブルの概要については、表8-1-5を参照されたい。なお、31のA情報については、Pu-2における靴底汚染であり当初C情報扱いであったがプレス発表の対象となったことからA情報となったものである。

これらトラブルのうち、8月9日に発生したPu燃料センターのエアラインスーツへのエアの供給中断については、結果的に作業員への影響はなかったものの人命に関わる事象ということで、文部科学省から口頭による指導を受けることとなった。

指導内容としては、

対策処置が完了するまでエアラインスーツ作業は行わないこと

エア供給装置の流量計に流量低下時に警報を発する機構を設けることであり、Pu燃料センターが中心となって対応するとともに、同種作業における再発防止の観点から安全ニュースにより所内周知と注意喚起を行った。

表 11-2-1 軽微事象未満トラブル一覧

(1/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	グローブボックス内温度指示値の異常	7月8日 9:15頃発見	Pu燃料 第3開発室	/	日報
2	天井給気ダクトからの水の滴下	7月8日 14:45頃発見	安全管理別棟	/	日報
3	海洋放出の一時停止	7月10日 20:12停止	再処理（放出 廃液油分除 去施設）	-	日報
4	屋外蒸気配管からの蒸気漏洩	7月17日 5:11頃発生	再処理（焼却 施設屋外東 側蒸気ピット）	B	日報

(2/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
5	火災警報の検知	7月19日 16:00頃検知	再処理(廃棄物処理場)	-	日報
6	気送管(伝票移送用)の損傷	7月23日 11:30頃発生	再処理(屋外工事現場)	-	日報
7	再処理施設焼却施設の運転停止	7月28日 12:00頃停止	再処理(焼却施設)	C	日報
8	Pu転換施設における作業員の軽微な汚染	7月29日 15:05頃発生	再処理(Pu転換技術開発施設)	C	日報
9	洗濯排水の設備外への漏洩	7月31日 10:38頃発見	Puセンター-公害規制物質処理設備	/	日報
10	セルの漏洩検知装置の発報	8月3日 15:47頃発報	再処理(ガラス固化技術開発施設)	C	日報
11	CPFにおける火報の吹鳴	8月6日 20:30頃吹鳴	高レベル放射性物質研究施設	/	日報
12	エアラインスーツへの一時的なエアの供給不良	8月9日 9:45頃発生	Pu燃料第3開発室	C	日報
13	Puダストモニタの吹鳴	8月17日 4:02頃発生	再処理(分析所)	C	日報
14	排水トレンチ内の廃水ピット用水中ポンプの故障	8月20日 9:54頃発生	L棟	C	日報
15	CPFにおける線エリアモニタの吹鳴	8月21日 5:03頃発生	高レベル放射性物質研究施設	C	日報
16	分析所における作業員の靴底汚染	8月23日 14:15頃確認	再処理(分析所)	B	日報
17	移送ポンプ軸封部からの微少漏洩	8月24日 3:04頃確認	再処理(廃棄物処理場)	C	日報
18	低レベル廃液用サブリングボックス及びフートの塩化ビニル製ワゴン表面のヒビ	8月27日 13:30頃発見	高レベル放射性物質研究施設	C	日報
19	負圧警報の誤吹鳴	8月28日 9:26頃吹鳴	Pu燃料第3開発室	C	日報

(3/3)

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
20	負圧警報等の誤吹鳴	8月28日 14:41頃吹鳴	Pu燃料 第3開発室	C	日報
21	吊上台車の横行不能	8月29日 14:30頃発生	Pu燃料 第3開発室	C	日報
22	グローブボックス排気配管のヒビ	8月29日 15:27頃発見	Pu燃料 第1開発室	C	日報
23	フード排気配管フランジ部のヒビ	8月30日 13:20頃発見	高レベル放射性物質研究施設	C	日報
24	フード系ダクトの亀裂	8月30日 発見	Pu燃料 第3開発室	C	日報
25	塩ビ製キャンバス継手の溶接不良	8月30日 15:00頃発見	G棟	C	日報
26	LWSF建設現場における壁掛電話の溶融	8月31日 14:05頃発生	再処理(低放射性廃液貯蔵施設)	C	日報
27	PWTF焼却設備排風機の再起動不調	9月4日 7:40頃発生	Pu廃棄物処理開発施設	C	日報
28	セシウム照射装置のシャッター故障	9月4日 14:30頃発生	計測機器校正施設	C	日報
29	CPFにおける放射性同位元素の記録及び管理の不備	9月5日 発見	高レベル放射性物質研究施設	C	日報
30	グローブボックス間搬送台車制御系の電源断	9月17日 10:43頃発生	Pu燃料 第2開発室	C	日報
31	管理区域出口での靴底汚染の検出	9月20日 11:43頃発生	Pu燃料 第2開発室	A	日報 プレス
32	中間貯槽の液面注意の点灯	9月24日 19:00頃点灯	再処理(分離精製工場)	C	日報
33	管理区域廊下天井から床への水の漏出	9月25日 11:45頃発生	Pu燃料 第2開発室	C	日報
34	第2難燃物焼却設備高性能フィルタ差圧上昇による運転停止	9月25日 20:49頃発生	Pu廃棄物処理開発施設	C	日報
35	カバーオール左肘及びゴム手袋指先の軽微なPu汚染	9月26日 13:50頃発生	Pu燃料 第3開発室	C	日報

11.3 負傷報告

今期は、東海事業所全体で1件の軽微負傷があったが、休業を伴うものではなかった。負傷事象の概要を表11-2-1に示す。

表 11-2-1 負傷事象の概要

No.	項目	内 容 等
1	件 名	プルセンターにおける作業者の左目尻の負傷
	発生日時	平成14年7月9日(火)11:03頃
	発生場所	Puセンター 第三開発室 炉室 FP-109(管理区域)
	所 属	Puセンター 製造加工部 製造二課
	身 分	協力会社員(36歳)
	発生状況	工事立会中、室内のページングが鳴ったので応答しようとして移動した際、足元のグローブボックス作業用踏台(高さ約25cm)を踏み外して転倒し、グローブボックスの給気フィルターケースに顔をぶつけ、左目尻を負傷した。汚染のないことを確認後、構内健康管理室において消毒し絆創膏により処置した。
	負傷状況	左目尻付近の擦り傷(3cm幅で血がにじむ程度) (本負傷による休業はない)
	原 因	ページングに出ようと少し慌てたため、足元の注意がおろそかになった。 工事のため一部照明を撤去していたことで、当該箇所が暗かった。
再発防止策	工事期間中は仮設照明を増設して当該箇所の照度を上げる。 注意喚起の表示を当該箇所に設置する。 負傷事例として作業員全員参加でKYを行い、安全意識の高揚を図る。	

12. その他

(1) 平成 15 年度予算要求

15 年度予算要求については、前期において要求書を取りまとめ提出したところである。

今期は、提出した要求書に関して本社を含む経理課からの指示により、参考資料等の作成及び要求額の見直し・調整等を行った。

この結果、当初要求に対し、文科省査定により正門警備所の更新が 20,000 千円のマイナス（16,000 千円 14,000 千円）、防災管理棟経費が 5,000 千円のマイナスとなったほか、作業請負の単価が切り下げとなった。

保安管理部の予算は、正門警備所更新を除けばそのほとんど（約 85%）が守衛を含めた作業請負等の人件費であり、業務経費はギリギリの状態となっているのが現状である。このような厳しい状況を踏まえ、一層の節約と効率的な運用を図るとともに、16 年度要求においては、これ以上の削減は不可能であることを強く訴えて必要がある。

(2) 原研との統合に係る検討等

平成 17 年度に予定されている日本原子力研究所との統合に関し、本社安全推進本部も含めた打ち合わせが 7 月 3 日及び 9 月 3 日に行われ、保安管理部から代表者が出席した。また、保安管理業務の統合に向けて、原研東海保安管理室との情報交換を積極的に行うこととし、7 月 15 日に第 1 回目の情報交換会を開催した。

このほか、先行して実施できる統合化案件についての検討依頼が 8 月初旬にあり、保安管理部として以下の 2 項目を提出した。

安全確保活動の相互支援

構内への入構手続き（車輛を含む）の簡素化

13. おわりに

今期は、前期に問題となった通報連絡に関して意識改革と通報連絡の徹底を図ってきた。この結果、運転管理警報等も含めて様々な異常（通常と異なる事象）の報告があがってくるようになり、一定の成果が現れてきたものと思われる。これに伴って、使用施設についても早急な通報連絡基準の作成・運用が求められ、検討委員会において鋭意検討を進め8月初旬から運用を開始することができた。この通報連絡基準（使用施設編）については、事例を踏まえて文科省との摺り合わせを行い、さらにブラッシュアップを図っていく予定である。

また、今期は、東京電力の不正問題に関連して、保安管理部は所内総点検に係る調査及び取りまとめの事務局となったため、それらの業務にかなりの労力を投入せざるをえない状況となった。本業務については、第3四半期にも継続されることから14年度業務への影響が懸念される所である。

付 録

- 付録 - 1 業務実績カレンダー（7月、8月、9月）
- 付録 - 2 保安管理部組織図（平成14年9月30日現在）
- 付録 - 3 全国安全週間理事長メッセージ（平成14年7月1日）
- 付録 - 4 全国安全週間所長訓示（平成14年7月1日）
- 付録 - 5 再処理施設通報連絡基準
- 付録 - 6 使用施設通報連絡基準
- 付録 - 7 東電不正問題関連資料
- 付録 - 8 快適職場づくりの推進骨子
- 付録 - 9 快適職場調査票
- 付録 - 10 平成14年度 保安管理部 業務中間報告
- 付録 - 11 平成14年度 東海事業所 安全確保・環境保全目標
- 付録 - 12 平成14年度 東海事業所 安全衛生管理計画
- 付録 - 13 平成14年度 安全管理基本方針
- 付録 - 14 東海事業所 業務品質保証活動品質方針
- 付録 - 15 平成14年度 東海事業所 品質保証計画

付録 - 1

業務実績カレンダー（7月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全大会、安全ニュースNo.117号発行		RI施設検査（安全管理棟）	全国安全週間（～7日）、会計検査（～5日）
2	安全主任者会議、安全ニュースNo.118号発行			
3	県産業安全衛生大会、安全ニュースNo.119号発行			茨城県産業安全大会
4	衛生管理者会議			
5	安全講演会（東海ノア公開） 第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査	県防災ネットワーク保守点検、消防班訓練		東海ノア公開講座、通報連絡に関する意識改革研修
6				通報連絡に関する意識改革研修
7				
8	ダイオキシン類対策委員会			
9	安全ニュースNo.120号発行	防災管理棟月例点検		
10	通報連絡基準周知教育（使用施設編）			
11	クレーン性能検査			
12	安全主任者会議（臨時）、 安全推進協議会（幹事会）	保安強化の日月例訓練（環境センター）	保安強化の日月例訓練（環境センター）	
13				
14				
15	現場責任者等教育	IAEA補完アクセス（G棟、H棟、J棟、L棟、部品試験室）		
16	現場責任者等教育	自火報・誘導灯保守点検（～9/20）		東海ノア公開講座
17	安全ニュースNo.121号発行		機構安全・品質監査（～19日）	
18	現場責任者等教育	第2回「常陽」燃料輸送、モバイルテスト		
19	クレーン性能検査	消防班訓練		
20				
21				
22			第5回分科会（施設品質保証計画書の改定）	
23	安全衛生化学物質委員会			
24	安全主任者・衛生管理者パトロール、 クレーン性能検査、一般高圧ガス製造施設保安検査			
25	労基署指導会			経産省保安院審議官来所
26	安全推進協議会（協議会）、 第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査		部品品質保証委員会	東海ノア幹事会
27				
28				
29				原研東海総合訓練
30	部安全衛生委員会			
31	安全ニュースNo.122号発行	非常用発電設備点検	安全専門委員会	

業務実績カレンダー（8月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全ニュースNo.123号発行			電気使用安全月間
2	安全主任者会議	消防班訓練		
3				
4				
5	安全主任者会議、クレーン性能検査			
6		保安強化の日月例訓練（Puセンター）		
7			品質保証推進スタッフ会議（本社）	
8	衛生管理者会議、放安協定例会		RI施設廃止届出	再処理保安規定に基づく部内保安訓練
9		県立入訓練（Puセンター）	第14回品質保証委員会	県抜打訓練
10				
11				
12				
13				
14				夏季一斉休業（～16日）
15				
16				
17				
18				
19				
20	現場責任者等教育、部内電気保安パトロール			
21	現場責任者等教育			
22	現場責任者等教育、クレーン性能検査			NSネット管理者セミナー（～23日）
23	安全推進協議会（協議会）	消防班訓練		
24				
25				
26	安全ニュースNo.125号発行	東京電力輸送事故対策訓練参加		
27	安全衛生化学物質委員会、第一種圧力容器性能検査	使用済燃料輸送（東京電力：福島第二）	機構安全・品質監査（～28日）	
28			安全専門委員会	NSネットレビュー者研修
29	部安全衛生委員会、OHSMS/EMS教育			東電不正問題発覚
30	安全ニュースNo.126号発行、 第一種圧力容器性能検査、ボイラー性能検査			
31				

業務実績カレンダー（9月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				全国労働衛生週間準備月間
2	安全ニュースNo.127、128号発行	東海ノア通報訓練		東海ノア通報連絡訓練
3	統括者パトロール	第3回「常陽」燃料輸送		
4				東海ノア緊急被ばく医療説明会
5	安全ニュースNo.129号発行			
6		消防班訓練		
7				
8				
9	安全主任者会議、衛生管理者会議			
10		防災管理棟月例点検		
11		県防災ネットワーク総合通信訓練		
12		保安強化の日月例訓練（運営管理部）		
13	安全推進協議会（幹事会）、 第一種圧力容器性能検査	使用済燃料輸送（中国電力：島根）		
14		正門扉更新工事（～15日）		
15				
16				
17	安全衛生化学物質委員会、現場責任者等教育			
18	職場横断パトロール（衛生週間行事） 現場責任者等教育			
19		東海ノア通報訓練		東海ノア通報連絡訓練
20		IAEA補完アクセス（乾式プロセス、再処理資材庫）、消防班訓練		
21				
22				
23				
24	安全ニュースNo.130号発行	再処理施設電源集中管理システム工事	部門長診断会	
25	クレーン性能検査		安全専門委員会	東海ノア幹事会
26			室安全衛生委員会	NSネットセミナー
27	衛生講演会、安全推進協議会（協議会）			
28				東海村主催原子力防災フォーラム
29				東海村主催原子力防災フォーラム
30	衛生管理者及び課安全衛生推進員の勉強会（衛生週間行事）	県原子力防災訓練		

付録 - 2

職員：6
保安管理部
 部長 1
 次長 3(2)
 主幹 2
 出向・派遣 3(2)

職員：12、嘱託：1、
 アルバイト：3、請負：5

安全対策課

課長 0(1)*1
 課長代理 1
 主幹 3(2)
 嘱託 1
 出向・派遣 2

管理チーム

TL：1 アルバイト：1
 係員：1 請負：2

安全対策チーム

TL：1 アルバイト：1
 請負：1

安全衛生チーム

TL：1 アルバイト：1
 係員：1 請負：1

法令対応チーム

TL：1
 係員：2 請負：1

業務チーム

TL：1 アルバイト：2
 係員：2(3) 請負：88*2

防災計画チーム

TL：1
 係員：1

総括・代直班

TL：1
 係員：1 請負：1

危機管理対応班

TL：5
 係員：5

品質保証チーム

TL：1 アルバイト：1
 係員：2

許認可チーム

TL：1
 係員：1 請負：3

安全監査チーム

TL：1 アルバイト：1
 請負：1

職員：28、嘱託：1、
 アルバイト：2、請負：89

危機管理整備室

室長 1(0)
 室長代理 1
 主幹 8
 嘱託 1

職員：9、
 アルバイト：2、請負：4

品質保証室

室長 1
 室長代理 1
 主幹 1

分類	人数
職員	55(53)
嘱託	2(2)
アルバイト	7(7)
請負	98(98)
計	162(160)

注) カッコ内の数字は前期の人数を示す

*1：次長が兼務

*2：予備員6名を含む

保安管理部の組織・人員(平成14年9月30日現在)

全国安全週間を迎えるにあたって

平成 14 年 7 月 1 日
理事長

【 1 . 全国安全週間について】

今年も 7 月 1 日から 7 日までの 1 週間、厚生労働省の提唱による全国安全週間が全国的に展開されます。この活動は昭和 3 年に開始され今年で 75 回目を迎えます。

今年度の全国安全週間のスローガンは、
「めざすゴールは危険ゼロ 進めよう職場の安全管理」
であります。

このスローガンは、たとえ災害がゼロであっても、それに満足することなく、関係者一人ひとりが「危険ゼロ」を目指して、職場の災害につながるような危険要因をできるだけ小さなものとするための不断の努力を行うとともに、組織的、計画的かつ継続的な職場の安全活動を推進することが必要である、との主旨で定められたと聞いております。

【 2 . 安全施策の継続的な展開を】

今年度は、5 月の原子力エネルギー安全月間に始まり、6 月の準備期間、そして今週の全国安全週間と 2 ヶ月強に渡り、施設の安全性の向上や労働災害の撲滅など、様々な観点から安全活動に取り組んでいただいております。安全については、皆さんの努力により、かなり改善されたと認識しておりますが、全国安全週間のスローガンにある危険ゼロのゴールに向けて、更に継続的な努力をお願いいたしたいと思っております。

昨年度までの過去 3 年間の安全管理基本方針は、動燃改革の際の懸案事項であった安全確保の徹底を図る観点から 3 つの柱を立て、継続的な取り組みをお願いしてきました。しかしながら、昨年度発生した事故・トラブルにおいても、作業方法が適切でなかったり、水平展開が十分に浸透していなかったものが散見されました。このため、今年度の安全管理基本方針では、3 つの柱を「自主保安の推進」、「一人ひとりの危険に対する感受性の向上」、「危機管理・防災体制の充実強化」と一部変更し、取り組みの方向性を明示するとともに、これらの趣旨を業務実施計画に取り込んで、経営管理サイクルのなかで具体的な改善活動を展開していただくこととしております。

今年度は、東海再処理施設は累積 1,000 トン処理を達成し、今回のキャンペーンをほぼ終了しつつあり、また、「ふげん」は調整運転開始の当初は不具合を生じたものの、先週末から本格運転に入りました。「もんじゅ」の安全審査につ

いても原子力安全委員会による 2 次審査に移行するなど、皆さんの日々の努力により着実な業務の進展が見られています。しかしながら、昨年度の事故・トラブルの反省に立ち、特に、リスクアセスメントを通じて、潜在的な危険要因の洗い出しと事前措置を講じることにより、スローガンにもある、職場の危険ゼロに限りなく近づけていただけることをお願いいたします。安全確保が私たちの仕事の基盤であることを改めて認識し、安全の実績を世の中に示していくことにより、地域の方々のご理解を得ていくことが必要です。

トラブルの芽を事前に摘んで、死角をなくしておくことが基本ではありますが、もしもトラブルが発生した時には、組織的かつ的確な対処が必要です。先日のプルトニウム燃料センターでの通報連絡の遅れについては誠に遺憾ではありますが、万一、不具合なことや安全上問題を含んでいることが起こったら、“こと”の大小を問わず連絡することを徹底していただきたいと思います。まわりの方々からは、発生したトラブルの中身だけでなく、その際の対応が適切に成されるかどうかが問われているのです。特に、管理職の方には、常にそのような意識を持って日々の業務に取り組んでいただきたいと思います。

【3．新法人に向けて】

さて、ご承知のように、昨年暮れに閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」を受けて、原研とサイクル機構との統合及び独立行政法人化について多方面からの検討を進めております。文部科学省に設置された「原子力二法人統合準備会議」などにおいて、幅広く意見を伺いつつ、検討が行われているところでありますが、安全確保を第 1 として事業を進めることはいささかも変わりがないことは言うまでもありません。

サイクル機構は、もんじゅやアスファルト施設の事故の経験等を踏まえ、安全確保の機能強化として、危機管理体制の整備や運転管理体制の強化等の様々な施策に取り組んで参りました。これまでの安全確保のための皆さんの努力は、統合後の新法人においても、貴重な経験として継続的に取り組んでいくべきものであります。それぞれの担当されている業務に自信と誇りを持って、安全確保を大前提に、日々の業務を進めていただくようお願いいたします。

以 上

全国安全週間を迎えて

東海事業所長

皆さん、毎日の安全活動、ご苦労さまです。幸い、この一年ほどは、大きなトラブルはなく業務を進めることが出来ており、まずは、皆さんの日頃の自主保安活動に敬意を表したいと思います。

ところで、最近、東海事業所で大変に残念な出来事があり、これまでの皆さんの努力で回復してきていた地元の皆さまからの信頼が、大きく崩れました。どんな事業でもそうですが、特に原子力の仕事は、地元の皆さまからの信頼がなければ一歩も進められません。このことは、アスファルト固化処理施設の事故などで、十分に学んだことと思いますが、もう一度良く心して頂きたいと思えます。

先月初めに、プルトニウム燃料センターで、グローブボックスのグローブを交換中に起こったトラブルについて、地元や国への連絡、公表が2週間以上遅れました。起きたときに連絡しておくべきことが、大変遅くなりました、その結果、皆で回復に努めてきた信頼が、大きく崩れ、地元の多くの皆さまから、大変厳しいご注意、ご意見を頂きました。

皆さん、自分の家の隣に、何やら危険なものを扱っている工場や実験室があるとして、そこで何をやっているのか良く分からないとしたら、いつも不安だと思います。何をやっているのか、知らせて欲しいでしょうし、トラブルがあればすぐ連絡して欲しいでしょう。それと同じで、東海事業所で何をしているか、地元の皆さまには出来る限りお知らせしなければならないし、何か不具合や、トラブルがあれば、すぐに連絡しご説明しなければならないのは、当たり前のことです。そうすることが、信頼を得る唯一の道であり、地元と原子力が共存するための最低限の条件であります。

何か安全上問題のあることが起きたり、見つかったりしたときは、事の大小を問わず、すぐに報告するようお願いしておりますが、この場をお借りして改めて申し上げておきたいと思えます。何かことが起きたとき、あるいは、見つかったときに、まずしなければならないことはいくつもあるでしょうが、通報連絡は、そのうちでも忘れてはならないもののひとつです。このことは、肝に銘じて頂きたい。

「事の大小を問わず連絡を」と言っている意味は、「連絡しなくても良いと思っても連絡をして下さい」ということです。大したことでなければ、一々連絡することもないと考え、連絡を怠るのは誤りです。トラブルではあるが、自分たちで処理出来るから言う必要はないという気持ちになることもあるでしょう、あるいは、言えば面倒になる、ことが大きくなるから言いたくないという気持ちもあるでしょうが、そうした気持ちは抑えて頂きたい。連絡通報が遅れる、あるいは欠落することによって、事態はむしろ悪化し、大きな代償を払うことになると思えるべきです。

何か起きたときは、必要な情報を迅速に集め、的確な情報を迅速に伝えて貰

うこと、そうすれば、事業所全体が組織的に行動できるようになり、事態に適切に対処する道が開かれます。

サイクル機構として再出発し、さまざまな面から、保安の強化や自主保安活動に取り組んできましたが、サイクル機構のどこかの事業所でトラブルが起これば、サイクル機構のみならず原子力全体に影響が及ぶという状況に変わりはありません。一般の方々から安心できると言われるようになるまで、従来に増す努力をまだまだ継続する必要があります。

安全週間を良い機会として、安全意識を新たにし、事故の未然防止と災害ゼロを目標に自主保安活動、安全活動の推進に、徹底して取り組んで頂きたいと思えます。

職場の皆さんの全員参加で、緊張感のある力強い安全への取り組みをお願いし、安全大会の挨拶と致します。

=====

ところで、自分たちの経験情報を、仲間内や、職場の中だけでオープンにすればそれで良いかという、それだけでは不十分です。自分たちの経験に学び、職場の弱点を直すためには、広く外の意見やアドバイスを求め、謙虚に受け止めることが出来なければならない。そのためには、自らをオープンにすることが必要です。自分たちの職場の経験をオープンにできる職場は、他の職場での経験に学ぶことも出来ます。

自分たちの失敗やミスは人に言いたくない、外に出したくないのは人情でしょう。外に言わなくても、誰にも迷惑はかけない、二度と繰り返すことはないといった自信があればなおさらです。しかし、そのような閉鎖的な職場は、他の経験から学ぶことが出来ず、安全への取り組みに限界がきます。閉鎖的な職場に安全はいつまでも宿らないと思って頂きたい。

もし、失敗の経験情報の発信をやめてしまったら、その経験は活かされることなく眠ってしまうこととなります。同じ失敗を繰り返さないために、皆の知恵を集めることも出来なくなってしまう。進歩、発展が止まってしまうばかりか、知らせないことによって同じ失敗を他の人たちが起こすかもしれません。失敗の経験情報を常に出し、提供し、公開する姿勢があってはじめて、失敗から学び、その経験を継承し、将来に活かすことができるようになります。真の安全の確保はそうやってはじめて可能になるものであろうと確信します。

=====

付録 - 5

再処理施設通報連絡基準

平成 14 年 5 月

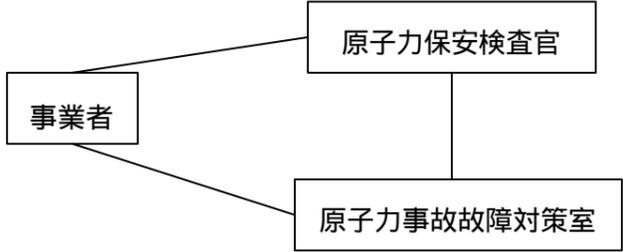
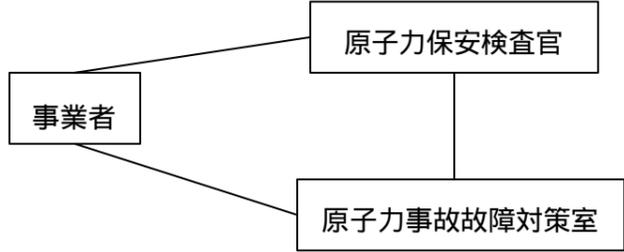
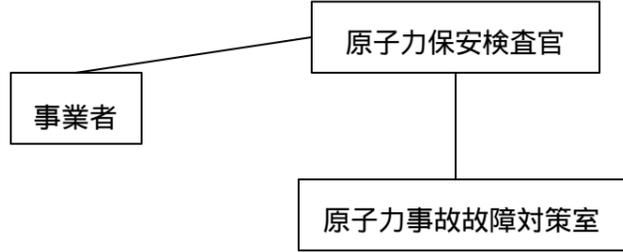
東 海 事 業 所

トラブル情報及び運転管理情報の連絡要領(任意連絡要領：再処理施設)

平成14年4月26日
核燃料サイクル開発機構東海事業所

JNC TN8440 2002-020

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡するもの (夜間、休日を問わず直ちに連絡)	B情報 情報入手後速やかに連絡するもの (夜間に連絡する必要はないが、休日であっても翌朝速やかに連絡)	C情報 その他連絡を要するもの (原則通常の勤務時間内に連絡することとするが、必要に応じ、休日等の通常時間帯にも連絡)	一般的注意事項
連絡内容	<p>原子炉等規制法に基づく使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第3項に定める故障等発生した時点で法令対象報告のおそれがある(判断が難しい)事象もA情報として取り扱う。</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院長通知(平成13年5月31日付け)に基づく報告を要する故障等発生した時点で原子力安全・保安院長通知対象報告のおそれがある(判断が難しい)事象もA情報として取り扱う。</p> <p>(の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれのある区域の排風機、排気筒モニタ(一般系)が全停止したとき(瞬停を除く) ・ プール浄化系等のポンプ(1台)が設備保護のためのインターロック作動により停止し、予備機が保守等の理由により稼働できないとき。 <p>保安規定に定められた運転制限を逸脱したとき</p> <p>(の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核的制限値 ・ 熱的制限値 ・ 化学的制限値 等 <p>安全保護のためのインターロックが作動したとき又は安全保護のため工程を手動で停止したとき</p> <p>(の事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全保護のためのインターロックとは、拡大防止に係る安全上重要な施設のインターロック及び最大許容限度を担保する非安重のインターロックをいう。 2) また、安全保護のための手動停止とは、1)記載のインターロック作動と同等な手動停止をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定に定める通報を要する警報等 <p>核燃料物質等による管理基準値を超える人体の汚染があったとき、内部被ばくがあったとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>(の事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 身体汚染が表面密度限度の1/10以下に除染できないとき 2) 傷口汚染等医療措置を要するとき 3) 鼻スミヤ、定期ホールボディカウンタ、定期バイオアッセイ等で核種又は核種が管理レベルを超えて検出されたとき 	<p>事象の進展又は状況の変化によっては、法令及び通達に基づく報告対象又は社会的影響が出ることとなるおそれがあるもの等重要なもの。例えば、あるパラメータに有意な変化が現れ、それが進展していくと工程停止や保安規定、社内マニュアル等に基づく拡大防止措置が必要となるのであれば、当該パラメータの有意な変化はB情報である。</p> <p>工程運転に関連する主要な機器の軽度の故障</p> <p>(の事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全上重要な機器が故障したが、予備機により安全機能が維持されたとき ・ 高放射性廃液蒸発缶の排風機(1台)が故障し、予備機が起動したとき ・ プール浄化系等のポンプ(1台)が故障し、予備機が起動したとき ・ 分離精製工場、プルトニウム転換技術開発施設、ガラス固化技術開発施設等、プルトニウム及び高レベル廃液を取扱う建家の排風機が故障し予備機が起動したとき ・ 非常用発電機(1台)が故障し、予備機が起動したとき ・ 分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設の水素掃気用空気圧縮機が故障し、予備機が起動したとき <ol style="list-style-type: none"> 2) 汚染のおそれのある区域の一般系の換気設備が全停止したとき(瞬停は除く)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込め機能を常時要求されない建家換気系排風機が全停止したとき <p>エリア、プロセスモニタ等の指示値の有意な変化(注意喚起警報等が発信した場合は有意な上昇の典型である。なお、明らかに誤警報と判断できるときや、一過性のものは除く。)</p> <p>(の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排気筒モニタの注意喚起警報が発信したとき ・ エリア放射線モニタ又はダストモニタの高警報が発信したとき <p>主要監視計器指示値の警報点への接近</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工程運転に関連する主要なパラメータの有意な上昇(ここでいう警報点とは、警報が発信した場合において、工程停止や保安規定、社内マニュアルに基づく拡大 	<p>施設の運転管理情報(プラント情報)及び所内パトロール等によって発見した事象で留意すべきものや注意が必要なもの、軽度の汚染・被ばく等通常とは異なる事象、その他特に必要と思われる事項。</p> <p>留意すべきものや注意が必要なものとは事象の変化によっては、B情報に進展する事象や、進展はしないが安全上、運転管理上又は環境保全上重要な機器に係る軽度な不具合があった場合を対象とする。</p> <p>(C情報の事例)</p> <p>法令、通知に基づかない連絡は、あくまで事業者の任意情報提供であって、特に、C情報及びC情報未満の情報については、事業者の責任と判断において連絡が行われる性質のものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「東海再処理施設における定型的な保守作業(データ集・記録集)」(JNC TN8450 2001-006)に記載されている作業を行うとき 2) 通常の保守の管理の範囲で修復できる上記以外の故障等 3) 何らかの異常要因により設備保護のためのインターロック、警報等が作動したとき(A情報及びB情報を除く) 4) 濃縮ウラン溶解槽の圧力上限緊急操作装置作動 が作動したとき 5) ドリップトレイで漏洩検知器が発信したとき(A情報、B情報及び誤警報を除く) 6) 身体汚染で除染できたとき(手洗い等軽度な措置で除染できたときは除く) 7) 作業員が負傷したため業務車で病院に搬送したとき 8) 周辺監視区域のフェンスが大きく破損したとき 9) モニタリングポスト1台が故障したとき(A情報は除く) 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 判断が微妙である場合は安全サイドにランクアップすること 2) ABC情報の例は対外的な制約がない場合を想定している。地方自治体、プレス、テレメータ等の事情により、事業者の責任において適切な判断を行うこととする。 3) 明らかに現行の法、通達に該当するような故障があった場合はすべてA情報となる。 4) 通常の保守の管理の範囲であって、重要と判断されるもの以外は、C情報未満である。 5) 法令、通知に基づかない情報は、あくまで事業者の任意情報である。

	<p>その他社会的影響が出るおそれのある事態が発生したとき</p> <p>(の事例)</p> <p>1) 事業所の周辺地域で強い地震が観測されたとき ・東海施設での運用として、茨城県北部、水戸市及び東海村において、いずれかの震度が4以上の場合については、連絡を行う。</p> <p>2) 事業所内へ救急車、消防車又は警察の出動を要請したとき</p> <p>3) 大きな異常音等が発生したとき (大きな異常音、大規模な異常臭、薬品ヒュームが発生したときや構内の植栽が大規模に枯れるなど薬品による被害と思われる事象が認められたとき)</p> <p>4) 油、薬品等が構外に異常に漏洩したとき</p> <p>5) トラブル等に関し地方自治体又は事業者がプレスするとき</p> <p>6) 対外的に公表した以外のトラブル等について報道機関等より問い合わせがあったとき</p> <p>7) 排気筒モニタ、モニタリングポストの指示等、環境への放射線の影響に係わるもので、自治体へテレメータ伝送、インターネット公開等されているものの指示値が有意に上昇し、その原因が不明なとき(測定器の故障によりダウンスケールした場合や上昇したけれども伝送インターバルの関係等で結果的にテレメータ伝送等に現れない場合はC情報)</p> <p>・モニタリングポスト指示値(テレメータ伝送) (ただし、指示値の有意な上昇とは1時間平均値で0.15 μGy/hとする。)</p>	<p>防止措置が必要となるものをいう。 本項は主要なパラメータに有意な上昇がみられた場合をいい、注意喚起警報が発信した場合は有意な上昇の典型である。なお、明らかに誤警報と判断できるときや、一過性のものは除く。)</p> <p>(の事例)</p> <p>・燃料貯蔵プール水温が上昇傾向を示すとき ・高放射性廃液貯槽の液温が上昇傾向を示すとき 等</p> <p>放射能の有無にかかわらず、通常考えられない水、油等流体の有意な漏洩(A情報を除く)</p> <p>(の事例)</p> <p>1) 給油タンクから重油が大量に漏洩したとき 2) セル内で漏えいがあったとき(A情報は除く) ・硝酸廃液等(ユニオン継手やフランジ継手からの漏洩、又はポンプシール水の溢流(但し、いずれも少量に限る)はC情報) 3) 施設内で大量の漏えいがあったとき。(A情報は除く) 4) 貯蔵タンクから水素ガス等が漏えいしたとき</p> <p>核燃料物質等による管理基準値を超える汚染で、人に影響が及ばないとき (の事例)</p> <p>・核燃料物質等による計画外のエリア汚染があったとき(A情報は除く) (分析等で直接核燃料物質等を扱う場合で、体表面・内部被ばくの可能性はないがエリアが保安規定に定める管理基準を超えて汚染したとき。なお、簡易な除染の結果、管理基準を下回ったときはC情報とする。)</p> <p>すでに報告済みのB情報に有意な進展があったとき(安全機能に影響を与える進展があった場合はA情報)</p> <p>その他重要と思われる事項 (の事例)</p> <p>・地方自治体、労基署等に連絡するトラブル情報(C情報) (夜間であっても地方自治体へ連絡する必要のあるものはA情報)。(注1参照)</p>		<p>(注1) 地方自治体立会時において簡易な不具合が伴う場合に、「トラブル」の観点ではなく、「工程遅延」の観点で自治体に連絡を行う場合は、保安検査官へ連絡を行う。</p>
<p>連絡先</p>	 <pre> graph TD S[事業者] --- A[原子力保安検査官] S --- B[原子力事故故障対策室] </pre>	 <pre> graph TD S[事業者] --- A[原子力保安検査官] S --- B[原子力事故故障対策室] </pre>	 <pre> graph TD S[事業者] --- A[原子力保安検査官] S --- B[原子力事故故障対策室] </pre>	<p>原子力保安検査官から原子力事故故障対策室へのC情報の連絡は、休祭日等においては翌勤務日に連絡すること。</p>

付録 - 6

使用施設通報連絡基準

平成 14 年 8 月

東 海 事 業 所

核燃料物質使用施設に係るトラブル等の事象分類と通報連絡要領(1)

平成14年 8月 9日
核燃料サイクル開発機構東海事業所

JNC TN8440 2002-020

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未済に該当するとして連絡する事象		
連絡先					
連絡内容	<p>原子炉等規制法に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第7条第2項に定める事象【法令報告事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した時点で法令報告事象のおそれがある(判断が難しい)事象もA情報として取り扱う。 <p>1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき</p> <p>核燃料物質として登録されているものは、全て対象となる。ただし、核燃料物質の使用の過程において、核燃料物質計量管理区域ごとの入量及び出量から想定される在庫量と当該区域の实在在庫量とに有意な差が生じた場合であっても、計量管理上の合理的な評価によって説明できる場合(例えば MUF(在庫差)等)を除く。</p>	<p>文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知(平成13年11月8日付け)に基づく軽微事象に該当する事象【軽微事象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した時点で原子力安全課長通知の軽微事象に該当するおそれがある(判断が難しい)事象もA情報として取り扱う。 <p>1) 該当なし</p>	<p>文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知(平成13年11月8日付け)に基づく軽微事象未済に該当する事象【軽微事象未済】</p> <ul style="list-style-type: none"> これに該当する事象の中で、比較的軽い事象(C情報を除く) <p>1) 該当なし</p>	<p>文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知(平成13年11月8日付け)に基づく軽微事象未済に該当する事象【軽微事象未済】</p> <ul style="list-style-type: none"> これに該当する事象の中で、比較的軽い事象 <p>注) 施設の運転管理情報(プラント情報)及び所内パトロール等によって発見した事象で留意すべきものや注意が必要なもの、軽度の汚染・被ばく等通常とは異なる事象、その他特に必要と思われる事項。</p> <p>留意すべきものや注意が必要なものとは事象の変化によっては、(B)情報に進展する事象や、進展はしないが安全上、運転管理上又は環境保全上重要な機器に係る軽度な不具合があった場合を対象とする。</p> <p>((C)情報の考え方)</p> <p>法令、通知に基づかない連絡は、あくまで事業者の任意情報提供であって、特に、C情報及びC情報未済の情報については、事業者の責任と判断において連絡が行われる性質のものである。</p>	<p>注) 判断が微妙である場合は安全サイドのランクアップすること</p>

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>2) 使用施設の故障(核燃料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。)があったとき</p> <p>2-1) 閉じ込めの機能、放射線遮へいの機能、臨界防止の機能、その他安全上の機能を喪失したとき又はこれらの機能が喪失するおそれがあるとき。本事象には使用施設の物理的な損傷、破損による場合はもとより、作業員の誤操作及び機器の誤動作による場合を含む。</p>	<p>2) 使用施設の故障があったとき</p> <p>2-1)法令報告の事象であるが、その原因が明らかであり、かつ、事象の発生日を含めて7日以内に当該事象を復旧できるとき。</p> <p>2-2)使用施設において故障が発生した場合で、故障を復旧するための方法が通常の保守の範囲を超えているため、使用施設の運転に支障を及ぼしたとき又はそのおそれのあるとき。(法令報告の対象となるものを除く。)</p> <p>2-2-1)機器が故障したことにより、予備系統へ切り替わったが、7日以内に復旧できるとき。</p>	<p>2) 使用施設の故障があったとき</p>	<p>2)使用施設の故障があったとき</p> <p>2-1)部品の経年変化による不具合等、予め発生することが予想されている事象が生じた場合であって、新たに安全確保対策を講じることなく、通常の保守管理の範囲内の措置で復旧できるとき。</p> <p>【定義】 「通常の保守管理の範囲内」とは、許認可を必要とせず、予備品が準備されており、作業マニュアルが整備され、定常作業(保守の経験を有する作業)により復旧できる場合をいう。</p> <p>2-1-1)設計上、故障部位があらかじめ予備品と交換できるように考慮されているものであって、故障があったときに速やかに予備品と交換することで復旧でき、復旧作業中の安全確保対策が十分とられるとき。</p> <p>【事例】 エリアモニタ、ダストモニタの故障により警報が吹鳴したが、明らかに誤警報であることが判明した場合であって、検出器等の部品交換により通常の保守範囲で復旧したとき 臨界警報装置の機能を停止せず、補修できるとき。 排気モニタのポンプが停止したが、並列に設置した別のポンプが起動したとき。</p> <p>2-1-2)故障の原因が動的機器の可動部分の摩耗、化学的腐食等、設計段階において想定されたもので、容易に故障部位を取り替えるなど通常の保守管理の範囲で措置できるとき</p>	

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>2-1-1)「閉じ込めの機能の喪失」</p> <ul style="list-style-type: none"> セル、グローブボックス等の換気系が全て停止し、負圧が維持されなくなったことにより、核燃料物質が漏えいし、またはそのおそれがあるためセル、グローブボックス等の運転を停止したとき。 	<p>2-3)使用施設の安全上の機能が低下する故障が発生し、使用施設の運転に支障を及ぼしたとき又はそのおそれのあるとき。</p> <p>2-3-1)「閉じ込めの機能」が低下したとき。</p>	<p>2-2)作業員の誤操作及び機器の誤動作によって、設備・機器の安全上の機能が損なわれた場合であって、機能の喪失の原因が明らかで原因除去後、直ちに使用施設の操作を再開して支障がないとき。</p>	<p>【事例】 グローブボックス内温度上昇警報機設備、負圧警報設備の一部が故障し、警報が吹鳴したが、センサ等の部品交換により通常の保守範囲で復旧したとき</p> <p>【事例】 管理区域境界の窓ガラス等が破損したが、施設、部屋全体の負圧が維持され、管理区域外への放射性物質等の漏えいもなかった。</p> <p>2-2)グローブボックスの負圧について、運転管理範囲を超え又は超えるおそれのある場合(通常の保守、調整範囲(フィルタ交換や入気又は排気量の調整)で運転管理範囲が保持される場合を除く。)</p> <p>【事例】 計画的にグローブボックスの負圧の制御を行い、予め負圧警報吹鳴が予想される作業であって、同警報が吹鳴したが、故障、漏洩がないとき(閉じ込め)</p>	<p>連絡を必要としない事象</p> <p>【事例】 室内蛍光灯、表示ランプ(誘導灯等)などの消耗品の交換 蛍光灯の安定器不良により、地絡警報が吹鳴したが、速やかに安定器を交換し、復旧したとき</p> <p>連絡を必要としない事象</p> <p>【事例】 グローブボックスの給気口、排気口のフィルタ目詰まり等の影響で、グローブボックスの負圧が運転管理範囲から外れたが、速やかにフィルタ交換や調整により復旧したとき(閉じ込め) オープンポートボックス、フード開口部の風速が、運転管理範囲から外れたが、速やかにフィルタ交換や調整により復旧したとき(閉じ込め) 差圧発信器のゼロスパン調整ミスによる負圧指示値の異常(故障) グローブボックスから排気するダクトの負圧が運転管理範囲から外れたとき(閉じ込め)</p>

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は, 翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>・核燃料物質を内蔵する設備が故障したことにより、核燃料物質を内蔵できなくなったとき。</p>	<p>・常時負圧状態に維持する機能を要求されている使用施設の動的機器(換気系排風機等)が、外部電源喪失時に一時的に停止して復旧するようあらかじめ考慮されている時間を超えて復旧したとき。</p> <p>【事例】 停電時に非常用発電機が自動的に起動せず、手動で稼働させたため予め定められた時間を超えて停電が継続した</p>	<p>【事例】 グローブ作業中にグローブの閉じ込め機能に影響(負圧の低下が有意な場合)する損傷(裂け等)が発見されたとき(閉じ込め) バッグイン、バッグアウト作業中にビニルバッグの閉じ込め機能に影響(負圧の低下が有意な場合)する損傷が発生したとき(閉じ込め) 排気カート式グローブ交換作業、ビニルバッグ交換作業において、新旧グローブあるいはビニルバッグともにポートから外れ、ポートが一時的に開口になったとき(閉じ込め)</p> <p>2-3)地震、落雷、停電等の要因により一時的に核燃料物質の使用を行うことができなくなった場合であって、その原因が明らかであり、かつ、事象の発生日を含めて3日以内に復旧できるとき。</p> <p>【事例】 あらかじめ考慮された動作として落雷等の外的要因による外部電源喪失時のように機器が一時停止し、非常用発電機の電圧確立後に再起動するとき。 外部電源喪失に伴って主要な設備が停止し、非常用発電機の起動後に自動又は手動により、あらかじめ考慮された時間内に復旧するとき。</p>	<p>【事例】 グローブ作業中にグローブの閉じ込め機能への影響を及ぼさない程度の損傷(ピンホール、キズ等)が発見されたとき(閉じ込め) バッグイン、バッグアウト作業中にビニルバッグの閉じ込め機能への影響を及ぼさない程度の損傷(ピンホール、キズ等)が発見されたとき(閉じ込め)</p> <p>2-3)誤警報(火災警報、屋内警報、温度上昇警報、負圧警報、地絡警報、ドア警報、水素濃度警報など)が吹鳴した場合、その警報が本来の原因とは別の事象で吹鳴したことが明らかであって、速やかに復旧できるとき</p> <p>【事例】 グローブボックス内温度上昇警報信号線の誤切断による同警報の吹鳴 負圧警報信号線の誤切断による同警報の吹鳴 火災警報の誤吹鳴(火災以外の原因による吹鳴等) 人的誤操作による屋内警報の吹鳴 電動工具、シーラ等のノイズによる排気モニタ、ダストモニタ等の吹鳴</p> <p>【事例】 瞬停が発生した場合であって、点検の結果、異常がなく、速やかに復旧したとき</p>	<p>連絡を必要としない事象</p> <p>【事例】 震度3以下の地震が発生した場合で、点検結果に異常がなかったとき</p>

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質が漏えいすることを防止する機能を要求されている設備(集合体貯蔵庫、原料貯蔵庫など)からこれらのものが落下又は転倒したとき。 常時負圧状態に維持する機能を要求されている排風機等が停電時に全て停止し、全動力電源が喪失した状態が継続したとき。 崩壊熱による熱膨張で閉じ込められた核燃料物質が漏えいすることを防止するために冷却する機能を要求されている設備が故障し、温度が有意に上昇したとき。(CPFのみ適用) 	<ul style="list-style-type: none"> 常時負圧状態に維持する機能を確保するための動的機器で予備機を持つ施設において、故障により予備機に切り替わったが、故障したものを復旧するのに通常要する時間を超えたが、7日以内に復旧できるとき。(経産省-加筆) 崩壊熱による熱膨張で閉じ込められた核燃料物質が漏えいすることを防止するために冷却する機能が、外部電源喪失時に一時的に停止するようなあらかじめ考慮されている時間を超えて全て停止したとき。(溶液等の温度に有意な上昇が見られた場合は法令報告の対象となる。)(CPFのみ適用) 	<p>落雷により供給電圧が低下し、排風機が一時停止した場合であって、速やかに復旧したとき(閉じ込め)</p> <p>停電等の影響からグローブボックス系あるいはフード系の排風機が一時停止したが、速やかに復旧したとき(閉じ込め)</p> <p>商用電源の停電等により、排風機が一時停止したが、非常用発電機が正常に作動し、排風機が起動したとき(閉じ込め)</p> <p>2-4)故障が発生することを想定し予備系統が設備されており、予備系統へ切り替えることで運転を継続でき、故障が通常の保守で、事象の発生日を含めて3日以内に復旧できるとき。(経産省)</p> <p>【事例】 プルトニウムを取り扱う建屋の排風機が故障し、予備機へ切り替わったとき(閉じ込め)</p> <p>2-5)常時負圧状態に維持する機能を要求されていない建屋の換気系統(予備機なし)が全て停止したが、事象の発生日を含めて3日以内に復旧できるとき。(核燃料物質の管理区域外への漏えいがあった場合は法令報告の対象となる。)</p>	<p>【事例】 雷により電圧低下が発生し、給排気設備が、常用系から予備系に切り替わった</p>	<p>連絡を必要としない事象</p> <p>【事例】 計画的な制限運転を行っているとき</p>

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>・キャスク等の重量物が落下又は転倒したことにより使用施設の機器等が損傷し、7日以上の運転停止が予想されるとき。</p> <p>2-1-2)「放射線遮へいの機能の喪失」 ・線量限度を超えないようにするために、保安規定に基づき人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じる必要のあるような遮へい設備の損傷があったとき。</p> <p>【定義】 「保安規定に基づき人の立入制限、かぎの管理等の措置」とは、保安規定に基づく立入制限区域(線量によるもの; CPFのみ)又は、線量に起因して、一時管理区域を設定する場合をいう。</p>	<p>2-2-2)核燃料物質を入れた容器が落下し、使用施設の設備、機器又は落下物が破損したが、閉じ込め機能が保持され、7日以内に復旧できるとき。</p> <p>2-3-2)「放射線遮へいの機能」が低下したとき。 ・放射線遮へい機能を要求されている遮へい設備が故障したことにより、常時人が立ち入る場所の線量が有意に上昇したとき。(CPFのみ適用)</p> <p>【事例】 遮へい扉が故障し、常時人の立ち入る場所の線量が立入規制区域設定基準を超えたとき</p>	<p>【事例】 使用時のみ運転する必要がある施設(ウラン貯蔵庫)のウラン取扱フード用排風機の停止(故障) 焼却施設、中央廃水処理場、洗濯場において、雷のため電圧低下が発生し、換気設備が停止した A棟において、電源系統の切替工事の際、制御回路中のリレーの作動不良により、給排気ファンが停止した。</p> <p>【該当施設】 「常時負圧状態に維持する機能を要求されていない建屋」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン貯蔵庫 ・燃料製造機器試験室 ・焼却施設 ・中央廃水処理場 ・洗濯場 ・応用試験棟 ・A棟 ・J棟 ・L棟 ・第2ウラン貯蔵庫 ・廃水処理室 ・計測機器校正室 ・安全管理棟 ・安全管理別棟 ・第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 ・第二ウラン廃棄物処理施設 ・G棟・G棟付属試験室(H棟) 		

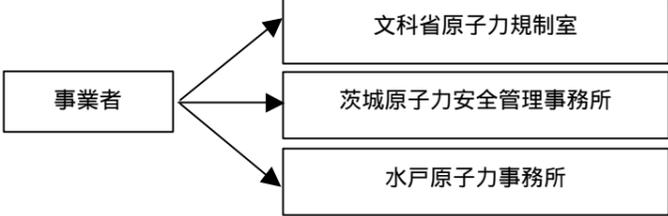
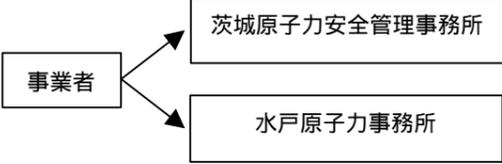
区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>2-1-3)「臨界防止の機能の喪失」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業中、衝突により、機器の形状管理されている形状(臨界防止の間隔など)が保たれなくなったため、運転を停止したとき。 <p>2-1-4)「その他安全上の機能の喪失」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災又は爆発が発生したことにより、使用施設の機器等の機能に損傷を与え、運転が停止したとき。 ・セル等での有機溶媒火災等が発生した際に、施設が大きく損傷する程度に火災又は爆発による損傷の防止の機能(防火ダンパ等)が働かなかった又は十分に機能しなかったとき。 ・水素が発生する設備において、水素を希釈するための掃気がされなかったとき。 <p>2-1-5)「その他安全上の機能が喪失するおそれ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員の誤操作又は機器の誤動作のため、上記 2-1-1)～2-1-5)に係る事象が発生するか又は発生する恐れが生じたとき。 	<p>2-3-4)「臨界防止の機能」が低下したとき。</p> <p>【事例】 臨界警報の誤吹鳴(初動(通報))は、法令報告と同様の対応を行うが、誤報が明らかとなった時点で、軽微事象として取り扱う)</p> <p>2-3-3)「火災又は爆発による損傷の防止の機能」が低下したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災又は爆発が発生した際に、施設に大きく影響を及ぼす程度(法令報告に該当する場合を除く。)でそれらによる損傷の防止の機能が十分に機能しなかったとき。 <p>・水素が発生する設備において水素を希釈するための空気圧縮機が外部電源喪失時に一時的に停止するようなあらかじめ考慮されている時間を超えて全て停止したとき。(掃気がされなかった場合は法令報告の対象となる。)</p>			

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>2-2) その他、核燃料物質の通常の使用を行うことができなくなる事象又はそのおそれのある事象が生じたとき。</p> <p>【事例】 プルトニウム燃料第三開発室における連続焼結炉の作動不良(ヒータの断線)による操業への重大な影響 (復旧に7日以上を要し、社会的影響(プロジェクトの遅延)を考慮し、法令報告)</p> <p>2-2-1)「通常の使用を行うことができなくなる事象」 ・主要な設備(使用許可申請書に記載された設備又は機器)が故障し、安全上の問題がなく、復旧に8日間以上を要することが想定されるとき。</p> <p>2-2-2) 使用施設において、使用許可の変更を伴うような新たな再発防止策を講じなければ復旧できないような重大な故障が発生し、使用施設の運転が停止したとき。(経産省 - 加筆)</p> <p>3) 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき</p> <p>3-1) 濃度限度を超える気体状又は液体状の核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき。</p> <p>3-1-1) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を廃棄施設によって放出した場合において、管理区域外の濃度が昭和63年科学技術庁告示第20号第9条第1項に定める濃度限度を超えたとき。</p>	<p>2-1-1) 主要な設備が故障し、安全上の問題がないが、通常の使用を行うことができなくなった場合で、7日以内に復旧できるとき。</p> <p>3) 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき</p> <p>3-1) 濃度限度以下であって各事業所において定める管理目標値を超えたとき。(文科省)</p> <p>3-1-1) 気体状又は液体状の放射性廃棄物のモニタリング設備(排気モニタ等)で、保安規定で定める警報設定値を超えたとき。</p> <p>【事例例】 排気モニタの吹鳴(誤報は除く)</p> <p>3-1-2) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき。</p> <p>【定義】 「計画外の排出」とは、気体状又は液体状の放射性廃棄物が機器の故障、トラブル及び作業上の誤操作、その他の理由により、廃棄施設から排出された場合をいう。</p>			

区分	A情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間、休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>3-2) 気体状又は液体状の放射性廃棄物が、廃棄施設以外の場所から管理区域外に放出されたとき。</p> <p>【事例】 排気洗浄水が管理区域内から管理区域外へ漏洩した(平成11年3月17日; A棟)</p> <p>3-3) 核燃料物質等が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所についての立入制限、漏えい拡大防止等の措置を新たに講じたとき。</p> <p>【事例】 保安規定で定める「立入制限区域」を設定したとき。 漏えい拡大防止を目的として新たに堰等を設置したとき。</p>	<p>3-1-3) 換気系が機能していない状態で、気体状の放射性物質の漏えいが検知されたとき。</p> <p>3-1-4) 換気系が機能している場所で気体状放射性物質が漏えいした場合であって、人の立入制限等の新たな措置を講じたとき。</p> <p>3-2) 法令報告3-3)の事象であるが、原因が明らかであり、かつ、除染等を行うことにより3日以内に復旧できるとき。</p>	<p>3-1) 管理区域外において、放出判定分析により放出許可済みの排水が、排水経路の一部から漏れたとき(今回作成)</p> <p>【事例】 プルトニウム燃料第三開発室からの放出許可済み洗濯排水処理水の公害規制物質処理設備における微量な漏洩</p> <p>3-2) 核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたときであって、その漏えいが想定内の漏えいであって、予め設けられた堰等により回収できるなど、新たな措置を講じることを要しないとき。</p> <p>【事例】 管理区域内で管理区域設定基準を下回る空气中放射性物質濃度の有意値が測定されたとき 管理区域内で、立入制限区域設定基準を下回る汚染が発見された場合で、漏洩拡大防止等の措置を講じる必要がないとき 管理区域内で、核燃料物質を含まないユーティリティ(上水、工業用水、冷却水、蒸気、ガス)が漏洩した場合で、放射性物質等の異常な漏洩のおそれがあるとき 管理区域内で、核燃料物質を含まない廃水等が漏洩した場合で、速やかに措置・復旧できるとき</p>	<p>3-1) 管理区域内で靴底又はカバーオール等に限定された汚染が発見されたとき</p> <p>【事例】 管理区域内で、靴底に限定された軽微な汚染が発見されたとき(自然放射性物質(ラドン・トロン)を除く) 管理区域内で、カバーオール等に限定された軽微な汚染が発見されたとき(自然放射性物質(ラドン・トロン)を除く) グローブボックス作業において、RI用ゴム手袋に限定された軽微な汚染が発見されたとき(自然放射性物質(ラドン・トロン)を除く)</p>	<p>連絡を必要としない事例</p> <p>【事例】 グローブ交換作業、ビニルバッグ交換作業、フィルタ交換作業、フード作業など、専用のフード内やRI用ゴム手袋が汚染することを想定した作業において、専用フード内、RI用ゴム手袋に汚染が限定されて発見されたとき</p> <p>汚染を前提とした作業計画を作成し、それに対する汚染拡大方策(グリーンハウス、養生、フードなど)を講じた場合で、想定した汚染が作業エリアに限定されるとき</p> <p>管理区域内で汚染が発見された場合で、速やかに自然放射物質(ラドン・トロン)による影響であることが判明したとき</p>

区分	A 情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間、休日を問わず直ちに連絡及び通報)		B 情報 情報入手後遅滞なく連絡 (勤務時間外並びに休日の場合は、翌日以降の直近の勤務時間に連絡)	C 情報 情報入手後遅滞なく連絡	備考 (連絡不要な事象)
	法令報告に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象に該当する可能性があるとして 連絡及び通報する事象	軽微事象未滿に該当するとして連絡する事象		
	<p>4) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれのあるとき</p> <p>4-1) 臨界警報が吹鳴したとき。</p> <p>4-2) 保安規定、使用許可申請書に定める核的制限値を超えたとき。また、そのおそれがあるとき。</p> <p>5) 放射線業務従事者について規則第3条第6号イの線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき</p> <p>5-1) 実効線量で 50mSv/年を超える被ばくの恐れがあるとき。</p> <p>5-2) 鼻スミヤの結果、内部被ばくのおそれがあるとき。</p> <p>6) 前各号のほか、使用施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く)が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>6-1) 管理区域内において、使用施設又はその使用が直接の原因となって落下障害、熱的障害、酸欠障害等が発生したため、死亡又は5日間以上の入院が想定されるとき。(病気を除く。また、検査を目的とした入院期間を除く。)</p>	<p>4) 該当なし</p> <p>5) 放射線業務従事者等の被ばく</p> <p>5-1) 放射線業務従事者について線量限度以下であって、事業所において定める線量の管理目標値又は策定された作業計画に記載されている線量の計画値を超える又はそのおそれのある計画外の被ばくのとときであって、5 mSv(年間の線量限度 5 0 mSv の 1/10) を超えるとき。</p> <p>5-2) 放射線業務従事者以外で 1mSv 以上の被ばくがあった場合</p> <p>6) 前各号のほか、使用施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害)が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>6-1) 放射線障害以外の障害であって、管理区域において、使用施設又はその使用が直接の原因となって落下障害、熱的障害、酸欠障害等が発生した場合であって、5日未滿1日以上の入院加療を必要とするとき。ただし、検査のための入院は入院加療と見なさない。</p>	<p>4) 該当なし</p> <p>5) 放射線業務従事者等の被ばく</p> <p>5-1) 放射線業務従事者について計画外の被ばくがあったときであって、5mSv 以下の被ばくのとき。(文科省)</p> <p>5-1-1) 計画外の被ばくで、1mSv 以上 5mSv 以下のおそれがあるとき。(予め想定し、放射線特殊作業計画書において当該計画被ばく限度を超えないときを除く。)</p> <p>5-2) 放射線業務従事者以外で 0.1mSv 以上で 1mSv 未滿の被ばくがあった場合</p> <p>6) 前各号のほか、使用施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害)が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>6-1) 放射線障害以外の障害であって、管理区域において、使用施設又はその使用が直接の原因となって落下障害、熱的障害、酸欠障害等が発生した場合であって、医師の措置を必要とするが、入院加療が必要とされないとき。ただし、検査のための入院は入院加療と見なさない。</p> <p>6-1-1) 管理区域内において、使用施設又はその使用が直接の原因となって負傷し、病院(所内外の診療所を含む。)で治療を受けたとき。(絆創膏等の手当を除く。)</p>	<p>4) 該当なし</p> <p>5) 放射線業務従事者等の被ばく</p> <p>5-1) 身体汚染で手洗い等軽微な処置で除染できたとき</p> <p>6) 前各号のほか、使用施設に関し、人の障害(放射線障害以外の障害)が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>6-1) 救急車の要請を伴わない軽微な負傷等が発生したとき</p> <p>【事例】 管理区域内で汚染を伴わない作業者の軽度のケガが発生した場合で、絆創膏等の手当のみを行ったとき</p>	<p>連絡を必要としない事象 【事例】 計画外の被ばくで、1mSv 未滿のおそれがあるとき。</p>

核燃料物質使用施設に係るトラブル等の事象分類と通報連絡要領(2)

区分	A 情報 情報入手次第直ちに連絡及び通報 (夜間, 休日を問わず直ちに連絡及び通報)	B 情報 情報入手後遅滞なく連絡	C 情報 情報入手後遅滞なく連絡	
連絡先				備考 (連絡不要な事象)
	<p>文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長通知(平成13年11月8日付け)に基づくその他連絡等を行うとき</p> <p>事業所内において火災、爆発、不法な侵入が発生した場合</p> <p>原子炉等規制法施行令第16条の2に該当する核燃料物質の使用施設にあっては、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに使用施設の点検を行い、その結果について連絡等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の周辺地域で強い地震が観測されたとき 東海事業所での運用として、茨城県北部、水戸市及び東海村において、いずれかの震度が4以上の場合については、連絡を行う。 <p>保安規定、使用変更許可申請書に定める運転制限値(核的制限値、熱的制限値、化学的制限値)を逸脱したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護のためのインタロックが作動したとき又は安全保護のため工程を手動で停止したとき <p>【事例】 CPFにおいて、溶解槽の圧力上限緊急操作装置又は温度上限緊急操作装置の警報が吹鳴したとき及び脱硝濃縮槽の温度下限緊急操作装置の警報が吹鳴したとき</p> <p>核的制限値あるいは最大取扱量を超えるおそれがあるとき</p> <p>グローブボックス内の温度が火災爆発に対する考慮がなされている熱的制限値を超えて上昇し、温度上昇警報が吹鳴した場合(誤報を除く)</p> <p>混合ガス中の水素濃度が火災爆発に対する考慮がなされている化学的制限値を超え、水素濃度警報が吹鳴したとき</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	

付録 - 7

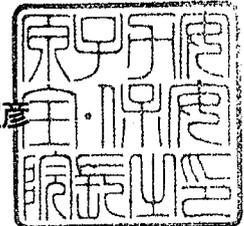
東電不正問題関連資料



平成14・08・30原院第1号
平成14年8月30日

核燃料サイクル開発機構
理事長 都甲 泰正 殿

原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦



原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について

上記に関し、原子力安全・保安院は、原子力施設の自主点検に関係する各社に対して、別添のとおり対応を求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましては、所要の対応を行うようお願いいたします。

なお、今後の東京電力に関する上記事案の調査を踏まえ、当院から貴社に対して追加的に要請を行う可能性があることもご承知おきください。

平成14・08・30原院第1号
平成14年8月30日

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について

原子力安全・保安院
NISA-161b-02-2

原子力安全・保安院では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所、同福島第二原子力発電所、同柏崎刈羽原子力発電所の自主点検作業において、ひび割れやその兆候等の発見、修理作業等についての不正な記載等が行われた疑いについて、事実関係の調査を行っているところである。当院は、原子力施設にかかる自主点検作業の記録に不正な記載等があることは、原子力施設の保安体制の不備につながり、ひいては安全上重大な問題に発展しかねないため、当院としては、安全文化の維持・向上という観点からは極めて深刻な問題と捉え、抜本的に改善していく必要があるものと認識している。このため、東京電力株式会社に関する上記事案の事実関係の究明と再発防止策の検討を早急に進めることとした。

当院は、東京電力株式会社以外の原子力関係事業者においても、本件を教訓として、原子力施設にかかる自主点検作業に関して、自主点検作業が適切に実施されるよう強く注意喚起を行うとともに、各社に対して、以下の項目について対応を求めることとした。

1. これまで、原子力施設にかかる自主点検作業が適切に実施されていたか、客観的証拠に基づき調査を行うこと。
2. 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されているか総点検を実施すること。
3. 平成14年9月20日までに、これまでの自主点検作業の実施状況にかかる調査実施計画及び自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検の実施計画を作成の上、当院に提出すること。
4. 万が一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに当院に連絡すること。
5. 点検・修理作業等を委託している主要関係事業者一覧につき、対象機器・作業内容別に整理・作成の上、早急に当院に提出すること。



経済産業省

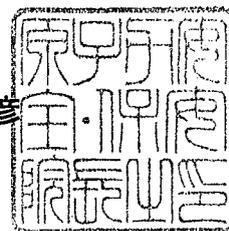
平成14・09・25原院第1号

平成14年9月26日

核燃料サイクル開発機構

理事長 都甲 泰正 殿

原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦



原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について

標記の件に関し、原子力安全・保安院では、貴機構から平成14年9月20日付けで提出された計画の今後の進め方に関して、別添のとおり、対応を求めることとしました。つきましては、貴機構におかれましては、所要の対応を行うよう、お願いいたします。

経 済 産 業 省

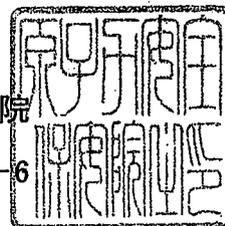
平成14・09・25原院第1号

平成14年9月26日

原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について

原子力安全・保安院

NISA-161b-02-6



原子力安全・保安院では、平成14年8月30日付けで、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」を定め、その一環として、これまでの自主点検作業の実施状況にかかる調査実施計画、及び自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検の実施計画（東京電力株式会社については自主点検作業の調査実施計画）を作成し、提出することを要請したところ、9月20日に、提出を求めた全ての事業者より計画の提出があった。

当院としては、今回の総点検の趣旨、緊急性等に鑑み、必要最小限の修正を求める観点から、以下の内容を各事業者に指示することとした。各事業者の調査体制など、下記の指示事項と矛盾しない事項に関しては、各事業者から提出されたそれぞれの総点検計画を踏まえた円滑な実施を期待する。なお、各事業者が行う調査活動の状況の確認のために、必要に応じ、当院の保安検査官が立ち会うこととする。

1. 原子炉関係事業者（別記1）に対して

- ・まず、原子炉圧力容器及びその内部構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の、過去3年間の自主点検作業に関して速やかに調査を行い、本年11月15日までに、当院に中間的な報告を行うこと。
- ・その後、それぞれの事業者の計画の調査対象に関して調査を行い、平成14年度中に、当院に報告を行うこと。その際、今般の東京電力株式会社の自主点検記録に係る不正等の事案を踏まえ、原子力事業者の自主保安体制のあり方を総点検することに鑑み、原子炉圧力容器及びその内部構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器については、過去10年間遡った調査対象期間における自主点検作業に対象を拡大すること。また、東京電力株式会社については、これまでの調査において、少なくとも平成元年から不適切な活動が開始されたとされていることから、原子炉圧力容器及びその内部構造物並びに原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器について、過去14年間における自主点検作業に拡大して調査を行うこと。

2. 原子炉関係以外の事業者（別記2）に対して

- ・まず、それぞれの事業者の計画の調査対象に関して、過去3年間の自主点検作業に関して速やかに調査を行い、本年11月15日までに、当院に中間的な報告を行うこと。
- ・その後、上記の趣旨から過去10年間に遡った調査対象期間における自主点検作業に拡大して調査を行い、平成14年度中に、当院に報告を行うこと。

(別記1)

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社
核燃料サイクル開発機構

(別記2)

核燃料サイクル開発機構
原子燃料工業株式会社
三菱原子燃料株式会社
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
日本原燃株式会社
日本原子力研究所

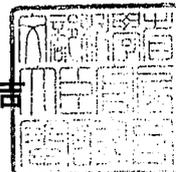


14文科科第314号
平成14年9月2日

核燃料サイクル開発機構

理事長 都甲 泰正 殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全監 広 瀬 研 吉



原子力施設の自主点検作業に関する総点検について

東京電力株式会社の原子力発電所の自主点検作業において不正な記載等が行われた疑いがある件については、経済産業省原子力安全・保安院において調査が進められているところです。

本件に鑑み、当省所管の原子力施設の自主点検作業が適切に実施されるよう強く注意喚起を促すとともに、自主点検作業が適切に実施されているか、またその記録が正しく作成されているかについて、総点検を実施するよう求めます。

報告は文書にて平成14年9月30日までをお願いします。

なお、総点検に際し、万が一不正の恐れのある事項を発見した場合には、直ちに当省に連絡してください。

(連絡先)

文部科学省
科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室



事務連絡
平成14年9月4日

「原子力施設の自主点検作業に関する総点検について」（平成14年9月2日付け）
に関する総点検の進め方について

文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全課 原子力規制室

標記については、以下のように調査し報告願います。

1. 記録にかかわる調査

(1) 原子炉施設については、試験炉規則第六条に示す「記録」のうち

- 一 原子炉施設の検査記録
 - ハ 第十条の規定による施設定期自主検査の結果
- 二 運転記録
 - チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検
- 三 燃料体の記録
 - ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果
- 五 保守記録
 - イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名
 - ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名

使用施設（炉規法施行令 第16条の2対象施設が調査対象）については、燃料
使用規則第二条の十一に示す「記録」のうち

- 三 保守記録
 - イ 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名
 - ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名

について、それらの自主点検作業が適切に実施されているか、また、その記録が
正しく作成されているかについて規則に定める保存期間まで遡って点検してくだ
さい。

(2) 上記(1)に示す規則に定める点検・検査の他、保安規定に定める自主点検・
検査（例えば、燃料要素及び燃料体の貯蔵中の点検、地震後の点検等）がある場
合は、その点検・検査について、上記(1)と同様に保安規定で定める保存期間
まで遡って点検してください。

(3) 点検に当たっては、当該記録と現場担当者の作業記録や下請け会社の作業記録

(別添)

平成14年9月〇日

文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全監 宛

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

原子力施設の自主点検作業に関する総点検について

標記、総点検を行った結果、〇〇〇であったので報告いたします。
なお、詳細は、別紙の通りです。

別紙

(施設区分：原子炉／使用、事業所名：〇〇事業所、原子炉施設にあつては原子炉施設名)

			検査対象施設	調査期間	点 検 結 果
規則に定める項目	第6条	第八条の規定による施設定期自主検査の結果	計測制御系統施設 〇〇〇	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇	〇〇〇作業記録と比較した結果問題なし 〇〇〇
	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇	〇〇~〇〇	〇〇〇
保安規定に定める項目	第〇節	第〇条	核燃料取扱施設 〇〇〇	〇〇~〇〇 〇〇~〇〇	〇〇〇 〇〇〇

受付 (秘・所・部・課)
対応 (開・認・リ・保・放・運・
建・環・再・プ・)

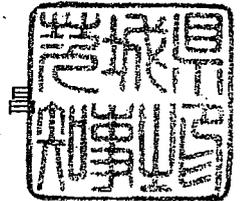
交流課
))



原 対 第 3 9 8 号
平成 1 4 年 8 月 3 0 日

核燃料サイクル開発機構
東海事業所長 殿

茨 城 県 知 事 橋 本



自主点検作業記録に係る総点検について (要請)

原子力安全・保安院は、昨日、東京電力㈱の原子力発電所における自主点検作業記録に不正の疑いがあるとの事実関係を公表しました。

事業者が、自主保安の観点で自らが実施している自主点検作業の記録に不正の疑いがあったとの事実は、原子力施設の安全上重大な問題に発展しかねないとともに、国民の原子力に対する信頼を根底から覆す行為であり、決してあってはならないことです。

については、貴事業所においても今回の事案を踏まえ、所内規定に基づき現在保管されている自主点検作業記録に不正の疑いがあるか否か、総点検を行うことを要請いたします。

総点検結果については、来る10月4日(金)までに原子力安全対策課まで文書により報告願います。

事務連絡
平成14年9月 2日

全21原子力事業所
安全協定担当者 殿

茨城県生活環境部原子力安全対策課

自主点検作業記録に係る総点検について

このことについては、平成14年8月30日付け原対第398号で要請したところですが、総点検対象とする自主点検作業記録等について、以下のとおり連絡します。

また、総点検結果の報告様式については、別途連絡いたします。

なお、不明な点がございましたら、当課宛て連絡願います。

○ 対象とする自主点検作業記録

- ・ 法令及び事業所内部規定類に基づき実施した、自主点検作業を全て対象（日常点検も含む）
 - ・ 他事業所等のトラブルにより水平展開を行った、自主点検作業記録も含む
 - ・ 事業所内部規定類により、文書保存期間を満たしている自主点検作業記録を対象
 - ・ なお、原子力施設の設備に係る自主点検作業を対象
- ※ 定期検査等により、国が法律に基づき確認している点検作業記録は除く

○ 総点検の方法

- ・ 自主点検作業記録に不正の疑いがあるか否かの判断の手法は、事業者一任

○ 総点検結果のヒアリング

- ・ 総点検結果に係る文書報告後、適宜実施

○ 原子力安全協定に基づく立入調査

- ・ 必要に応じて実施

※ 10月4日（金）までに総点検が終了しない場合は、中間的報告書を提出（10/4まで）し、総点検が終了次第、速やかに最終報告書を提出

担当 : 茨城県生活環境部原子力安全対策課

対象とする自主点検作業記録

1 発電所

(1) 実用発電炉規則第7条第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第一号 (原子炉施設の検査記録)

- ・ 第十一条の規定による施設定期自主検査の結果

② 第二号 (運転記録)

- ・ ト : 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検

③ 第三号 (燃料体の記録)

- ・ ト : 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果

④ 第五号 (保守記録)

- ・ イ : 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名
- ・ ロ : 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

2 研究炉

(1) 試験炉規則第6条第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第一号 (原子炉施設の検査記録)

- ・ ハ : 第十条の規定による施設定期自主検査の結果

② 第二号 (運転記録)

- ・ チ : 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検

③ 第三号 (燃料体の記録)

- ・ ト : 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果

④ 第五号 (保守記録)

- ・ イ : 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名
- ・ ロ : 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

3 再処理施設

(1) 再処理規則第8条第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第一号 (再処理施設の検査記録)

- ・ ハ : 第十二条の規定による施設定期自主検査の結果

② 第四号 (保守記録)

- ・ イ : 再処理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名
- ・ ロ : 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

4 加工施設

(1) 加工規則第7条第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第一号 (加工施設の検査記録)

・ ハ : 第七条の四の二の規定による施設定期自主検査の結果

② 第四号 (保守記録)

・ イ : 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

・ ロ : 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

5 使用施設

(1) 使用規則第2条の11第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第三号 (保守記録)

・ イ : 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

・ ロ : 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

6 廃棄物管理施設

(1) 廃棄物管理規則第26条第1項に示す「記録」のうち、以下の記録を対象

① 第一号 (廃棄物管理施設の検査記録)

・ ハ : 第三十条の規定による施設定期自主検査の結果

② 第四号 (保守記録)

・ イ : 廃棄物管理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

・ ロ : 廃棄物管理施設の修理の状況及びその担当者の氏名

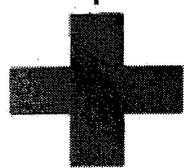
(2) 上記(1)に示す他、保安規定に定める自主的な点検作業の記録を対象

7 RI施設

(1) RI規則第24条第1項第1号に示す「記帳」のうち、以下の記録を対象

① フ : 放射線施設の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

(2) 上記(1)に示す他、予防規定に定める自主的な点検作業の記録を対象



安全ニュース

No. 129

H. 14. 9. 2

東海事業所長

東京電力における自主点検作業記録等の不正問題に関する指示について

すでに新聞報道等でご存じのことと思いますが、東京電力の福島第一・第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所で実施した過去の自主点検作業において、ひび割れやその兆候の発見、修理作業等に関して、自主点検作業記録等に不正な記載が行われた疑いのあることが公表されました。

このような不正は、地元をはじめとする住民や国民に対して、これまでに培ってきた信頼を大きく損ねる重要な問題であります。

東海事業所では、アスファルト固化処理施設の火災・爆発事故以来、信頼回復のために様々な取り組みを行ってきました。また、通報連絡の徹底に関しても取り組んでいるところであり、信頼を得る努力は日々継続していかねばなりません。

現在、再処理センターでは、第15回定期検査を受検中であり、また、事業所全体でも電気設備等の定期点検を実施中です。

点検作業において異常を認めた場合は、速やかに報告するとともに、協力会社等に点検作業を委託している場合は、速やかな連絡、報告の指導を再度徹底するようお願いします。

今回の東京電力の事例を踏まえて、経済産業省原子力安全・保安院長から「原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」指示が出されており、また、茨城県知事からも「自主点検作業記録に係る総点検について」の要請がきているところであります。

東海事業所の総点検については、改めて皆さんに作業の指示をすることといたしますので、協力をお願いします。

各部・センターにおいては、本件について従業員に周知・徹底されるようお願いします。

～ 以上 ～

原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検について (東海事業所の対応)

平成14年8月30日～平成14年9月30日

1. 概要

東京電力福島及び柏崎刈羽原子力発電所における自主点検作業に不正な記載が行われていた件に関して、原子力安全・保安院長、文科省原子力安全監及び茨城県原子力安全対策課から総点検指示が出された。これを踏まえ、サイクル機構においては本社に自主点検信頼性調査委員会を設け全社的な対応を図ることになった。

東海事業所においても、所及び各部センターにおいて体制を整備し総点検を実施する。

2. 経済産業省原子力安全・保安院長からの指示事項 (14/8/30)

- (1) これまで、原子力施設に係る自主点検作業が適切に実施されていたか、客観的証拠に基づき調査を行うこと。
- (2) 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されているか総点検を実施すること。
- (3) 平成14年9月20日(金)までに、これまでの自主点検作業の実施状況に係る調査実施計画及び自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検の実施計画を作成の上、原子力安全・保安院へ提出すること。
- (4) 万が一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡すること。
- (5) 点検・修理作業を委託している主要関係事業者一覧につき、対象機器・作業内容別に整理・作成の上、早急に原子力安全・保安院に提出すること。

3. 文部科学省原子力安全監からの指示事項 (14/9/2)

自主点検作業が適切に実施されているか、その記録が正しく作成されているかについて、総点検を実施すること。文書で9月30日までに報告すること。

4. 茨城県知事からの要請事項 (14/8/30)

今回の事案を踏まえ、所内規定に基づき現在保管されている自主点検作業記録に不正の疑いがあるか否か、総点検を行うことを要請する。総点検結果については、10月4日(金)までに原子力安全対策課まで文書により報告すること。同日までに総点検が終了しない場合は、中間報告書を提出し、総点検が終了次第、速やかに最終報告書を提出すること。

5. 調査体制

- (1) 東海事業所

各部・センターにおける全ての自主検査・点検について調査を行う。各部・センターにおいては、ライン及び品質保証部門等の管理職等のメンバーによる「対応チーム」を設置し、対象となる全ての自主検査・点検について調査を実施する。（各部センターで体制を整備し、当該ライン以外の品質保証部門等の管理職等が調査に加わること。）

委員長（狩野所長代理）及び各部センターの ISO9000 の内部監査員資格を有する者（原則として管理者）から構成する「東海事業所特別調査委員会」を設置し、調査を行う。東海事業所特別調査委員会による調査は、調査対象部署に対して独立したメンバー（チーム員は自分が属する部センターの調査には加わらない）とする。

（２）本 社

中神副理事長を委員長とする「自主点検信頼性調査委員会」及び「調査タスクフォース」を設置し、総点検を行う。「自主点検信頼性調査委員会」は、事業所の所長として直接事業所を所轄する役員を除く理事等を委員とし、「調査タスクフォース」は、安全、品質保証など事業部門から独立した部署のメンバーや機構品質監査員有資格者を構成員とすることにより、客観性を配慮した調査体制とする。

「自主点検信頼性調査委員会」が実施する調査のプロセスや結果などについて、学識経験者など外部の有識者の立場から幅広い意見を頂くことを目的として「自主点検信頼性調査に関する外部有識者会議」を設ける。

6 . 実施方法

（１）調査の対象

文部科学省原子力安全監からの指示

1) 記録に係わる調査

a . 使用施設（炉規法施行例第 16 条の 2 対象施設を対象）について、使用規則第二条の十一に示す「記録」のうち

三. 保守記録

イ 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名

ロ 使用施設等の修理の状況並びにその担当者の氏名

について、自主点検作業が適切に実施されているか、またその記録が正しく作成されているかどうかを点検する。

（対象期間：規則に定める保存期間）

b . a の他、保安規定に定める自主検査・点検について、1) と同様に点検する。（対象期間：保安規定に定める保存期間）

点検に当っては、当該記録と現場担当者の作業記録や下請け会社の作業記録など客観的証拠に基づいて行う。

2) 点検 / 修理に係わる調査

- a .点検 / 修理が手続き面や技術面で正しく行われているかどうかを通常ど
のような体制で確認しているかを報告する。
- b .点検 / 修理の全部あるいは一部を外注している場合は、対象機器・作業
内容別に主要関連事業者の一覧を作成する。

茨城県知事からの要請

- 1) 法令及び事業所内部規定類に基づいて実施した、全ての自主点検作業(日
常点検含む)
 - 注) 点検対象は、保安規定(使用、再処理)、保安規則、放射線障害予防
規定とする
 - (対象期間: 事業所内部規定に定める文書の保存期間)
- 2) 他事業所のトラブルにより水平展開を行った、自主点検作業記録
県からの水平展開の指示、本社等から水平展開の指示のあったものを対象と
する

経済産業省原子力安全・保安院長へ提出した総点検の実施計画(14/9/20) 後述の9/26付け原子力安全・保安院長の指示内容を含む

- 1) 自主点検作業の実施状況に係る調査
 - a .施設定期検査のうち自主検査記録の確認により検査された自主点検作業
記録
 - b .再処理施設保安規定に基づく施設定期自主検査の記録(再処理規則第8
条第1項第1号八に相当)
 - c .再処理施設安全審査指針による「安全上重要な施設」に相当する施設も
しくは使用済燃料の再処理の事業に関する規則による「再処理設備本体」
に対し実施した自主点検作業の記録
 - d .「安全上重要な施設」に相当する施設もしくは「再処理設備本体」に対
し実施した改造工事の自主検査の記録(平成10年9月に取りまとめた安
全性総点検において、それ以前の工事等について総点検し、既に対応が完
了していることから、平成10年10月以降を対象とする。)
 - e .上記a~dに関し、過去3年間(c及びdについては「安全上重要な施
設」に相当する施設を対象)について平成14年11月15日までに、過
去10年間(「再処理設備本体」の設備を対象)について平成14年度中
に報告する。
- 2) 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する調査
 - a .自主点検作業の実施体制
 - 自主点検作業に関する業務内容が所内規則等に確実に規定され、実施さ
れていることを確認する。調査に当たっては民間基準「原子力発電所の品
質保証指針(JEAG4101)」を参照する。

(a) 自主点検作業の計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の業務について、品質保証の観点から必要な事項が所内規則等に盛り込まれていることを確認する。

(b) 実際の自主点検作業が所内規則等に従って行われていることを、至近に実施した自主点検作業のうち代表的なものを選定し、機構保有の報告書等の点検を実施する。

b . 不正防止策の点検

組織風土・体質や安全文化醸成に関する活動が確実に実施されていることを確認する。

(a) もんじゅ事故等の対策として実施している活動のうち、今回の事例に対応すると考えられる項目の現状確認、点検を行う。

(b) 東京電力株式会社の原因及び対策が明確となった時点で、必要に応じ機構への反映を検討する。

(2) 調査方法

各部センターにおける調査

生データとの照合、生データが無い場合は記録作成手順の再チェック等によって、全ての自主検査・点検について調査を行う。

< 自主点検作業記録の点検方法 >

- (1) 自主点検作業記録と照合する点検記録（データ）がある場合
 - 自主点検作業記録と自社の点検記録（データ）の照合
 - 自主点検作業記録と委託業者から提出された点検記録（データ）の照合
 - 自主点検作業記録と自社の点検記録（データ）及び委託業者から提出された点検記録（データ）の照合
- (2) 自主点検作業記録と照合する点検記録（データ）がない場合
 - ・当該自主点検作業記録の記載内容の確認（前後の自主点検作業記録との比較等）又は点検がマニュアル等に基づき確実に行われているかの確認
- (3) (1)又は(2)に加えて、責任者や担当者等への聞き取りによる点検実施状況の確認

所特別調査チームによる調査

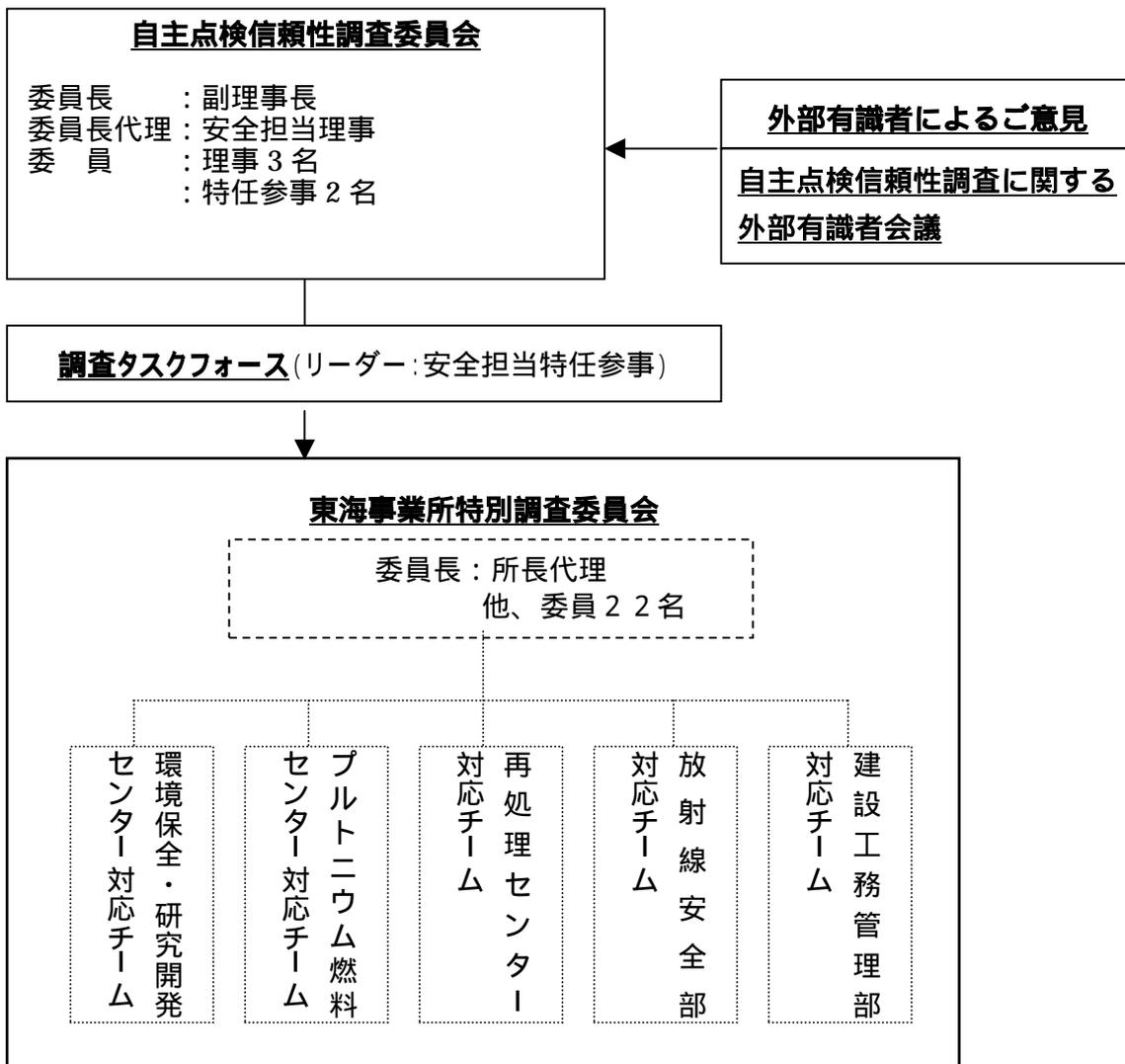
各部センターにおける調査で提出された調査票及び記録類（サンプリング）に基づき調査を行う。（聞き取り調査等を含む）

7 . 対応動向（スケジュール含む）

- 8月30日 ・ 経済産業省原子力安全・保安院長から「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」の指示
- ・ 茨城県知事から「自主点検作業記録に係る総点検について」の要請
- 9月 2日 ・ 文部科学省原子力安全監から「原子力施設の自主点検作業に関する

- る総点検について」の指示
- ・自主点検作業等に係わる所長指示（安全ニュース）
- 9月 3日 ・自主点検作業等に係わる所長指示（業務連絡）
- 9月 5日 ・経済産業省原子力安全・保安院へ委託事業者と点検対象機器・作業内容の一覧表（指示文書の5項）を提出
- 9月13日 ・文部科学省原子力安全監へ委託事業者と点検対象機器・作業内容の一覧表を提出
- 9月20日 ・経済産業省原子力安全・保安院へ実施計画(実施体制、調査方法、点検方法含む)を提出：9月20日(金)
- 9月26日 ・経済産業省原子力安全・保安院長から「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」の指示
- 9月30日 ・文部科学省原子力安全監へ「原子力施設の自主点検作業に関する総点検について」を提出

< 調査体制図 >



快適職場づくりの推進骨子

保安管理部

[目的]

労働安全衛生マネジメントシステムの活動として、「快適職場づくりの推進」が平成14年度の業務推進・品質目標の事業所目標となっており、厚生労働大臣が公表した「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に準じて取り組むこととする。

労働者が、その生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じる事が少ない快適な職場環境を形成することがきわめて重要となっている。快適な職場環境の形成を図ることは、労働者の有する能力の有効な発揮や、職場の活性化にも資するものと考えられる。このことから、自主的な取り組みを促進し、もって快適な職場環境の形成に資することを目的とする。なお、今年度は、各部・センターにて現状とその問題点を把握し、推進計画を策定することとし、次年度から改善の実施に移るものとする。

1. 快適職場づくりの推進計画策定手順

- (1) 快適職場づくりを推進するに当たって、現状とその問題点を明確にする。
- (2) 問題点に対する具体的な職場環境改善方法を検討する。
- (3) 実施可能な当面及び中長期的な推進計画を策定する。

2. 調査対象施設・設備

居室

作業エリア（常時、人が作業している箇所を優先させる。）

休憩室

洗面所・トイレ・給湯室（管理区域内を除いた各部・センターの所掌施設を対象とする。）

3. 推進体制

快適職場づくりは、労働安全衛生活動の一環であることを踏まえ、職場の現状把握及び問題点の整理、改善方法及び推進計画の検討等に当たって、衛生管理者等の協力を得るとともに、各部・センターの安全衛生委員会の意見を反映しながら、各部・センターは、快適職場づくりの推進計画を策定し実施する。

なお、各部・センターは、快適職場づくりのための推進体制を明確にし、快適職場づくりを推進する。

4. 調査項目

- (ア) 職場環境（不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。）
- 空気環境（臭気等） 喫煙環境（禁煙、分煙） 温熱条件、視環境、色

- 彩、音環境（騒音等） 作業空間
- (イ) 作業方法（心身の負担を軽減するため、作業方法を改善すること。）
 作業姿勢、重筋作業（重量物取扱作業） 緊張作業、作業リズム（交代勤務、作業と休憩） 機械操作（VDT 作業、大型クレーン操作等）
- (ウ) 疲労回復支援施設（疲労やストレスを効果的に癒すことのできる施設の設置・整備）
 休憩室（広さ等） シャワー室、緑地
- (エ) 職場生活支援施設（洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。）
 洗面所、トイレ、更衣室、給湯設備、談話室等

5. 平成 14 年度快適職場づくりの取り組みスケジュール
 別紙

平成 14 年度快適職場づくり取り組みスケジュール

項目 (実施主体部署)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
現状把握と問題 点の抽出 (各部・センター)		—							
職場環境改善方 針の策定 (所、安全対策課)			—						
職場環境改善方 法の検討 (各部・センター)				—					
当面及び中長期 的な推進計画の 策定 (各部・センター)						—			
職場環境改善の 実施 (各部・センター)								—	

快適職場づくりへの取り組みについて

平成 14 年 8 月 27 日

1. 快適職場づくりの基本

作業環境や施設設備について現状を的確に把握し、現場の意見、要望を聞いて快適職場の目標を揚げ、優先順位に基づいて計画的に職場の改善を進める。

人が快適と感じるかどうかは、個人差があり、多くの人にとっての快適さを目指すことを基本とし、各個人差にも配慮する。

快適化の第 1 歩は、作業環境等のハード面の改善を行い、人が不快と感じる要因を取り除くことばかりではなく、労働時間、安全衛生管理の水準、職場の人間関係等の評価も重要な要因とする。

快適職場の形成にあたって、事業所における安全衛生の水準の向上を図るため、

- イ) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置（作業環境）
- ロ) 労働者の従事する作業のについて、その方法を改善するための措置（作業方法）
- ハ) 作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設設備の設置・整備及びその他の快適な職場環境を形成するための必要な措置。

を継続的かつ計画的に実施することにより、快適な職場環境に努める。

以上のことから、快適な職場環境の実現に向けて、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることが求められている。

作業者が不快と感じることのないよう、空気の汚れ、臭気、温度、湿度などの作業環境を適切に維持管理する。

作業に伴う心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について作業方法を改善する。

疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備する。
洗面所、トイレなど労働者が職場生活で必要となる施設を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

2. 快適職場づくりの推進に考慮すべき事項

快適職場指針の目指すところは、「仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくり」です。「快適職場づくり」を事業所の自主的な安全衛生管理活動の一環として位置付ける。

職場の快適化を進めていくためには各職場の特性を踏まえて、その推進を図る。

継続的かつ計画的な取り組み

- ・ 快適職場推進担当者の選任等、体制を整備する。
- ・ 快適な職場環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保に

についてのマニュアルを整備する。

- ・作業内容の変更、女性の職場進出、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施する。

従業員等の意見の反映

- ・作業者の意見を反映する場所（箇所）を確保する。

個人差への配慮

- ・温度、照明等についての個人差を配慮する。

潤いへの配慮

- ・職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮する。

3. 快適職場づくり推進計画の作成

(1) 基礎的事項の点検

従来から実施してきた安全衛生管理の状況等を点検し、快適職場づくりの取り組み状況を確認する。

(2) 現状の把握

次の事項について調査及び評価の実施及び調査結果に基づく現状を把握する。

- ・作業環境
- ・作業方法
- ・疲労回復支援施設
- ・職場生活支援施設

作業環境及び作業方法については作業者が受ける不快感等を評価する。疲労回復支援施設及び職場生活支援施設については整備状況等を評価

する。

(3) 改善計画の作成

各部・センター毎に、現状把握の結果を基に当面の改善計画及び中長期改善計画を作成する。

1) 現状の分析

問題点の整理

現状把握の結果を基に改善すべき問題点を整理する。

評価結果の分析

現状把握の結果を基に問題点の大きさを把握する。

2) 目標の設定

問題点を少なくする。

強度、評価ランク値の大きい項目の数を少なくする。

疲労回復支援施設評価値及び職場生活支援施設評価値を小さくする。

3) 改善計画の作成

当面の改善計画の策定

中長期改善計画の作成

直ちに改善できるとは限らないので、中長期計画を作成し、計画的に改善していく。

優先順位等の決定

表価値を大きくしている原因となっている事項を優先する。

技術的難易度

技術的に実施可能な改善を優先する。

資金、予算

改善に要する費用に対して、改善効果の大きいものを優先する。

4) 配慮すべき事項

改善計画に従業員等の意見を反映させる。

一部の人が不快を訴えることに対しても、意見を尊重しスポット的な対策も必要とする。

(4) 改善の実施

1) 部・センター毎に改善計画に沿って改善を実施する。

2) 改善の確認を行い、改善計画どおりに改善できなかった場合は、改善された部分と改善されなかった部分を明確にする。

(5) 実施結果の再評価

1) 実施後に同じ評価を行い改善前後の比較を行う。

2) 評価の結果、改善効果が得られない場合には、改善計画の再検討を行う。

4. 当面の快適職場づくりの視点

分煙による喫煙場所の整備状況及び改善事項（排煙システムの機能確認）

休憩室の設置状況及び改善事項

洗面所、トイレの清潔度の度合い及び改善事項

給湯室の清潔度及び改善事項

男性及び女性更衣室の設置状況及び改善事項

施設のロビー及び玄関前の環境美化及び改善事項(花壇等の設置)

居室内の配置及び4Sの実施状況

その他

付録 - 9

快適職場調査票

快適職場調査票記入方法

1. はじめに

快適職場調査票は、「作業環境調査票」、「作業方法調査票」、「疲労回復支援施設調査票」、「職場生活支援施設調査票」の4種類の調査票から成り立っています。

2. 記入方法

記入前に

「作業環境調査票」に「対象施設名称」、「部署名」、「所属人数」（対象施設に常時在籍している人数）を記入します。他の調査票にはここから自動的にコピーされます。

作業環境調査票、作業方法調査票の記入方法

各評価項目ごとに「強度ランク決定の目安」を参照に、該当する強度ランクに「 」を記入します。

職場の一部分（コピー室、実験室など）や作業方法で特に評価項目に対する不快がある場合は問題点の欄にその場所名、作業などを記入します。

職場全体または特定の作業場所で、従事している人数、時間を半角数字で記入します。

評価指標については自動で計算処理を行い結果が表示されます。

疲労回復支援施設調査票、職場生活支援施設調査票

各評価項目に対する問題点の欄には問題点があれば記入します。

各評価項目ごとに「強度ランク決定の目安」を参照に、該当する強度ランクに「 」を記入します。

評価指標については自動で計算処理を行い結果が表示されます。

3. 出力

各調査票はB4版になっています。出力する際は、A4版に縮小して出力して下さい。

1 作業環境調査票

対象施設名称（室、建物名）

部署名

所属人数 名

評価項目	問題点（作業場所）	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数×従事時間			職場不快量	
		C	B	A	O			C	B	A		
(1) 空気環境	作業者がほこりっぽい。煙いなど不快と感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	換気不十分で、空気がよどみ不快と感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	悪臭、異臭等の不快な臭気がありますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	分煙対策は行われていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	小 計	職場全体について	C	0	×3	0	/					0
			B	0	×2							0
A			0	×1	0							
職場の一部について		C	0	×3	0	0						
		B	0	×2		0						
		A	0	×1		0						
(2) 温熱条件	暑い、蒸し暑いといった不快を感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	寒い、冷えるといった不快を感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	夏季又は冬季において、暑い、蒸し暑い又は寒い、冷えるといった不快を感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
小 計	職場全体について	C	0	×3	0	/					0	
		B	0	×2							0	
		A	0	×1							0	
	職場の一部について	C	0	×3	0						0	
		B	0	×2							0	
		A	0	×1							0	

評価項目	問題点(作業場所)	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数×従事時間			職場不快感	
		C	B	A	O			C	B	A		
1 作業環境	(3) 視環境	暗くて作業がしにくいといった不快を感じていますか。	職場全体について					0	0	0	0	
								0	0	0	0	
		照明用光源、光の反射等により明るすぎる、まぶしいといった不快を感じますか。	職場全体について						0	0	0	0
									0	0	0	0
		証明用光源の光色、演色性等について不快(不自然)と感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0
								0	0	0	0	
	壁、天井、内装材、機械等の色彩等を不快(汚い、暗い等)と感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	小計	職場全体について	C	0	×3			/			0	
			B	0	×2	0						
		A	0	×1								
	職場の一部について	C	0	×3			/			0		
		B	0	×2	0							
		A	0	×1								
(4) 音環境	騒音が大きく不快と感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	機械等から耳障りな不快な音が聞こえますか。	職場全体について							0	0	0	0
									0	0	0	0
	静かで緊張したり、落ち着かず不快と感じていますか。	職場全体について							0	0	0	0
									0	0	0	0
	小計	職場全体について	C	0	×3			/			0	
			B	0	×2	0						
			A	0	×1							
		職場の一部について	C	0	×3			/			0	
B			0	×2	0							
A	0		×1									

評価項目	問題点（作業場所）	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数×従事時間			職場不快感	
		C	B	A	O			C	B	A		
1 作業環境 (5) 作業空間	狭くて作業がしにくいと感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	通路がない又は通路が狭い等で作業や物の移動がしにくいと感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	電気の配線等が露出して、作業や通行の妨げになって作業がしにくいと感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	機械設備のレイアウトが作業の流れに沿っておらず、作業がしにくいと感じていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	適当な大きさの窓等が設けられておらず、作業者に圧迫感、窮屈感を与えていますか。	職場全体について						0	0	0	0	
								0	0	0	0	
	小 計	職場全体について	C	0	×3	0	/					0
			B	0	×2							
			A	0	×1							
		職場の一部について	C	0	×3	0						0
			B	0	×2							
A			0	×1								
作業環境強度値（職場の全体）（ア）		C	0	×3	0	作業環境不快感 （職場全体） （イ）	0					
		B	0	×2								
		A	0	×1								
作業環境強度値（職場の一部）（ア'）		C	0	×3	0	作業環境不快感 （職場の一部） （イ'）	0					
		B	0	×2								
		A	0	×1								

評価項目	問題点（作業場所）	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数 × 従事時間			職場不快感
		C	B	A	O			C	B	A	
1 作業環境 (6)その他	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
	職場全体について							0	0	0	0
								0	0	0	0
小 計	職場全体について	C	0	×3	0	/					0
		B	0	×2							0
		A	0	×1							0
	職場の一部について	C	0	×3	0						0
		B	0	×2							0
		A	0	×1							0

2 作業方法調査票

対象施設名称（室、建物名）

部署名

所属人数 名

評価項目	問題点（作業）	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数 × 従事時間			職場不快感
		C	B	A	O			C	B	A	
(1) 不良姿勢	作業台の高さが作業者の身体に合わず、作業がしにくいと感じていますか。							0	0	0	0
	小 計	C	0	×3	0	/					0
		B	0	×2							
	A	0	×1								
(2) 重筋	機械設備の取扱・操作等の作業についてかなりの筋力の負担を感じていますか。							0	0	0	0
	小 計	C	0	×3	0	/					0
		B	0	×2							
	A	0	×1								
(3) 緊張	計器監視作業等について長時間緊張を感じていますか。							0	0	0	0
	小 計	C	0	×3	0	/					0
		B	0	×2							
	A	0	×1								

評価項目	問題点(作業)	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数×従事時間			職場不快感	
		C	B	A	O			C	B	A		
2 作業方法 (4)機械操作	機械設備等について操作をする上で、表示装置が見にくいと感じますか。							0	0	0	0	
	機械設備等について操作をする上で、表示装置が見にくいと感じますか。							0	0	0	0	
	機械設備等について誤操作しやすいと感じていますか。							0	0	0	0	
	小 計		C	0	×3	0	/					0
			B	0	×2							
			A	0	×1							
	作業方法強度値(ウ)		C	0	×3	0	作業方法不快感 (工)	0				
B			0	×2								
A			0	×1								
職場環境強度値(ア)+(ウ)		0				職場環境不快感 (イ)+(工)	0					
						一人当たり 職場環境不快感	#DIV/0!					

評価項目	問題点(作業)	強度ランク				従事者数	従事時間/日	従事者数×従事時間			職場不快量
		C	B	A	O			C	B	A	
2 作業方法 (5)その他								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
								0	0	0	0
小 計		C	0	×3	0						0
		B	0	×2							
		A	0	×1							

3 疲労回復支援施設調査票

対象施設名称（室、建物名）

部署名

所属人数

名

	評価項目	問題点	強度ランク			
			c	b	a	
3 疲労回復支援施設	(1) 休憩室等	休憩室等は作業場所の近くに設置されていますか。				
		休憩室等の広さは、同時に利用する作業者の数に応じた広さがありますか。				
		休憩室等は常時清潔に管理されていますか。				
		休憩室等に作業の態様に応じて疲労やストレスを効果的に癒すことができる配慮がされていますか。				
		休憩室等に色彩、BGM、観葉植物等の潤いの配慮がなされていますか。				
	小 計			c	0	×2
				b	0	×1
				a	0	×0
				0		
	(2) 洗身施設	簡単な操作で温水も使用できるシャワー等の洗身施設が設置されていますか。				
		洗身施設は作業場の近くに設置されていますか。				
		洗身施設は利用する作業者の数に応じて必要数（必要な広さ）が確保されていますか。				
		洗身施設は常時清潔に管理されていますか。				
		小 計			c	0
				b	0	×1
			a	0	×0	
			0			
(3) 環境整備	職場の敷地内に緑地が設けられていますか。					
	小 計			c	0	×2
				b	0	×1
			a	0	×0	
			0			
疲労回復支援施設評価値（才）			c	0	×2	
			b	0	×1	
			a	0	×0	
			0			

評価項目		問題点	強度ランク		
			c	b	a
3 疲労回復支援施設	(4) その他				
	小 計			c	0
			b	0	×1
			a	0	×0
			0		

4 職場生活支援施設調査票

対象施設名称（室、建物名）

部署名

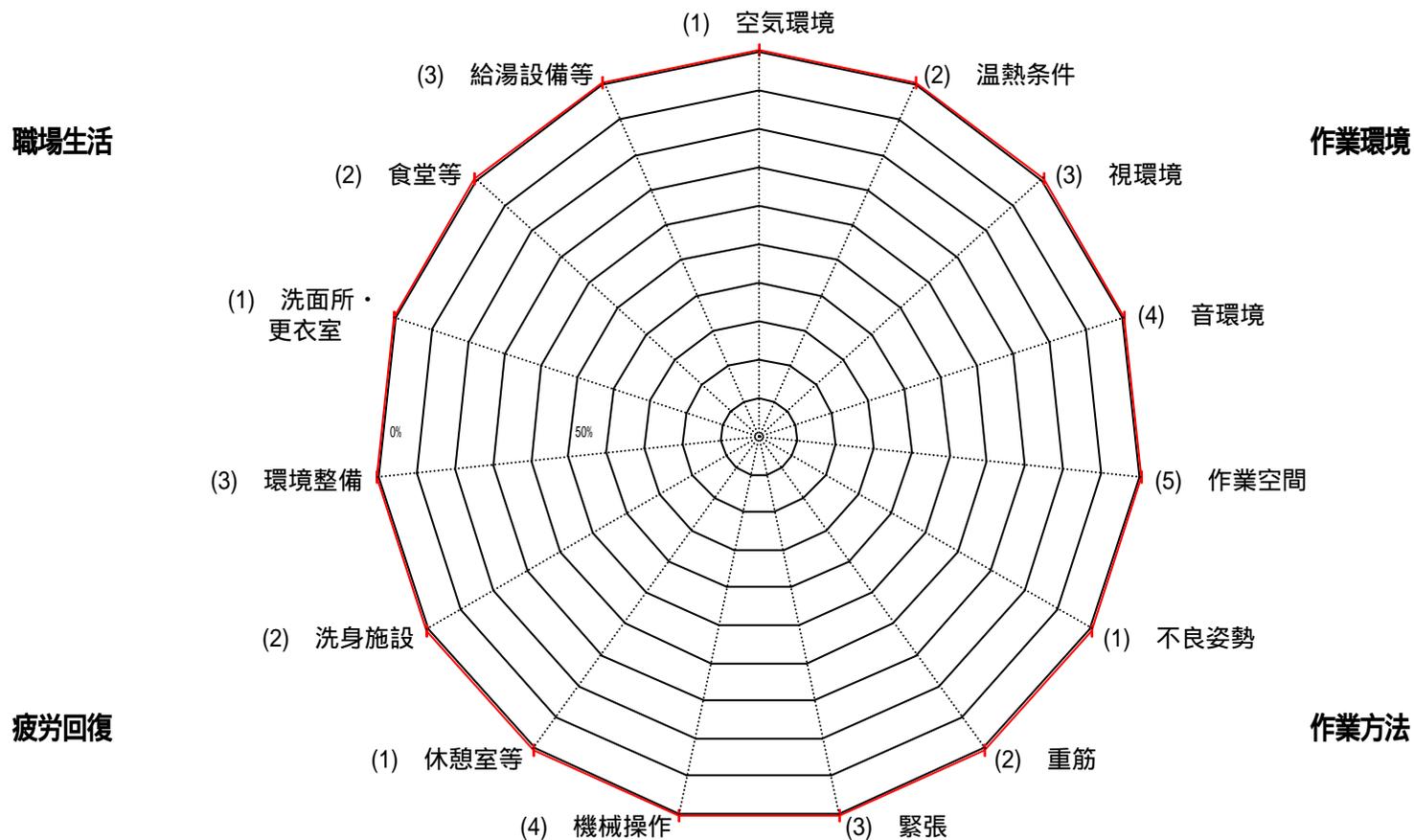
所属人数 名

評価項目	問題点	評価ランク							
		c	b	a					
(1) 洗面所・更衣室等	洗面所、トイレが必要数設置されていますか。								
	洗面所、トイレは作業場所から近いところに設置されていますか。								
	洗面所、トイレは常時清潔に管理されていますか。								
	更衣室、ロッカーが必要数設置され、ゆったりした広さがありますか。								
	更衣室、ロッカーは常時清潔に管理されていますか。								
	更衣室、ロッカーは作業場所から近いところにあり、プライバシーが確保され、いつでも気兼ねなく使うことができますか。								
	小 計		c 0	x2	b 0	x1	a 0	x0	0
(2) 食堂等	食堂等、食事をするスペースが確保されていますか。								
	食堂等が常時清潔に管理されていますか。								
	食堂等は、色彩、形状、食事を楽しいものにするような雰囲気づくりについて配慮されていますか。								
	小 計		c 0	x2	b 0	x1	a 0	x0	0

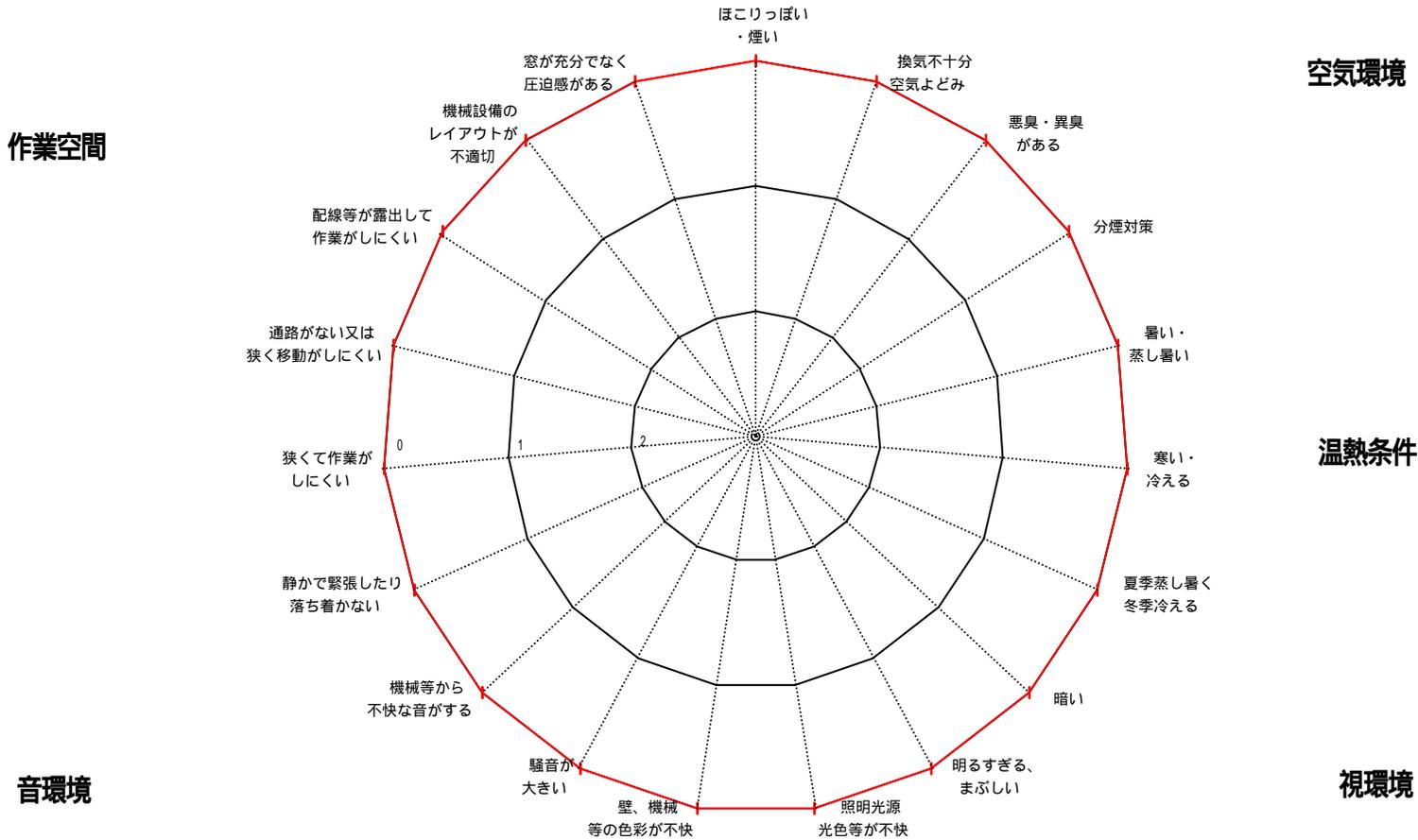
評価項目		問題点	評価ランク		
			c	b	a
4 職場生活支援施設	(3) 給湯設備等	給湯設備、清涼飲料の自動販売機等が設置されていますか。			
		談話室又は雑談ができる場所が確保されていますか。			
		給湯設備、談話室等は利用しやすいように作業場所から近いところに設けられていますか。			
	小 計		c	0	×2
			b	0	×1
			a	0	×0
			0		
	職場生活支援施設評価値（カ）		c	0	×2
			b	0	×1
			a	0	×0
		0			
サポートシステム評価値（オ）+（カ）			0		

評価項目		問題点	評価ランク		
			c	b	a
4 職場生活支援施設	(4) その他				
	小 計			c	0
			b	0	×1
			a	0	×0
			0		

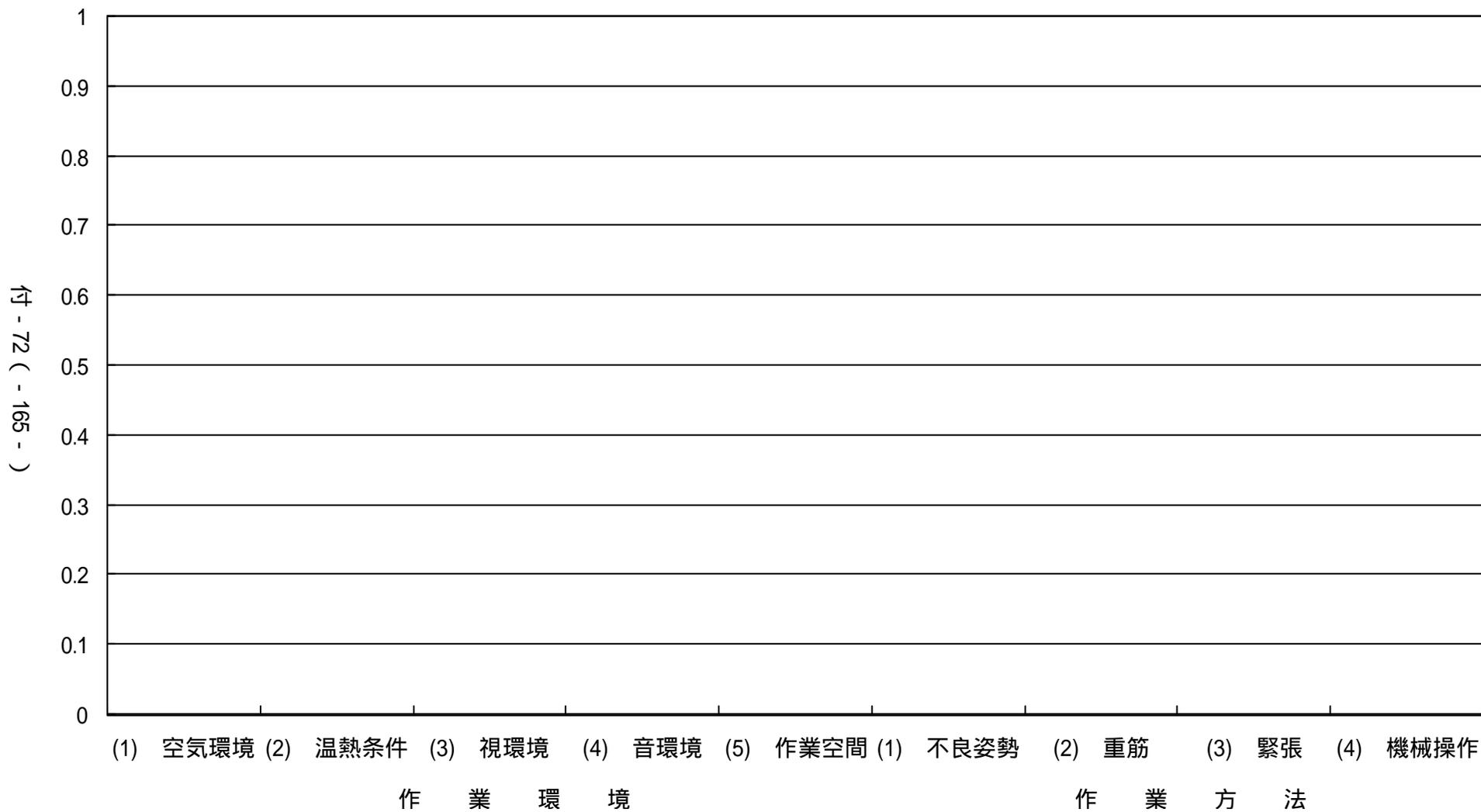
評価項目別快適度チャート



作業環境（職場の一部）強度ランクチャート



評価項目別職場不快量



部・センター改善点等の抽出

部・センター

1. 単年度に改善できると思われるもの

単年度に改善できると思われるもの	備考
1.1 作業環境について 1.2 作業方法について 1.3 疲労回復支援施設について 1.4 職場生活支援施設について	

2. 改善が中長期にわたるとと思われるもの

改善が中長期にわたるとと思われるもの	備考
1.1 作業環境について 1.2 作業方法について 1.3 疲労回復支援施設について 1.4 職場生活支援施設について	

課改善点等の抽出

部・センター

課

3. 単年度に改善できると思われるもの

単年度に改善できると思われるもの	備考
1.1 作業環境について 1.2 作業方法について 1.3 疲労回復支援施設について 1.4 職場生活支援施設について	

4. 改善が中長期にわたるとと思われるもの

改善が中長期にわたるとと思われるもの	備考
1.1 作業環境について 1.2 作業方法について 1.3 疲労回復支援施設について 1.4 職場生活支援施設について	

付録 - 10

平成 14 年度 業務推進・品質改善 中間報告

平成 14 年 9 月 24 日

保 安 管 理 部

平成 14 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む)(平成14年9月現在)	問題の要因分析及び今後の対応
個別ミッション	(9)原研との統合に向けて積極的な交流を実施する(保安管理、放射線管理、事務管理、地元対応、建設等に関して情報交流を行う)	原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた交流を実施する	5	情報交流開始時期	第2四半期	(達成) 安全推進本部も含めた統合に係る打合せを7月3日及び9月3日に開催。また、原研東海保安管理室との情報交換を7月15日に開催した。	
				状況報告時期	H15年3月	(達成予定) 15年度から実施可能な業務の抽出及び報告を実施(8月)	
コスト管理目標	(2)補助金への資金形態変更に伴う適正な執行管理を行う。						
	執行状況の定期的な確認・指導	予算執行状況の定期的な確認を実施する	3	予算執行状況の確認頻度	1回/月以上	(達成予定) 各課室毎に毎月1回予算執行状況の確認を実施している。	
	繰越額の縮減	年度繰越の縮減(各課室)		繰越件数	ゼロ件	(達成予定) 現在までのところ繰越案件はない。	
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成14年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づき、活動を展開する。						
	所長診断会の実施	所長診断会の確実な実施	3	所長診断会の開催回数	2回/年	(達成予定) 1回目を9/24,27に実施した。2回目は、1月下旬を計画している。	
	検討会(指導会)チームによる改善活動の実施						
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会の実施	検討会/指導会の円滑な活動	3	改善成果の報告時期	年度内	(達成予定) Pu,環境センターは6月にチーム結成を行い、テーマ解決に向けて活動を開始した。	
		指導会実施のための着実な窓口対応		計画に基づく開催回数に対する実施率	100%	(達成予定) Pu,環境センターの要請を受けて第1回目の指導会を6/12に開催した。	
	業務運営の仕組みの改善、要領化						
・業務運営の仕組みの改善、要領化(I SO 認証取得部門以外)	業務運営の仕組みの要領化	3	改善・要領化の件数	2件/課室以上	(達成予定) 安対課: 1件 危機室: 15件 品証室: 1件		

平成 14 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書

JNC TN8440 2002-020

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求 品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善 内容を含む)(平成14年9月現在)	問題の要因分析及び 今後の対応案
組織基盤・人材育成目標	品質保証計画書の改訂						
	・下部要領書の整備	部内要領書の作成	3	作成件数	5件	(達成予定) 上期は要領書1件作成	
		部の品質保証計画書の改訂		改訂時期	6月	(3ヶ月遅れ達成予定) 計画書は9月に改訂	計画書改訂はコメント 等の反映のため、予定より 遅れた。
	品質監査の実施						
	・機構品質(安全)監査	機構監査の着実な準備及び受検	1・3	監査の受検時期	10月	(達成) 7/17~19及び8/27,28に受検	
	・定期品質自主監査の実施	自主品質監査の確実な実施	3	監査の実施回数	1回 (各部・センター 対象)	(達成予定) 平成14年度計画に基づき、 OHSMS/EMSと同時期監査として11 月実施の計画で準備を進めてい る。	
	業務品質保証に関する教育の 実施						
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育への参加	3	対象者の参加率	100%	(未達成) 上級専門職クラス 参加率62.5%(5/8) 専門職クラス 参加率61.3%(19/31)	所の目標リストから本 項目を削除したが、部の目 標リストに残っていたもの であり、下期は削除す る。
		本社階層別教育の実施への協力		計画された教育に対す る実施率	100%	(達成予定) 実施率100%(計画された2回が 全て実施された)	
	その他の重要課題						
	・情報共有化の観点からの品質保 証調整会議の実施	所内の品質保証活動に係る情報の共有化 (品質保証関係者との調整会議の実施)	3	開催回数	3回/年以上	(達成予定) 上期は5月22日に今年度の第1 回調整会議を開催	
	ISO 認証取得及び維持活動に 係る活動の推進						
	・OHSAS18001/ISO14001 認証取得 後の維持と改善	認証取得後の維持・改善	1・3	サーベランス審査受検 回数	1回/年	(達成予定) サーベランス審査は3月を予定	
				内部監査の受検回数	1回/年	(達成予定) 内部監査は11月を予定	
・各部門におけるISO9000s 認証 取得後の維持	保安管理部門におけるISO9000s 認証取得 の検討及び実施計画の策定	3	調査検討及び実施計画の 策定時期	15年3月	(達成予定) 対象となる作業項目、認証範囲 等について検討中		

付-77(-171-)

平成 14 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 中間報告書

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	要求 品質(*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善 内容を含む)(平成 14 年 9 月現在)	問題の要因分析及び 今後の対応案
組織基盤・人材育成目標	(5)核燃料サイクルに必要となる人材を育成するとともに個人の技術力向上のための技術認定制度の検討を実施する。						
	核燃料サイクルに必要となる人材を育成する						
	・教育システムの検討(保安教育、車内教育、人材育成教育、各部・センターでの教育等を体系的に実施するシステムを検討)	「東海事業所保安教育・訓練指針」の見直し、改訂	3	改訂時期	15 年 3 月	(達成予定) 業務委託報告「東海事業所内教育体系の整備に関する検討」に基づき、見直し範囲等の検討を実施中である。	
	技術認定制度の検討						
	・新規技術認定制度の検討	作業責任者認定制度の維持・改善	1・3	現場責任者等教育の実施回数	1 回 / 月以上	(達成予定) 「作業責任者認定制度の運用要領」を 4 月 12 日付けで制定し、運用方法等を明確にした。 業者を対象とした現場責任者教育を更新教育も含め、下記の通り実施した。 4 月:1 回、5 月:1 回、6 月:2 回、7 月:4 回、8 月:4 回、9 月:2 回	

JNC TN8440 2002-020

部・センター 目的及び目標達成度報告書
 (中間：第1～第2四半期報告書・暫定：第1～第3四半期報告書・最終：第1～第4四半期報告書)(平成14年度)
 記録番号：7-6
 通し番号：01

安全衛生 / 環境管理統括者	安全衛生 / 環境管理者

作成：平成14年 9月 6日 組織名： 保安管理部

付-79 (-173-)

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標 内容	OHSMS・ EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標 内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成14年9月30日現在)	3 問題の要因分析及 び今後の対応策	4 次年度計画の 概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標	-	(3) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応	-	-	安全性総点検に係る計画完了案件の目標リストによる進捗状況の確認	進捗状況の確認	2回/年	(達成予定) 第1回目：進捗状況を確認するため、7月中旬に業連を発行済。	-	-	品証室
	-	(4) 原子力緊急時支援・研修センター及びオフサイトセンター等との連携を図った危機管理・防災に係わる活動の展開	-	-	支援・研修センターと連携した訓練の実施	計画立案時期	14年8月	(達成) 事業所訓練として実施する7月、11月及び3月の訓練について、支援研修センターへの通報訓練を行うこととして、今年度の訓練計画を4月に立案し運営会議で承認を得た。	-	-	危機室
	-	(5) 「平成14年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた活動の展開	-	-		訓練実施時期	14年12月	(達成) 7/12に実施した。 また、9/30の茨城県原子力防災訓練時に支援研修センターへ要員を派遣する見込みである。	11月、3月にも予定。	-	
-											

1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目
 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標 内容	OHSMS・ EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標 内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成14年9月30日現在)	3 問題の要因分析及 び今後の対応策	4 次年度計画の 概要	5 担当部署
安全確保・ 環境保全目標		自主保安の推進									
		作業計画策定及び 変更管理の徹底(計 画外作業の撲滅)	-	-	一般作業計画書を 起案する作業に関す る作業手順書から逸 脱した作業(計画外 作業)の禁止	計画外作業の 件数	ゼロ件	(達成予定) 安対課5件、危機室3件 の計8件の一般作業につ いて、計画書に基づく作 業が実施され、計画外 作業はなかった。	-	-	安対課 危機室 品証室
	所全体の実施状況 の確認及びとりまと め				確認・とりま とめ時期	14年9月及び 15年3月	(達成予定) 各部・センターとも計 画書の作成及び計画変 更を行うことにより、 計画外作業は実施して いないことを確認した。	-	-	安対課	
		外部機関との協 力・連携と参考とな る事例の自らの職場 への取り入れ	-	-	原子力防災に係る 消防・警察との連 携のとれた教育訓 練・研修の実施	実施回数	1回以上/年	(達成) 県内の消防、警察及び 自衛隊を対象とした研 修会を6月12~14日 に開催した。(参加者 70名) また、消防大学校から の要請に基づき、講師 派遣(9月10日)及び 東海事業所での研修 (9月11日)に対応し た。(参加41名)	-	-	危機室
NSネット、東海 ノア協定に係る訓 練等への積極的な 取り組み	訓練等への参 加率				100%	(達成予定) NSネット 良好事例詳細シートの 作成(5月)、管理者セ ミナー(8月:4名)、 NSネットセミナー(9 月:9名)に参加、協 力した。(参加率100%) 東海ノア 幹事会(3回)、通報招 集訓練(5月)、各種公 開講座等への参加(5 回21名)、安全講演会 等の加盟事業所への 紹介・受入(2回17 名)(参加率100%)	-	-	安対課		

付-80(-174-)

1: 目標内容: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成14年9月30日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署	
安全確保・環境保全目標					NS ネット良好事例の水平展開の実施	相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	公開の都度	(達成予定) 公開された3件について、全て水平展開を実施した。	-	-	品証室	
					所全体のNS ネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ	実績・とりまとめ時期	14年9月及び15年3月	(達成予定) 9月に上半期の実績をとりまとめた。	-	-	安対課	
		作業計画書を起案する作業に関するリスクアセスメントの実施(各課室)	-	-	作業計画書を起案する作業に関するリスクアセスメントの実施(各課室)	作業計画書を起案する作業のリスクアセスメント実施率	100%	(達成予定) 安対課5件、危機室3件の計8件の一般作業についてリスクアセスメントを実施した。(現在までのところ100%)	-	-	安対課 危機室 品証室	
		一人ひとりの危険に対する感受性の向上										
		基本動作、KY、TBMの徹底	OHSMS			基本動作マニュアルの策定	マニュアルの策定期	14年7月	(2ヶ月達成遅れ) 部共通の基本動作マニュアルを策定するにあたり、その雛形として安対課の基本動作マニュアルを7月26日付けで制定した。これを基に部共通マニュアルを策定する予定である。	対象業務範囲及び記載内容の検討に時間を要し、また、各課室単位の制定も視野に入れて検討を行ったことによる。	-	安対課
						周知教育の実施	周知教育参加率	100%	(達成予定) 実績なし	下期に実施予定。	-	安対課 危機室 品証室
						KYシート等の活用	KYシート等を用いた訓練回数	2回/年以上	(達成予定) 一部の課室において未実施である。	下期に未実施部署について実施を予定。	-	安対課 危機室 品証室
						所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14年9月及び15年3月	(達成予定) KY及びTBMに係る教育や基本動作教育を各部・センター毎に年度計画等に従って実施していることを確認した。	-	-	安対課

付-81(-175-)

1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成 14 年 9 月 30 日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署	
安全確保・環境保全目標		規程類の遵守徹底	-	-	各種法定検査への着実な対応	違反件数	ゼロ	(達成予定) 上期に実施された保安検査については違反事項はなかった。	-	-	安対課 危機室 品証室	
					所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	(達成予定) 各部・センターとも保安規定に基づく保安検査及びその他法定検査において違反事項はないことを確認した。	-	-	安対課	
		作業場所の環境改善 (整理・整頓の徹底)	OHSMS	-	作業場所の環境改善 (整理・整頓の徹底)		部長によるパトロールの実施頻度	2 回 / 年	(達成予定) 平成 14 年度上期分として 9 月 3 日に実施した。	-	-	安対課 危機室 品証室
							部衛生管理者及び課安全衛生推進員によるパトロールの実施頻度	1 回 / 週	(達成予定) 衛生管理者及び衛生管理者の指示に基づき安全衛生推進員による巡視を毎週実施した。	-	-	
							課室長パトロールの実施頻度	1 回 / 月以上	(達成予定) 管理者及び管理者代理による職場巡視を毎月実施した。	-	-	
						所全体の衛生管理者パトロールの実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	(達成予定) 各部・センターにおいて衛生管理者によるパトロール又は衛生管理者の指示に基づき安全衛生推進員が毎週パトロールを実施していることを確認した。	-	-	安対課
		体系的な保安教育の実施と個人毎の教育・訓練データベースの活用	OHSMS	-	各種法令等に基づく保安教育訓練の確実な実施	保安教育訓練の実施率	計画に対して 100%	(達成予定) 上期実施予定の教育訓練について、遅れや未実施の教育訓練があるが、ほぼ計画どおり実施している。	未実施分については下期に実施する。	-	安対課 危機室 品証室	
						教育・訓練データベースの運用の定着化	教育・訓練データベースの入力実施率	100%	(達成予定) 当初計画分及び実施完了分についてのデータベース入力 100%実施済みである。	-	-	安対課

1 : 目標内容 : 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生 / 環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及び EMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
 2 : 進捗状況 : 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
 3 : 問題の要因分析及び今後の対応 : 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
 4 : 次年度計画の概要 : 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
 5 : 担当部署 : 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成 14 年 9 月 30 日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署	
安全確保・環境保全目標					所全体の入力実施率の確認	確認実施時期	14 年 9 月及び 15 年 3 月	(達成予定) 再処理センターでは入力のためのデータを整備中で未入力であるが、他の部・センターは 100% 入力済みであることを確認した。	-	-	安対課	
					教育訓練データベースの改善	改善完了時期	15 年 3 月	(達成予定) 4~7 月に改善に係る仕様書の検討、作成を実施した。なお、発注は本社で実施することとなった。	-	安対課		
		危機管理・防災体制の充実強化										
		危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上										
		・保安強化の日に緊急時対策所を使用した訓練や教育を実施することにより実効性を向上	-	-	保安強化の日に緊急時対策所を使用した訓練や教育を行う	訓練実施回数	10 回以上 / 年	(達成予定) 上期は 5 回の緊急時対策所を使用した訓練を実施した。 (5/13,6/11,7/12,8/6,9/12)	-	-	危機室	
		・危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上	-	-	危機管理に係る教育への参加による実効性の向上	危機管理教育への要請人数に対する参加率	要請に対して 100%	(達成予定) 上期実績なし。	本社からの指示等に基づき下期に対応する。	-	-	危機室
		原子力防災への備えの徹底 (防災対応設備・機器の確実な運用、迅速・正確な通報、防災関係機関との連携強化)			防災・事故対応設備、機器の健全性確認の実施	点検頻度	1 回 / 月	(達成予定) 再処理施設保安規定に基づき、毎月点検を実施。		-	-	危機室
	地震震度情報の迅速入手に向けた調査の実施				調査結果のとりまとめ時期	14 年 12 月	(達成予定) 8/8 に開設された気象庁ホームページの地震情報について調査・検討中。		-	危機室		

1 : 目標内容 : 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生 / 環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及び EMS (著しい環境側面) から導かれた項目
OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

2 : 進捗状況 : 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

3 : 問題の要因分析及び今後の対応 : 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

4 : 次年度計画の概要 : 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

5 : 担当部署 : 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMS のみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成 14 年 9 月 30 日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標	-	労働衛生活動への積極的な取り組み									
		快適職場づくりの推進	OHSMS	-	衛生管理者会議による検討及び方針等の策定	職場環境調査項目の策定期	14 年 8 月	(約半月達成遅れ) 「快適職場づくりの推進骨子」を策定し、8 月の安全衛生化学物質委員会に報告した。また、この骨子に基づき具体的な調査項目等の検討を進めている。	早急に調査項目等を作成し、9 月中旬に各部・センターに調査を依頼する予定。	-	安対課
						職場環境改善方針の策定期	14 年 10 月	(達成予定) 実績なし	-		
			職場環境の問題点の摘出、職場改善計画の立案	職場環境調査の実施	14 年 9 月	(達成予定) 調査項目等の検討を進めており、9 月中旬に調査を開始する見込みである。	-	安対課			
				快適職場推進計画の策定期	15 年 3 月	(達成予定) 実績なし	-				
			室内(事務所)環境測定の実施頻度	1 回 / 2 月	(達成予定) 奇数月を定期として作業環境測定(温湿度、炭酸ガス等の測定)を実施している。(5・7 月済み、9 月実施見込み。)	-	安対課 危機室 品証室				
		従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
化学物質に関するリスクアセスメント手法の検討	OHSMS	-	化学物質に関するリスクアセスメント手法の検討	検討完了時期	15 年 3 月	(達成予定) 化学物質に関するリスクアセスメント手法について、文献調査及び諸外国における状況を調査中である。	-	-	安対課		

1 : 目標内容 : 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生 / 環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及び EMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

2 : 進捗状況 : 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

3 : 問題の要因分析及び今後の対応 : 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

4 : 次年度計画の概要 : 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

5 : 担当部署 : 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成14年9月30日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		P R T R法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理									
		化学物質の排出量等の確実な把握	EMS	化学物質適正管理の定着	13年度排出量等のとりまとめ及び法令に基づく報告の実施	法令に基づく平成13年度排出量等の報告時期	14年6月	(達成) PRTR法に基づく平成13年度化学物質の排出量等に関する届出書を6月27日に提出した。	-	-	安対課
					14年度排出量等の把握及びとりまとめ	化学物質の排出量等の取りまとめ回数	4回/年	(達成予定) 第1四半期分について7月にとりまとめを実施した。また、第2四半期分のとりにまとめについては10月に実施予定である。 各部・センターにおける排出量等のPRTRシステムへの入力状況については、適宜入力中であるが、一部未完了であることを確認した。	各部・センターにおけるPRTRシステムへの入力未完了については、入力を指導するとともに適宜確認を行う。		
	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	EMS	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	13年度実績比の低減率	1%	(達成予定) 目標値に対して5.39%の増加 (8月末実績値：188,230.4 Kwh 8月末目標値：178,610.0 Kwh)	継続して節減に努めていく。	-	安対課 危機室 品証室
					コピー用紙使用量低減	EMS	コピー用紙使用量低減	13年度実績比の低減率	2%	(達成予定) 目標値に対して7.35%の減少 (8月末実績値：359,520枚 8月末目標値：388,050枚)	-

1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目

2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。

3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。

4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。

5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

付録 - 1 1

平成 1 4 年度 東海事業所 安全確保・環境保全目標

平成 14 年度 東海事業所 業務推進・品質改善目標リスト

承認：平成 14 年 8 月 9 日
作成：平成 14 年 7 月 15 日

総括安全衛生/ 環境管理者	OHSMS/EMS 管理責任者
岸本	大島

JNC TN8440 2002-020

目標 分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)	
〔安全確保・環境保全目標〕	東海再処理施設における定期安全レビューの実施	-	-	(1) 東海再処理施設における定期安全レビューの実施							
				定期安全レビューの実施	1	-	安全レビューの結果の報告時期	第 3 四半期	詳細計画を 12 月までに作成完了	再処理	
		-	-	-	(2) 電気設備を含むユーティリティ設備を適切に維持管理するとともに、老朽化設備の計画的な更新を進める。						
					電気設備を含むユーティリティ設備の維持管理	1	-	運転停止に繋がるトラブルの発生件数	0 件	適切な維持管理を実施し、ユーティリティに関するトラブルなし	建工
					老朽化設備の計画的な更新	1	-	平成 14 年度計画分(3 設備)の実施割合	100%	13 年度計画分について更新を実施中	建工
					(3) 安全性総点検に係る計画完了案件への着実な対応	1	-	平成 14 年度計画分の達成割合	100%	措置対応を実施中	保安 再セ Puセ 放射線
	原子力緊急時支援・研修センター及びオフサイトセンター等との連携を図った危機管理・防災に係わる活動の展開	-	-	-	(4) 原子力緊急時支援・研修センター及びオフサイトセンター等との連携を図った危機管理・防災に係わる活動の展開	4					
					支援・研修センターと連携した訓練の実施			-	実施計画立案時期 訓練実施時期	14 年 8 月 14 年 12 月	支援・研修センター 建設中
	「平成 14 年度安全管理基本方針」に基づいた安全活動の展開	-	-	-	(5) 「平成 14 年度安全管理基本方針」に基づいた安全活動の展開						
	自主保安の推進	-	-	-	自主保安の推進						

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
 [要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
 4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転
 [担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署
 : 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)	
〔安全確保・環境保全目標〕	自主保安の推進	-	-	作業計画策定及び変更管理の徹底(計画外作業の撲滅)	1	-	計画外作業(作業計画書、作業手順書から逸脱した作業)の件数	0件		保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ	
				外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ	4	-	NSネット及び東海ノア活動の参加率 外部機関における良好事例の水平展開の実施	100% 実施のつ ど	NSネット相互評価に係る良好事例の水平展開を実施	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ	
				職場の実態に応じたリスクアセスメント手法の定着 リスクアセスメントワークシートの作成(環境センター) 作業計画、作業手順書作成時のリスクアセスメントの実施に係る教育(再処理センター) 各課別、Gr別の保安教育の実施(Puセンター)	1	-	作業に対する作成率 教育実施 定期保安教育実施時期	100% 100% 14年4月	環セ 再セ Puセ		
	一人ひとりの危険に対する感受性の向上	-	-	一人ひとりの危険に対する感受性の向上							
				基本動作、KY、TBMの徹底	1	OHSMS	基本動作等に係る教育実施回数	1回以上/年 (課室Gr毎)	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ		
				規程類の遵守徹底	1	-	各種法定検査への着実な対応(違反件数)	0件	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ		

[目標内容欄(*1)] 1: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2: OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

[要求品質欄(*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4: 地元に理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署

: 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)	
〔安全確保・環境保全目標〕 付-89(-184-)		-	-	作業場所の環境改善(整理・整頓の徹底) ¹	1	OHSMS	各部・センター衛生管理者によるパトロールの実施	1回/週		保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ	
				体系的な保安教育の実施と個人毎の教育・訓練データベースの活用 ¹	3	OHSMS	保安教育実施率 教育訓練データベースへの 入力実施率	計画に対して100% 100%	13年9月までに整備及び関係者への教育を終え、10月から運用を開始した	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ	
	危機管理・防災体制の充実強化	-	-	-	危機管理・防災体制の充実強化						
					危機管理に係る教育訓練の継続的实施と実効性の向上						保安
					・保安強化の日に緊急時対策所を使用した訓練や教育を実施することによる実効性を向上	1	-	訓練実施回数	10回以上	保安強化の日に各種訓練を実施(10回)	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ
					・危機管理意識の向上に向けた危機管理教育への参加		-	危機管理教育の参加率	100%	本社主催の階層別危機管理教育に参加した。 一般職：33回 管理監督職：3回	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ
					原子力防災への備えの徹底(防災対応設備・機器の確実な運用、迅速・正確な通報、防災関係機関との連携強化)	4	-	緊急時対策所及び現場指揮所での訓練を通じた設備/機器の機能確認実施率	計画に対し100%	保安強化の日に合わせて機器操作訓練等を実施	保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ
		-	-	-	労働衛生活動への積極的な取り組み						
					快適職場づくりの推進 ¹	1	OHSMS	職場環境調査の実施 職場環境改善方針の策定 快適職場推進計画の策定	14年9月 14年10月 15年3月		保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署

: 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)	
〔安全確保・環境保全目標〕	-	-	-	心の健康管理の推進 ¹	1	OHSMS	メンタルヘルス研修会等の開催回数	1回以上/年	13年度労働衛生週間行事の一環として管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を開催	運営	
				法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施 ¹	1	OHSMS	健康診断の受診率	100%	法定健康診断及び超音波診断等を実施	運営	
				健康づくりのためのT H P活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施 ¹	1	OHSMS	対象者への指導実施率	100%	健康診断結果を基に栄養指導・運動指導を実施	運営	
	-	化学物質適正管理の定着	-	従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止							
				化学物質に関するリスクアセスメント手法の検討	1	OHSMS	検討完了時期	15年3月		認証保安	
				P R T R法に基づく化学物質の環境放出の確実な管理							
				化学物質の排出量等の確実な把握 ¹	3	EMS	13年度排出量の報告時期排出量等のP R T Rシステムへの入力実施率	14年6月100%	各部・センターにおいて排出量及び移動量のP R T Rシステムへの入力を実施	保安 保安 放射線 建工 環セ 再セ Puセ	
	-	放射性廃棄物発生量の低減	1, 2	低レベル放射性固体廃棄物発生量の低減策検討及び実施 ^{1 2}	4	EMS	・低放射性固体廃棄物発生量の確実な把握及び低減化の検討実施	・実施率(発生量把握及び対策の実施) 100%		放射線	
							・ウラン系放射性固体廃棄物発生量の低減	・定常廃棄物の発生量(ドラム缶換算250本以下)	・有効な低減策を整理各発生元に周知し、ウラン系廃棄物発生量低減化への協力依頼した。	環セ	

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署

: 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)
〔安全確保・環境保全目標〕	-	放射性廃棄物発生量の低減	1, 2	低レベル放射性固体廃棄物発生量の低減策検討及び実施 ^{1 2}	4	EMS	廃棄物発生量の低減 Asp 可燃生保管廃棄物量の低減	発生量 (ドラム缶換算 1200本以下) 処理ドラム 缶量(920本)		再セ
							従来ベースの見積りによる H14 発生見通し量に対する低減率 廃棄物発生量低減化キャンペーン実施	5% 実施回数 (2回/年)		
			4	使用済油の処理策実施及び評価 ²	3	EMS	・結果報告時期	・年度内		環セ Puセ 再セ
							・処理量(焼却処理可能な使用済油)	・500kg/年		再セ
	-	放射性物質放出(気体及び液体)の適正管理	-	気体放出の適正管理 ¹	4	EMS	・管理基準値 (保安規定)	・管理基準値未 満		環セ
							・既存手順による適正管理	・不適合件数 (0件)		再セ
							・管理基準	・管理基準未 満		Puセ
			-	液体放出の適正管理 ¹	4	EMS	・中央廃水処理場の受入廃水の管理 基準値 (保安規定)	・管理基準値未 満		環セ
							・既存手順による適正管理	・不適合件数 (0件)		再セ
							・管理基準	・管理基準未 満		Puセ
-	管理区域内使用器材発生量の低減	5	管理器材 (不燃) 発生の改善策継続実施及び評価 ²	3	EMS	・低減対策の定着化結果報告時期	・結果報告時期 (年度内)	-	環セ	
						・低減種別実施	・結果報告時期 (年度内)		再セ	
						・発生量低減種別の維持管理継続と 共に、今後発生する廃棄物の量、時 期等を随時検討	・結果報告時期 (年度内)		Puセ	

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
 [要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
 4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転
 [担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署
 : 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)
〔安全確保・環境保全目標〕	-	特別管理産業廃棄物の 処理・処分	6	PCBの処理・処分策検討 ²	3	EMS	・PCB 関連情報の収集の継続	・収集書類件数 (1件以上)		建工 放射線 環セ Puセ
	-	化学物質使用量低減	7	フロン代替計画検討及び計画実施、評価 ²	3	EMS	・代替計画の最適化検討及び予算要求	・年度内		放射線 建工 環セ 再セ
	-	環境汚染放出物質の低減	9	気体(TUC 排気ガス中の環境汚染物質)放出低減策実施及び評価 ²	3	EMS	・TUC 燃料の仕様変更に係る予算の確保 ・燃料変更後のデータ収集、低減効果確認 (結果報告時期)	・完了時期 (15年3月) ・年度内	・仕様変更検討中	建工
	3		難燃性ビニールバッグ(塩ビ系)の材質改善策検討 ²	3	EMS	・代替候補(脱塩素系シート(可燃性))の適正確認及び調査検討 (結果報告時期)	・年度内		Puセ	
	-	省資源・省エネルギーの 推進	10	電力使用量低減 ²	3	EMS	・13年度実績比の低減率	・1%		保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ
	・所内へ電気使用実績の周知及び節電の呼びかけ						・周知回数 (1回以上/月)	・1回/月実施	建工	
	11		コピー用紙使用量低減 ²	3	EMS	・13年度実績比の低減率	・2%		保安 放射線 運管 建工 環セ 再セ Puセ	
	12		サーベイメータ用乾電池改善策の検討 ²	3	EMS	・13年度実績比の削減率 ・充電機への切り替え等の検討 (結果報告時期)	・2% ・年度内		放射線 再セ	

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目

[要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署

: 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

目標分類	機構の目標 (基本方針・基本計画)	事業所の目的 (EMSのみ)	事前 検討 表	事業所の目標内容(*1) (実施方策)	要求 品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	管理尺度	目標値	現 状 (平成 14 年 1 月現在)	担当 部署(*3)
〔安全確保・環境保全目標〕	-	一般廃棄物のリサイクル向上	1 3	一般廃棄物のリサイクル活動の継続と啓蒙 ²	3	EMS	・リサイクル啓蒙活動 ・「使用器材処理票管理システム」の運用	・3回/年 ・運用実施率(100%)		環セ
							・動植物廃残渣(食堂等から発生)リサイクル化実施	・実施率(100%)		運管
	-	-	1, 2, 3, 5, 7, 9	リスクアセスメント実施により洗い出された重大なリスクを改善する。 ²	1	OHSMS	改善件数 ・高所作業に伴う重大なリスク(1件)	1 4 件		放射線
							改善件数 ・高所作業に伴う重大なリスク(3件)			建工
							改善件数 ・クレーン作業に伴う重大なリスク(1件) ・有害物質取扱いに伴う重大なリスク(2件)			環セ
						改善件数 ・被ばくの恐れのある作業に伴う重大なリスク(1件)			再セ	
						改善件数 ・重量物重搬作業に伴う重大なリスク(2件) ・被ばくの恐れのある作業に伴う重大なリスク(2件)			Puセ	

[目標内容欄(*1)] 1：機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生方針/環境方針から導かれる項目 2：OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目
 [要求品質欄(*2)] 1：事故の未然防止 2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立
 4：地元に理解される業務運営 5：社会のニーズに即した開発と技術移転
 [担当部署欄(*3)] : 改善策検討, リード及び実施する部署 : 実施する部署
 : 内数字は年度を表わし、その年度以降に「業務推進・品質改善目標リスト」に取上げて実施する部署。

平成 14 年度 東海事業所安全衛生計画書

平成 14 年 3 月 27 日
東 海 事 業 所

1. 目的

平成 14 年度サイクル機構安全管理基本方針及び東海事業所「労働安全衛生及び環境方針」を受けて労働安全衛生マネジメントシステム基本規則に基づき、トラブル等の未然防止や健康の保持増進など、日常的な安全衛生活動を実践するための平成 14 年度東海事業所安全衛生計画を定める。

2. 安全衛生管理の目標内容

本計画に示す安全衛生活動の目標は、平成 14 年度東海事業所業務推進・品質改

善目標リスト「安全確保・環境目標」に反映し、展開する。

(1) 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

ルールを遵守し、安全を守る風土を醸成するため、各人の危険に対する感受性を向上させるための活動を推進する。

- ・ 基本動作，KY，TBM の徹底
- ・ 作業場所の環境改善（整理・整頓の徹底）
- ・ 体系的な保安教育の実施と個人毎の教育・訓練データベースの活用

(2) 労働衛生活動への積極的な取り組み

労働衛生管理の一層の向上を図るため、職場の作業環境の改善、健康の保持増

進等、積極的な労働衛生活動を推進する。

- ・ 快適職場づくりの推進
- ・ 心の健康管理の推進
- ・ 法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施
- ・ 健康づくりのための栄養指導及び運動指導などの THP 活動の実施

3. 安全衛生行事計画等

全国的に展開される各種安全衛生週間等の行事に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び労働安全衛生に関する各種委員会を定期的実施する。行事の具体的な実施内容は別途計画する。

また、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センタ

－協議会を毎月開催し,安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションの強化を図る。

平成 14 年度の安全衛生行事計画等を別紙-1 のとおりとする。

以 上

平成 14 年度 安全衛生行事計画

月	行事計画	定期的実施事項	
4	・安全衛生計画等の周知徹底	1．安全衛生管理規則等に基づくパトロールの実施 安全主任者パトロール (適宜) 衛生管理者パトロール (毎週 1 回) 統括者(年 2 回以上) 管理者(月 1 回以上) 産業医(月 1 回以上) 衛生工学衛生管理者(月 1 回以上) その他 ・所長パトロール(適宜) ・衛生管理者会議パトロール(適宜)	
5	・原子力エネルギー安全月間(5/1~31)		
6	・全国安全週間準備期間(6/1~30) ・危険物安全週間(6/2~8)		
7	・全国安全週間(7/1~31) ・茨城県産業安全衛生大会(7/3) ・安全大会(7/1) ・安全講演会		
8	・電気使用安全月間(8/1~31)		2．委員会等の開催 安全衛生・化学物質委員 (毎月)
9	・全国労働衛生週間準備期間(9/1~30) ・防災の日(9/1)		部・センター安全衛生委員会(毎月)
10	・全国労働衛生週間(10/1~7) ・高圧ガス危害予防週間(10/23~29) ・全国産業安全衛生大会(10/23~25)		衛生管理者会議(毎月 1 回) 安全主任者会議(毎月 1 回) 放射線安全衛生強化推進協議会定例会(四半期 1 回) 放射線安全衛生強化推進協議会各部センター会(毎月 1 回)
11	・秋の全国火災予防運動(11/9~15)		
12	・年末年始無災害運動(12/15~1/15)		3．労基署への定例報告 安全衛生管理状況報告(四半期毎) 特殊健康診断結果報告(電離、有機、特化 6 月毎)
1	・年末年始無災害運動(12/15~1/15)		
2			
3	・放射線安全衛生強化推進協議会(総会) ・春の全国火災予防運動(3/1~7)		

平成14年度 安全管理基本方針

核燃料サイクル開発機構

自主保安の推進

- ・職場の実態に応じたリスクアセスメント手法の定着
- ・作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）
- ・外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ

一人ひとりの危険に対する感受性の向上

- ・基本動作、KY・TBMの徹底
- ・規程類の遵守徹底
- ・作業場所の環境改善（整理・整頓（2S）の徹底）
- ・体系的な保安教育の実施と個人毎の教育・訓練データベースの活用

危機管理・防災体制の充実強化

- ・危機管理に係る教育訓練の継続的实施と実効性の向上
- ・原子力防災への備えの徹底（防災対応設備・機器の確実な運用、迅速・正確な通報、防災関係機関との連携強化）

東海事業所業務品質保証活動品質方針

1. 基本方針

東海事業所の社会的使命は、わが国における将来のエネルギーの安定供給を図るため、核燃料サイクルの確立に向けたフロントランナーとしての技術開発を推進することである。このことから、原子力施設等の安全を確保するとともに、サイクル開発機構の業務品質保証活動を積極的に推進します。さらに、透明性を確保し社会の信頼性を高めるため、国際認証に基づくOHSAS18001、ISO14001及びISO-9000s等の品質保証システムの定着をめざします。

2. 活動方針

理事長の定めた「業務品質方針」及び「要求品質」を踏まえ、「業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所の業務品質保証活動の推進に努めます。

施設品質保証計画書、労働安全衛生、環境マネジメントシステム及びISO-9000sの活動を積極的に推進します。

東海事業所として、労働安全衛生、環境及びISO-9000sの実行性を踏まえた業務品質保証活動体系の再構築に着手します。

3. 平成14年度行動目標

「平成14年度業務推進・品質改善目標リスト」に従い、事業所及び各部・センターの具体的な活動を計画する「平成14年度東海事業所品質保証活動計画」を定め、着実に実行します。

事業所内の施設品質保証計画書の改定を行います。また、労働安全衛生及び環境マネジメントシステムを始めとするISOなどの活動を踏まえ、合理的かつ効果的な事業所の業務品質保証活動のあり方について検討します。

労働安全衛生及び環境マネジメントシステムに基づく安全及び品質保証の体制を構築するため、規則及び委員会等を含めて具体的な体制について検討し、改善して行きます。

労働安全衛生及び環境マネジメントシステムを始めとするISOなどの内部監査等を取り込んだ合理的かつ効果的な定期自主品質監査を実施します。

平成 14 年度東海事業所品質保証計画

東海事業所における業務品質保証活動は、「平成 14 年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リスト」に基づくとともに、ISO14001 及び OHSAS18001 の活動を踏まえて推進する。その具体的活動を以下に示す。

1. 業務品質改善活動の実施

業務の「質」を改善・向上させるために業務の実態のチェックを「業務推進・品質改善目標リスト」を用いて診断会等において行う。なお、チェックにより抽出された問題点や課題については、その後の改善活動に反映する。

部門長（所長）診断会は、「平成 14 年度業務実施計画及び業務推進・品質改善目標リスト」の実施状況を確認する業務中間報告会・業務実績報告会を兼ねて、9月及び1月頃に実施する。抽出された問題点や課題については、計画的に改善活動に反映する。

今年度は東海事業所に対する理事長診断会の実施が12月予定されている。これに着実に対応する。（発表部門、発表テーマについては未定。）

現場に密着した重要なテーマについて、品質保証に関する専門家の指導を受けながら、改善活動を行う。

検討会・指導会に係るアンケート結果による審議を踏まえ、平成 14 年度は事業所の代表 2 チームが活動を行うことにするが、そのチームは 3 センターと支援部合同部門の持ち回りで実施する。

2. 業務の標準化の推進

各部・各センターにおいて業務の仕組みに係る改善、見直しについて、その仕組みの文書化を構築する。なお、ISO9000s を認証取得している部門は、その仕組みの中で改善活動を維持する。

業務の標準化について、ISO9000を認証取得している部門は、その仕組みの中で継続的に維持・改善していくこととし、認証取得していない部門は、今後の ISO9000システム構築に向けルール化（文書化）を進める。

JEAG 改訂に伴う施設品質保証基本計画書の改訂結果を踏まえ、改訂する品質保証計画書に従い下部要領の整備を図る。また、将来の品質保証活動あり方を考慮した品質保証計画書について検討を進める。

原子力施設等施設品質保証基本計画書の改定（平成 13 年 10 月 1 日）に伴う所に係る施設品質保証計画書の改訂作業を分科会において実施するとともに下部要領の整備を行う。

また、将来の品質保証活動のあり方及び品質保証計画書改定方針等について、分科会等において検討を進める。

3. 品質監査の実施

業務の実態をチェックし、業務の「質」の向上に資するために、自主品質監査を実施する。なお、ISO の内部監査、外部審査等（PRTR 法）との効果的かつ合理的な運用を検討する。

定期自主品質監査は、監査計画を上期に立案し、実施する。

今年度は、ISO 等の導入に伴う内部監査などが実施されることから、ISO14001・OHSAS18001 等との合理的な実施について、検討し実施する。その際、定期自主品質監査と ISO14001・OHSAS18001 の内部監査との評価基準の整合や平成 13 年度の監査方法の反省を踏まえて検討することとする。

なお、監査内容については、本社が行う機構品質監査との重複はさける。

東海事業所に納入される物品・役務等の「質」を確保し向上させるために、受注者の品質監査を計画的に実施する。

各施設毎に年度目標として計画を定め受注者品質監査要領書に従い受注者監査を実施する。

4. 業務品質保証に関する教育の実施

業務品質保証活動を進めていく上で、意識と能力を高めるため、教育の目的・目標を明確にしつつ、知識・技術能力に応じた教育を計画的に実施する。

平成 13 年度のみ受講者及び新任者について、本社品質保証推進部が企画する管理職、監督職（主務 及び主務 ）に対する業務品質保証に関する教育に参加する。

各部・センターが要望する ISO 教育について、協力会社員に対しても受講できるように本社品質保証推進部との調整を図り実施する。ただし、本社が外部へ委託している内部監査員の資格取得に係る講習会については契約に係る問題もあり、さらに調整を行っていく。昨年度検討したアンケ

ートについては、今年度より実施し、今後の本研修に反映させる。

5. その他の重要課題

品質保証関係部門との連携・連絡を密にして、業務品質保証活動の更なる推進・強化を図る。

保安全管理部品質保証室と各部・センターの品質保証関係部門の調整、連携、連絡を密にすることを目的として品質保証調整会議等を開催し、事業所としての業務品質保証活動を積極的に推進していく。

また、本会議を含めた会議結果及び活動状況については、定期的にQA通信及びホームページで従業員に周知する。

品質保証活動強化月間（11月）において、啓蒙活動を図る。

品質保証活動強化月間（11月）において、業務品質保証推進活動の意識の高揚のための啓蒙活動を実施する。

ISOの認証取得活動の推進

東海事業所において、ISO9000に関しPU燃料センターは平成12年度認証取得し、平成13年度には再処理センター及び建設工務管理部が認証取得したことから、今年度は2000規格への移行や認証取得範囲の拡大を目指し活動を継続するとともに、認証取得をしていない部門・部署においても認証取得に向けた活動の検討を開始する。

さらに、事業所としてISO14001、OHSAS18001を認証取得したことから平成14年度はこれらのシステムをより継続的に改善を進める。

所内保安管理体制の再構築について検討・着手

労働安全衛生マネジメントシステム及び環境マネジメントシステムを中心とした合理的かつ効果的な保安管理体制にするため、各委員会及び規則等を含めた再構築について検討し着手する。